

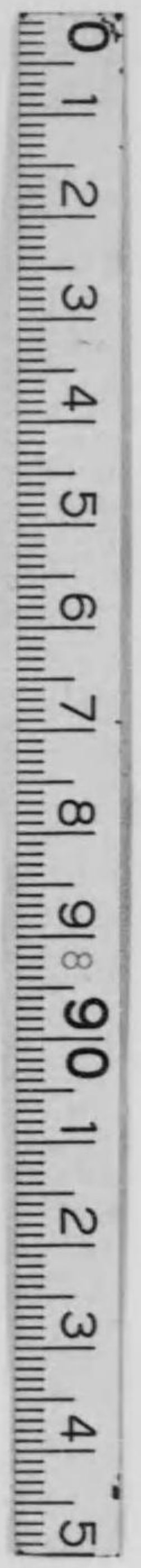
14.27
814

大正二年調

秋田縣水產調查報告書 第一報

海面ノ部

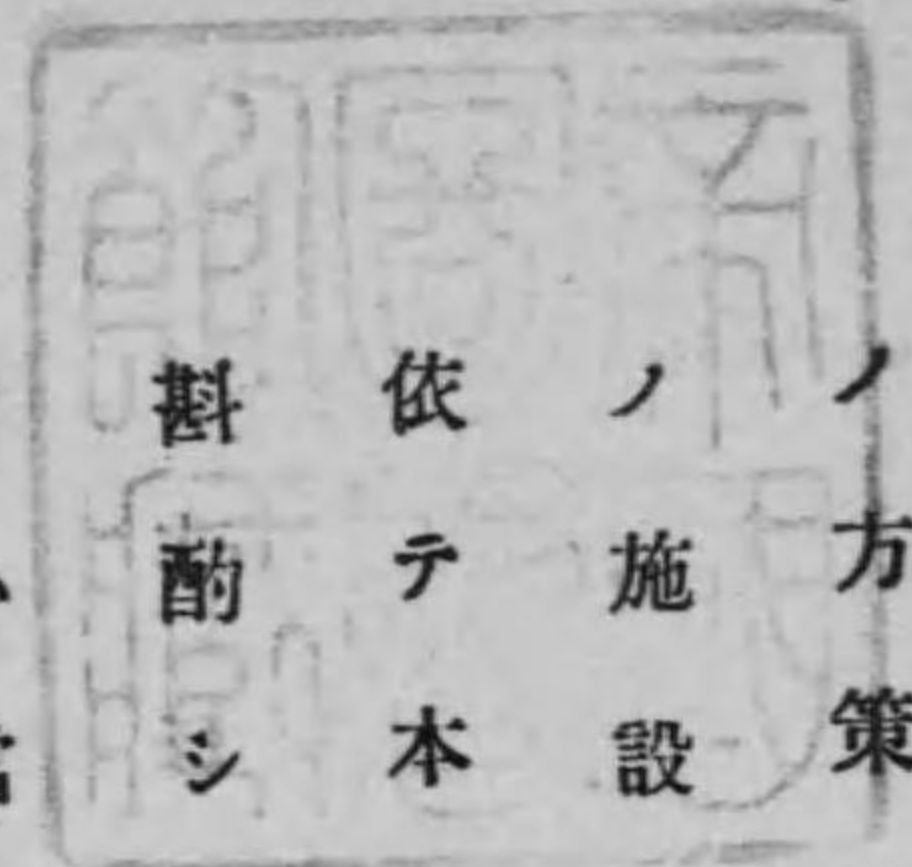
秋田縣水產試驗場



始



縣下水産業ノ状態ヲ調査シ之ヲ過去現在ニ鑑ミ
 將來ニ想到シ基礎ヲ事實ト學理ノ上ニ樹テ而シ
 テ後チ技術、行政ノ兩面ヨリ判定シ以テ改善向上
 ノ方策ヲ按シ適切ナル指導獎勵ヲ加フルハ當然
 ノ施設タルヘシ
 依テ本場ハ此種ノ調査ヲ基礎トシテ緩急前
 斟酌シ適應ノ計畫ヲ樹テ實施シツ、アリト雖多
 クハ當面ノ觀察ニ過キサルト又縣下水産業ニ關
 シ普ネク意見ヲ開陳シ協力研讃ヲ遂ケタルコト
 ナカリキ依テ本場ハ茲ニ縣下水産調査報告書
 ヲ逐次印刷ニ付シ卑見ヲ披瀝シテ一般ノ高示ヲ



後
 4.20
 内

需メ自他相通シ以テ前途多望ナル本縣水産業ヲ
 振興セントス幸ニ時代ノ趨勢ニ鑑ミ示教セラレ
 吾人ヲシテ戸位素餐ノ徒タラシメラル、ナクシ
 八豈獨リ吾人ノ本懐ノミナランヤ

大正二年二月

秋田縣水産試驗場長 森田忠三

秋田縣水産調査報告 第一報

目次

第一	地勢	沿岸ノ形勢	岬角	港灣	嶋嶼	河川	湖沼	第二	海況	深底	漁礁	第三	海流	第四	氣候
一	一	一	三	三	四	四	四	二	五	六	七	三	八	一〇	一〇

氣 温 一〇

風 位 一一

雨 雪 量 一五

第五 水族ノ分佈 一五

第六 魚貝藻類捕採期節 三八

第七 漁獲統計 四〇

 海面漁業種類別漁獲表 四五

 海面各村業種類別漁獲表 四八

第八 漁獲物ノ處理 五五

 漁者漁獲後ノ處置 五五

 陸揚法 五七

 漁者ノ水産製品 五七

 はたはた製造法 五七

 いわし製造法 六一

 魚 醬 六一

 てんくさ及るこくさ 六一

 漣 海 苔 六一

第九 鮮魚集散狀況

賣買方法 六三

魚 價 六五

山本郡能代港町 六八

 集散地名並狀況 六八

 主要鮮魚並荷造 七二

 運搬法 七三

 鮮魚賣買ニ關スル既往ノ變遷 七四

 鮮魚貯藏法 七七

南秋田郡船川港町 七九

 集散地名並狀況 七九

 主要鮮魚 七九

 運搬距離並賃金 八〇

南秋田郡土崎港町 八〇

 集散地名並狀況 八〇

 主要鮮魚並荷造 八四

 集 散 法 八五

由利郡本莊町 八五

集散地名並狀況	八五
重要鮮魚並荷造	八七
由利郡金浦町	八七
集散地名並狀況	八七
主要鮮魚並荷造	八八
運搬法	八八
鮮魚貯藏法	八九
第十一 漁船並船匠	八九
第十一 漁業投資額	九二
第十二 漁村	一〇二
漁業戸數及人口	一〇三
漁業組織	一〇五
漁夫雇入法	一〇六
漁業者婦女子ノ職業	一〇七
貯蓄	一一一
資本ノ調達	一一三
第十三 漁業組合	一一三

海面漁業組合名稱並組合員數	一一四
組合ノ現況	一一六
諸稅並公費	一一七
第十四 縣外出稼漁業	一二〇
組織	一二〇
漁夫雇入法	一二二
資本	一二三
出稼漁業並從業者數	一二五
收得	一二九
出稼漁夫ノ現況	一三三

秋田縣水産調査報告 第一報

第一地勢

本縣ハ奥羽ノ北部ニ偏シ東北方ハ岩手、青森ノ二縣ニ接シ南方ハ宮城、山形ノ兩縣ニ隣シ西ノ一面ノミ日本海ニ面ス地勢南北ニ長ク東西ニ短シ其總面積九百五十四方里餘一市九郡ニ分割セラレ、而シテ東境ハ中央火山脈ヲ負ヒ峻峰攢列シ南北兩界モ亦峰巒重疊ヲ極メテ海岸ニ迫リ唯西ノ一方ノミ日本海ニ向ツテ展開シ概シテ東ヨリ西ニ陵夷スト雖モ間々中央火山脈ノ支脈アリテ中央部ニ森吉山、太平山等ノ高峰アリ又八朗湖ヲ隔テ、男鹿山脈トナリテ半島ヲ爲ス河川ノ大ナルモノハ雄物川ニシテ十餘里ノ支流夥多ノ小川ヲ併合シテ本流トナリ縣ノ中央部ヲ貫流シテ土崎港ニ注ク之ニ次クハ米代、子吉ノ二川ニシテ何レモ舟楫ヲ通シ八朗湖ハ南秋田、山本ノ兩郡ニ跨リ男鹿半嶋ニヨリテ僅カニ日本海ト隔離セラレ湖水ノ過半ハ多少ノ鹽分ヲ含ミ周回二十里海水トノ落差殆ントナシ之ニ亞キ著名ナルハ鹿角郡ノ東北隅ニ位スル周回十二里ノ和田湖(海拔千四百八十六尺)トシ其他水深四百十二米突ノ田澤湖ヲ始メトシ水面積一萬坪以上ノ湖沼六十三個所溜池二萬四千餘町歩アリテ養魚ニ利用シ得ラル、水域夥多アリ今著名ナル山川湖沼ヲ擧クレハ左ノ如シ

名	山	嶽	河	川	湖	沼
稱	高	名	稱	程	稱	周
	サ		流			回

鳥海山	七三三三	雄物川	三八一八	八郎湖	二〇
駒ヶ岳		同支流 玉川	二七〇〇	十和田湖	一二
森吉山		米代川	三四、二〇	田澤湖	五
太平山	三八五八	同支流 阿仁川	一五、〇〇	一ノ目潟	一
本山	二、三四二	子吉川	二一、一〇	淺内沼	一

沿岸ノ形勢

本縣ノ一市九郡中海ニ瀕スルハ山本、南秋田、河邊、由利ノ四郡ニシテ海岸線延長約五十四里男鹿半島西方ニ斗出ス其長サ約十一里幅四里乃至八里ニシテ八郎湖ニ由テ幾ト本陸ト分斷ス半島ノ南方ハ土崎、北方ハ能代ノ沿岸ニ對シ南北方何レモ一大開灣ヲ爲ス岸勢ハ過半陡岸ニシテ屈曲シ地勢一般ニ高ク真山(一九〇六呎)本山(二、三四二呎)及ヒ寒風山(一、一五二呎)ノ近海好目標アリ遠ク海方ヨリ望メハ其狀恰モ孤嶋ノ如シ島ノ南方ハ一帯ノ沙濱ニシテ約二十里殆ント一直線ナルモ之レヨリ南北ニ走リ斷崖急峻ニシテ凹凸著シキ山形縣界ノ鳥海山麓沿岸ニ連ナル面シテ男鹿半島以北縣北ノ山本郡岩館村ニ至ル約十五里間ハ宛然大弓形ヲ爲シ即チ男鹿半島北側ノ八斗崎ヨリ米代川ニ至ル海岸ハ北々東ニ向走シ其半部西方ハ概ネ壞崖ナルモ八朗湖ト界スル處ハ低ク且ツ狭マキ沙丘トナリ是レヨリ米代川迄ノ間ハ一帯ノ沙濱ニシテ青森縣界ニ至リテ須後崎出デ斷岩數里ニ涉リ屈曲多シ八朗湖ハ男鹿半島ノ根部ヲ厄シ南北ニ長カク生花崎ノ東方約三里半ニアル一狭口ニ由リテ海ニ通シ河川

岬角

ノ大ナルモノハ雄物川米代川、子吉川ニシテ何レモ西流シテ海ニ入り舟楫ニ便シ河口ハ各土崎能代、本莊ノ諸港トナリ七八百石以下ノ帆船及ヒ小蒸氣船ノ碇泊ニ適ス男鹿半島ニアル本山、真山、寒風山、ノ高峻ノ盡頭ハ總テ岬角トナリ半島ノ北西端ヲ入道崎ト曰ヒ光達力二十哩ノ入道崎燈臺アリ南西端ヲ鹽瀬崎ト稱シ夫レヨリ東方ニ方リ館山ノ崎、金崎、鶴ノ崎斗出シ根ノ崎及生花崎ヲ以テ南東ニ船川灣ヲ形成シ其幅二里七鏈灣入一里ニ滿タス夏季偏南風ノ頃ハ安泊ノ地ニアラスト雖モ冬季ハ附近沿岸中ノ好泊地ニシテ根ノ崎ニハ光達力六哩達スル船川燈臺アリ又半島ノ北岸入道崎ノ南東方四里ニ坂崖ノ八斗崎アリ、次ニ縣南ノ山形縣界ニアル鳥海山ノ盡頭ヲ三崎ト稱シ其他鹽越鼻、笹岡崎、高磯崎トナル縣北ノ青森縣界ニハ大鉢山(二、〇九二呎)海岸ニ走リテ須後崎トナルノ外本縣ノ沿岸ハ一帯ニ平坦ニシテ岬角ヲ顯ハスハ僅カ以上二三ニ遇キス

港灣

海岸ノ狀貌前陳ノ如キヲ以テ良港ニ乏シク船舶ノ出入碇泊ニ便ナル所一モナク本縣三大川ノ河口ニ能代、土崎、本莊ノ三港アルノミ其他北浦、戸賀島村、加茂青砂、平澤、金浦、象潟等ノ錨地アルモ唯船舶一時ノ寄泊地ニ過キスシテ安泊スルコト能ハサルモ唯船川港ハ適度ニ高キ山ヲ負ヒテ南東ニ開ラキ海濱ハ低キ壞岸ト沙濱トヲ交ヘ形勝ノ位置ニアルヲ以テ冬季荒天日ニ於ケル船舶ノ避難所ニ適スルノミナラス今ヤ奥羽沿岸ニ於ケル重要港トシテ築港ノ議定マリ目下工事ニ着手シツ、アレハ竣工

ノ曉ニハ漁業上ニモ至大ノ影響ヲ及ホスニ至ルナルヘシ

嶋嶼

本縣領海ニハ嶋嶼一モ無ク唯縣南方ニ山利郡上濱村小砂川ノ西徽北方十六裡ヲ距テ、山形縣領海ノ飛鳥及ヒ縣北ニ青森縣鮎作埼沖合二十二裡ヲ距テ、二個ノ暗礁頭角ヲ顯ハス久六島アリ就レモ漁礁ニ富ミ漁利多シ男鹿半島ノ周圍ニハ奇岩珍石點在ス又入道埼ノ北徽西三鏈ニアル楕圓形ノ盤礁ニシテ高サ纔カニ十二呎ノ水嶋ノ外記載スヘキモノナシ

河川

河川ノ大ナルモノヲ雄物川ト稱シ源ヲ山形縣トノ境ニアル東安山ニ發シ成瀬川(十二里)皆瀬川(十二里)旭川(十二里)玉川(二十七里)檜木内川(十一里)岩見川(十里)等ノ支流其他夥多ノ小川ヲ併合シ國ノ中央ヲ西方ニ貫流シ土崎港ニ注キ其流程卅八里餘アリ之ニ次グラ米代川ト曰ヒ其源ヲ岩手縣根石山ニ發シ阿仁川(十五里)藤琴川(十一里)等ノ支流ヲ合セテ國ノ北部ヲ橫流シ其流程三十四餘里能代港ニ至リテ海ニ入ル子吉川ハ水源ヲ鳥海山ヨリ起シ石澤川(十五里)薯蕷川(十一里)等ノ支流ヲ合セ其流程廿一里アリ本莊港ニ於テ海ニ開ク以上本縣ノ三大川ハ共ニ水量豊裕且ツ其流域廣大ニシテ肥沃ナル田野相連ナリ漁利亦多ク加之緩流ナルヲ以テ舟楫ヲ通シ其他白雪川馬場目川、水澤川等ノ細流數多アリテ何レモ魚類ノ棲息ニ適ス

湖沼

本縣ニハ湖沼夥多アリテ其内盤賀縣ノ琵琶湖ニ對シ琴湖ノ稱アル周圍廿里ノ八朔湖ハ南秋田、山本ノ二郡ニ跨リ男鹿半島ニヨリテ日本海ト隔離セラレ僅カニ一葦水ノ開口(約三十五間)ヲ以テ西方海ニ通シ湖水ノ過半ハ稀薄ナル鹽分ヲ含ミ湖口ニ於テ比重一、〇〇五〇ヲ示シ漸次湖頭ニ至ルニ從ヒ鹽分薄スク北部ハ全ク淡水ヲ以テ滿シ水深概シテ淺ク五六尋ヨリ一二尋ヲ普通トス湖面ノ高サ海水ト大差ナク魚貝藻夥多ニシテ其產額亦尠ナカラス氷下曳網ノ如キ殊種漁法見ルベキモノアリ之ニ亞キ著名ナルハ本縣東北隅ニアル十和田湖ニシテ本縣鹿角郡七瀧村ト青森縣上北郡法澤村トニ跨リ周圍十二里餘海拔千四百八十六尺最深水深三百二十七米突ニ達シ沿岸屈曲ニ富ミ風景絶佳十個ノ曲灣アルヲ以テ十灣田湖又ハ十輪田湖トモ書ス本湖ハ本縣人和井内貞行氏明治十七年來獨力經營シ爾後三十餘年ニ垂ントスル長年月ノ盡力ニ依リ今ヤ鮭鱒ノ主產地トナリ毎年數百萬粒ノ鱒卵ヲ他府縣ニ輸出シ漁利數千圓ヲ以テ稱セラル又田澤湖ハ仙北郡ノ北東ニ在リ槎木湖又ハ辰子湖トモ稱ス周圍五里海拔二百八十七米突水清澈無比ニシテ最深水深四百三十尋世界現知ノ最深湖トシテ名アリ本湖モ目下養魚經營中ナリ其他一ノ目潟三ノ目潟、角助沼、漫内沼、館次沼、螺沼、桁倉沼、等數多アリテ現今ハ何レモ鯉又ハ鱒ノ養殖行ハレツ、アリ

第二海 况

本縣ノ地勢一般ハ前章ノ如シ其山脈ノ起旬沿岸ノ形貌及ヒ河水ノ廣狹等ハ著シク海況ニ影響ヲ及ホスハ勿論特ニ漁場ハ其形成スル海深海底及海水ノ濃淡ニ依リ自然棲息水族ノ種類ニ差異アリ從テ使用スル漁具ニ種別ヲ生セシメ且ツ氣界ノ變動、海流及

潮流ノ如何ニヨリ直接漁業ニ至大ノ影響ヲ及ホスモノナレハ左ニ本縣海況ノ梗概ヲ記述スヘシ

海深

海深ノ深淺ハ一ニ沿岸ノ地勢如何ニ依リテ支配セラレ、モノニシテ山岳重疊シテ海ニ望ム所ハ斷崖岩石ヲ以テ水ニ接シ海底傾斜ノ度モ亦之ニ準ジテ岸深ナルモ之ニ反シ沿岸ノ土地平坦ナレハ概テ一帯ノ砂濱ニシテ水深モ遠淺ト成ルハ一般ナリ即チ男鹿半島及南北兩縣界ノ如キハ前者ニ屬スルモ其他一帯ノ沿岸ハ後者ニ屬ス是レヲ漁業上ヨリ類別スレハ本縣ノ南部由利郡西目村ヨリ南秋田郡脇本村マテ及北部南秋田郡五里合村ヨリ山本郡八森村ニ至ル間ハ一般地曳網漁業行ハル、モ其他ノ沿岸岩石多キ地方ニテハ延繩刺網漁業ニ從事スルカ如キ之レ地勢ノ然ラシムル所以ナリ之ヲ海深ニ徵スルニ南部島海山麓附近ヨリ飛鳥間ニ至ル一帯ハ一般深クシテ百八十尋ニ達シ漸次北進スルニ從ヒ深所陸地ニ接近シ金浦港沖合ニテハ陸岸ヨリ十哩ヲ離テ、百尋トナリ夫レヨリ急激ニ増深シ五哩ヲ進メハ二百五十尋ノ水深トナリ由利郡海面ノ最深所トス而シテ此ヨリ沖合ハ次第ニ水深減シ飛鳥及男鹿半島西端ノ見通線ニ至レハ僅カニ六十尋ヲ保チ俗稱沖ノ瀬ノ最淺所トナル之レヨリ西スレハ著シク深ク巨岸三十哩ニシテ四百余尋ニ達ス然レトモ本莊沖合ヨリ男鹿半島ニ至ル間ハ一帯ニ水淺ク其傾斜ノ度モ亦畧ホ一様ニシテ本莊沖合十哩ノ水深百尋線ハ男鹿半島ニ向ツテ走り又土崎港沖合ヨリ男鹿半島ニ近ツクニ從ヒ次第ニ深度ヲ加ヘ半島ノ西端ハ最モ岸深カニシテ僅カニ一哩ヲ出ツレハ三十尋ニ達

シ十哩ニシテ百尋ニ及ブモ夫レヨリ五哩西進スレハ俗稱沖ノ瀬トナリ水深六七十尋ヲ保チ其間ニ於ケル凹所ノ最深部ハ百八十尋アリ而シテ沖ノ瀬北西ハ著シク深クシテ五百餘尋ニ達スル所アリ次ニ男鹿半島以北ノ海區モ畧ホ其以南ノ如ク水深一様遠淺ニシテ十五哩ニテ僅カニ五十尋線ニ過キナルモ縣境ノ山本郡岩館村沖合ニ至レハ再ヒ岸深トナリ一哩ニテ二十五尋トナリ沖合十二哩ニテ百尋線ニ達ス而シテ男鹿半島西端ヨリ南方飛鳥北方久六嶋ニ至ル一帯ノ沖合ニハ海礁連ヲ間々凹所アルモ一般ニ背部ヲ形成シ水深淺ク大約七八十尋ヨリ百二三十尋ニ過キス其間めぐり、すぐり、むかい瀬、たかで、ぼつち等ノ漁礁アリテ倍ニあら場ト稱スルハ此瀬ニ屬ス之ヨリ陸岸ニハ間々凹處アリト雖モ水深二百五十尋ヲ越ユルコトナク概シテ淺キモ之ヨリ沖合ハ著シク増深シ五百尋以上ノ水深ハ漁者ノ未ダ曾テ探見セシコトナキカ如シ

海底

海底ノ形狀ハ陸地ニ於ケルカ如ク其高低凹凸一様ナラサルノミナラス其底質モ或ハ泥土ナルアリ沙地ナルアリ或ハ粘土、礫地ナルアリ從テ漁具ニモ亦種々ノ差異アリ今本縣海區ニ於ケル海底ノ模様ヲ前項ノ海深ニ依リテ細説スレハ百尋線以內ハ主トシテ沙又ハ泥沙ナルモ間々泥土或ハ堅土ノ個所アリ殊ニ雄物、子吉、米代川ノ河口ニ當ル附近一帯ハ遠ク砂底ヲ以テ沖合十數哩ニ延ヒ沖ノ瀬ニ至レハ暗礁ヲ以テ形成シ百尋線ヨリ此瀬ニ至ル間ハ概シテ泥土ニシテ沖ノ瀬以西ハ再ヒ泥土ト成ル斯ノ如キヲ以テ沖ノ瀬附近ハあら、そへ等ノ魚族棲息シ手釣或ハ延繩漁業盛ニ行

ハル其陸地方面ニハたひあまだひ、かれい、ほうぼう等ノ底魚其他まぐろ、ぶり、さば、いはし等ノ回游魚族ノ漁場トナリ手繰網或ハ流網等ノ漁業行ハル

漁礁

漁礁ノ多寡ハ直接漁業ヲ支配スルヤ言フ俟タス之カ探究ハ常ニ必要トスル所ナルヲ以テ此カ調査ニ方リ各地漁業者ニ就キ努メテ精査セシモ此ヲ總括スレハ著シキ差異アリ是レ各自目標ヲ異ニスルカ故自然一礁ニシテ數名ヲ冠セラレ、アリ又ハ同一漁礁ナルモ各地其名稱ヲ異ニスル等何レモ其位置ヲ實査シタルニアラサルヲ以テ區々ニシテ實際ノ位置ヲ各礁毎ニ詳記スルコト到底不可能ノコトニ屬ス今強テ之ヲ列舉センカ反テ後日ノ疑惑トナルヲ以テ茲ニ之ヲ省畧スヘシ然レトモ各漁場ハ水族ノ習性ニ依リ畧ホ同一ナルヲ以テ後記各漁業種ニヨリ其一般ヲ知ルヲ得ヘシ

第三海流

海流ハ常ニ其狀態ヲ變シ水族ノ來去、浮沈、游行速度集散ニ影響ヲ及ボスコト甚大ナルヲ以テ漁者ハ深ク注意ヲ拂ヒ研究ニ努ムル所以ナリ而シテ本縣海區ニ於ケル海流ハ彼ノ暖流ノ分派タル對島海流ノ支流ト北方オコツク海ヨリ來ル寒流タル千島海流ノ支流トノ兩者ナルモ此等ハ又氣界ノ變動ニヨリ一時的ノ不規則ニ流起スルコトアリ右ノ内暖流ハ主トシテ飛鳥沖合ヨリ男鹿半島沖合ニ北進シ縣ノ北境ニアル須後埼ヲ洗ヒ北流スルモノ、如ク其流域廣ク且ツ水温高ク青藍色ヲ呈ス其速度ハ一般時季ニ依

リ運速アレトモ男鹿半島西端ノ戸賀村沖合ニテ測定シタル處ニ因レハ急速ノ際ハ一時間三哩前後ナルモ緩ナル時ハ半哩ニ過キスシテ平均約一哩半ノ速度トス而シテ寒流ハ暖流ニ比シ其流勢ノ微弱ナル爲メカ漁者ハ未ダ其流向ヲ詳ニセスト雖モ按スルニ該流ハ常ニ最深キ水底ヲ南流スルニ似タリ又氣界ノ變動ニヨリテ湧起スル一流ハ其時期ニ於ケル風位風力及河水ノ増減トニ因リ感起スルモノト寒暖兩流ノ影響トニ因リ不規則ニ渦回逆流スルモノニシテ此現象ハ殊ニ男鹿半島ノ南北兩海區ニ現出スルコト多ク尙ホ其流向及速度等ハ常ニ一定セスシテ或ハ北流シ或ハ南進シ或ハ上下兩層其方向及速力ヲ異ニスル等區々ナルヲ以テ漁業上不便ヲ感スル事尠ナシトセズ之ヲ要スルニ本縣ノ海區ハ暖流ノ流域廣大ナルノミナラス其流カニシテ常ニ北流スルモ寒流ハ極メテ狭少ナルヲ以テ寒流ニ輪セラレ來游スル水族ノ如キハ其時期ニ於ケル氣温風位風力乃至河水ノ増減ニ因リ起ル變潮如何ニ左右セラレ、コト暖流魚ニ比シ其影響多キカ如シ此等海流ニ伴レ本海區ニ回游スル重要ナル水族ハ暖流魚トシテまぐろ、ぶり、さば、からを、いわし、しいら等アリ寒流魚ニハさけ、ます、たら、さめ、はた、にしん等ヲ産ス今本縣漁者ノ稱呼スル潮流ノ名稱ヲ記スレハ左ノ如シ

下	下	下	下
潮	潮	潮	潮
北方ニ流ル、モノ	南方ニ流ル、モノ	陸地ヨリ沖合西南ニ流ル、モノ	陸地ヨリ沖合西方ニ流ル、モノ
上	上	上	上
潮	潮	潮	潮
北方ニ流ル、モノ	南方ニ流ル、モノ	陸地ヨリ沖合西南ニ流ル、モノ	陸地ヨリ沖合西方ニ流ル、モノ
出	出	出	出
潮	潮	潮	潮
北方ニ流ル、モノ	南方ニ流ル、モノ	陸地ヨリ沖合西南ニ流ル、モノ	陸地ヨリ沖合西方ニ流ル、モノ

出下リ湖
 入上リ湖又ハ寄上リ湖
 入潮又ハ寄潮
 入下リ湖又ハ寄下リ湖
 但以上ハ陸地ヲ標準トスルヲ以テ男鹿半嶋ニ於テハ各地漁村ニ應シ同名稱ナ
 ルモ其方向ヲ異ニス

陸地ヨリ沖合西北ニ流ル、モノ
 沖合ヨリ陸地南東ニ流ル、モノ
 沖合ヨリ陸地東方ニ流ル、モノ
 沖合ヨリ陸地北東ニ流ル、モノ

第四氣候

氣候ノ變遷ハ恰モ海岸ノ地勢カ漁場ヲ支配スルカ如ク水族ノ浮沈、來去、集散等ヲ異ニシ漁場ヲ左右シ從テ漁業上ニ復雜ナル影響ヲ及ホスコト蓋シ斯ノ如ク大ナルハナシ其寒、暖ハ水中生物ノ分佈ヲ異ニシ雨雪量ノ多寡ハ潮流ノ勢力ヲ急緩ナラシメ風向ハ前者ト相俟ツヲ出漁日數操業時間ヲ伸縮シ漁業上ニ至大ノ影響ヲ及ホスコト贊セスシテ明白ナリ左ニ本縣氣象ノ一般ヲ記述スヘシ

氣温

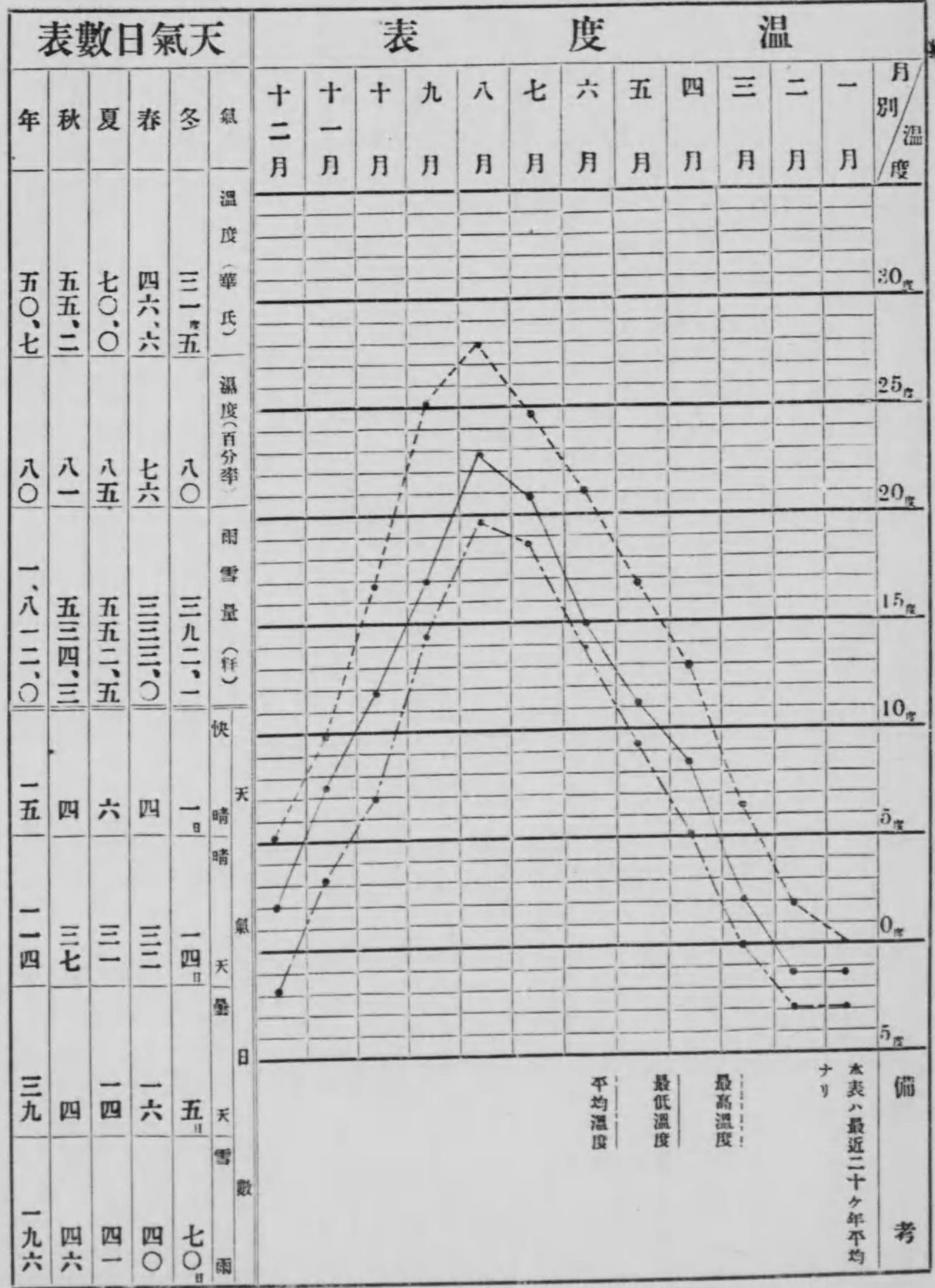
本縣ハ全ク日本海方面特有ノ氣象ヲ呈シ亞細亞大陸ノ影響ヲ受クルコト尠シトセズ前項述ベシ對島海流ハ冬期北西風ノ卓越スルニ當リ大ニ嚴寒ヲ調和シ大陸ニ於ケルカ如キ酷寒ヲ感スルニ至ラスト雖モ濃雲天ニ溺リ日光ヲ見ルコト稀ニシテ常ニ雪霰霏々トシテ降り間々荒天十數日打續キ著シク出漁日數ヲ減殺シ又常ニ好期ヲ逸スル等本縣冬季漁業ノ不振ナルハ一ニ天候ノ然ラシムル所タリ今本縣測候所

風位

ノ觀則ニ因ル最近二十ケ年ノ平均氣温及天氣日數ヲ表示スレハ第一表ノ如シ

風ノ方向及強弱ハ直接漁業上ニ便不便ヲ生セシムルハ漁者ノ等シク知ル所ナリ而シテ本縣漁業上不利ナル風位ハ各地其地形ニヨリ素ヨリ同一ナラサルモ概シテ南東及北西ノ二風トス即チ南東風ハ晩春ヨリ初秋ニ亘リ時々襲來スル風ニシテ其風力一般烈シク漁業者ハ俗ニ出シ風ト稱シテ恐怖ス北西風ハ冬春雨季ニ多ク波浪ヲ起シ易ク其大濤ハ容易ニ風カス爲メニ此期節ニ盛漁ノさめ、たら漁業ハ其出漁日數著シク減縮シ多大ノ不利不幸ヲ覺ユルコト尠カラズ而シテ該風ハ彼ノ大陸西比刺亞地方ヨリ吹來シ日本海ニ入り益々勢力ヲ逞フスルモノナルカ故ニ漁業上支障ヲ感スルハ獨リ本縣ノミナラス日本海一帯ノ地ハ何レモ同様ノ影響ヲ受ク然レトモ出漁日數ノ多少ハ又地形ノ如何ニヨリ差異アリテ假ヘ此風域内ニアリト雖モ男鹿半島ノ南、北兩海區ハ全ク其趣ヲ異ニシ即チ北西風ノ際ハ半嶋ノ南部比較的靜穩ナ

(第一表)



ルモ東南風ハ之ニ反スルカ如シ而シテ本縣海區ニ於ケル風向ノ轉遷ニ因ル海上ノ
 模様ハ之ヲ經驗ニ徵スルニ北風ハ一般天氣靜穩トナル兆候ニシテ北東方ニ轉スレ
 ハ海上益々鎮靜スルモ東風トナレハ海水溷濁シ時ニ往々波濤ヲ起シ南方ニ旋回ス
 ルカ如シ南風ハ概ネ曇天雨ヲ催シ南方ニ轉スレハ高浪ヲ湧起ス是レ俗ニ日方風
 ト稱スルモノニシテ漁者ノ最モ嫌忌スル所ナリ次ニ西風ハ其風力強ク北西方ニ轉
 スルニ從ヒ愈々勢力ヲ逞フスルモ漸次北方ニ偏スルニ從ヒ天候恢復シ終ニ靜穩ト
 ナル以上ハ普通風向回轉ノ順序ナレトモ轉吹急ナル時ハ自然不良ノ天候連續スル
 カ如シ今最近三ヶ年間ノ最多風位及暴風日數ヲ掲クレハ第二表ノ如シ
 風向地方名稱

北	北々東	北	東	東南東	南	南	南
あ	あいやませ	やませ	下嵐	嵐	上嵐	下	下
い			出シ	出シ	出シ	リ	

(第二表)

最多風位暴風日數表

年	月別年度												日數	風位	日數	風位	日數	風位	日數	風位
	十二月	十一月	十月	九月	八月	七月	六月	五月	四月	三月	二月	一月								
四十年	南	北	北	南	南	南	南	西	西	西北	西北	南	晝	東	東	東	東	東	東	
	東	西	西	東	東	東	東	南	南	西北	西北	東	夜	東	東	東	東	東	東	
	南	北	南	南	南	南	南	南	南	西北	西北	東	日	東	東	東	東	東	東	
	東	西	東	東	東	東	東	東	東	西	西	西	數	東	東	東	東	東	東	
四十年	西北	北	北	南	東南	西	西	西	北	北	西北	南	晝	東	東	東	東	東	東	
	西	西	西南	東	東	東	東	南	南	西	西	西	夜	西	西	西	西	西	西	
	南	西北	南	南	東南	東南	東南	南	南	西南	西北	西	日	西	西	西	西	西	西	
	東	西	東	東	東	東	東	東	東	東	西	西	數	西	西	西	西	西	西	
大正元年	西北	北	北	南	東南	西	西	西	西北	西北	西北	晝	西	西	西	西	西	西	西	
	北	西	西	東	東南	南	南	南	西南	西北	西北	夜	西北	西北	西北	西北	西北	西北	西北	
	南	北	北	南	南	南	南	南	南	西南	西北	日	西北	西北	西北	西北	西北	西北	西北	
	東	西	西	東	東	東	東	東	東	東	西	數	西北	西北	西北	西北	西北	西北	西北	

(第二表)

最多風位暴風日數表

年	月別年度												日數	風位	年度	
	十二月	十一月	十月	九月	八月	七月	六月	五月	四月	三月	二月	一月				
南	北	北	南	南	南	南	西	西	西北	西北	南	南	四	風	十	年
	東	西	東	東	東	東	東	東	西	西	東	東				
南	北	南	南	南	南	南	南	南	西北	西北	東	東	日	暴	風	年
	東	西	東	東	東	東	東	東	西	西	東	東				
一六〇	西北	北	北	南	南	東南	西	西	北	西北	南	南	四	風	十	年
南	西北	南	南	東南	東南	東南	南	南	南	西北	西	西	日	暴	風	年
一四〇	西北	北	北	南	東南	西	西	西	西北	西北	西北	西北	日	暴	風	年
南	北	北	南	東南	東南	南	南	南	南	西北	西北	西北	日	暴	風	年
一五八	西北	北	北	南	東南	西	西	西	西北	西北	西北	西北	日	暴	風	年

南	南	南	西	西	西	南	南	下
南	南	南	南	南	南	日	日	日
西	西	西	西	西	西	方	方	方
北	北	北	北	北	北	西	西	西
北	北	北	北	北	北	た	た	た
北	北	北	北	北	北	ば	ば	ば
北	北	北	北	北	北	風	風	風
北	北	北	北	北	北	あ	あ	あ
北	北	北	北	北	北	いた	いた	いた
北	北	北	北	北	北	ば	ば	ば
北	北	北	北	北	北	風	風	風

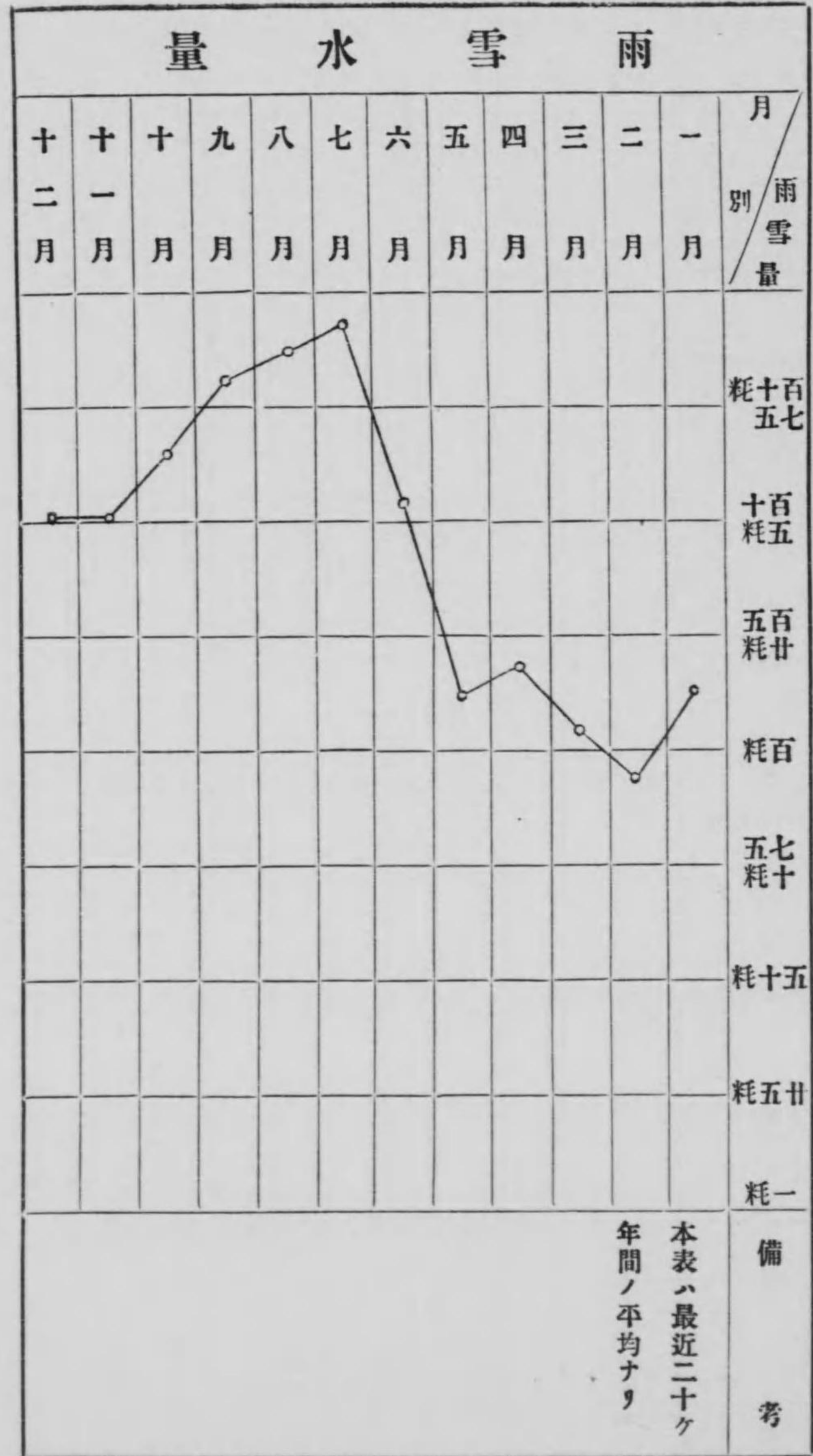
雨雪量

雨雪水量ノ多寡ハ海水、河水ノ清濁、水量、流力等ヲ變スルノ結果直接魚族ノ來去、集散ニ影響シ殊ニ本縣ニハ三大川ノ排水アル以テ屢々沿岸一体ニ濁流ヲ漲ラシ常ニ海水ニ淡水停滯シ海水ノ比重ヲ降下シ加之下層ノ潮勢ヲ急奔セシムルヲ以テまぐろ、ぶり、さわら、さば、いわし、しいら等ノ回游魚ハ降雨後ハ遠ク沖合ニ退去シ從テ漁利ヲ見サル事屢々ナリ而シテ此現象ハ殊ニ男鹿半嶋近海ニ於テ多ク目撃スル處ナリ今三ケ年間ノ雨雪水量及各月ノ天氣雨雪日數表ヲ掲クレハ第三、第四表ノ如シ

第五 水族分佈

本縣領海ニ於ケル鹹水産ノ水族ノ分布ヲ分類學上ニヨリ列記スレハ左ノ如シ
門、脊索類

(第三表)



(第四表)

降水日数并降水量表

備考	年	月別年度												
		一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	
降水日数ハ雨雪ノ總括ニシテ其量〇・一ミリメートル以上降下シタル日ナリ	年	二二〇	二二七	二二二	二二七	二二七	二二七	二二七	二二七	二二七	二二七	二二七	二二七	二二七
	降水量	一八四三、九	一〇五、八	二二〇、五	七六、一	五二二、三	一八〇、一	一四五、三	一九五、六	七七、四	六一、四	九一、一	五六、七	一一一、六
	年	二二四	二二〇	二一八	二一五	二一四	二一八	二一七	二一七	二一七	二一七	二一七	二一七	
	降水量	一〇二、四	五八、一	一一一、四	一四九、一	五二、一	二〇八、〇	五一七、〇	二〇三、六	一七五、六	二一八、四	二七四、八	二二五、一	
	大正元年	二二九	二二四	二二四	二一九	二一八	二一七	二一〇	二〇六	二一七	二一五	二二三	二二七	
	降水量	一五九、〇	二二〇、七	一一三、六	一一三、九	一一八、六	三〇三、三	一七、四	二〇八、九	一一一、二	一〇八、一	一四八、九	一七四五、二	

亞門、脊椎類

綱、哺乳類

目、有齒類

いるか科 まいるか、ごんごうくら、さかまた

目、有鬚類

いわしくちら科 ながすくら

綱、爬虫類

目、かゑ類

うみがえ科 あほうみがめ

綱、魚類

亞綱、硬骨類

目、硬骨類 すゞき型

すゞき科 すゞき亞科、すゞき、あら、いしなぎ

あまだい科 あまだい

きす科 しらぎす

いしもち科 いしもち

はたぐ科 はたぐ

たひ科 おほたひ、かすこたひ、くろたひ、

うみたなご科 うみたなご

かんたひ科	あほへら、あかへら	さば型類
あぢ科	まあぢ、ぶり	
さば科	さば、そうだかつを、かつを、まぐろ、さわら	
たちのうを科	たちのうを	
かぢき科	はせうかぢき、まかぢき	
しいら科	しいら	
かれない科	ひらめ、ほしかれい、めいたがれい、まこがれい、いしがれい、したぴらめ	またたひ型類
はせ科	はせ、しらす	はせ型類
こばんざめ科	こばんざめ	扁頭類
かさご科	くろめばる、あこう、そい、かさご、あかそい、たけのこめばる、をこせ	硬装類
あいなめ科	あいなめ、あぶらこ	
こち科	こち、いねこち、めごち	
ほうほう科	ほうほう、かながしら	
ぎんぼう科	ぎんぼう	

あんこう科	あんこう	目、軟 鰭 類
たら科	たら、すけとうだら	目、喉 鰭 類
さんま科	さんま、さより、とびのうを、たづ	
いかなご科	いかなご	
ぼら科	ぼら、めなだ	
ゑそ科	ゑそ	
さけ科	さけ、ます、しらうを	
にしん科	にしん亞科、にしん、まいわし、うるめいわし、このしろ	
ひしこ亞科	ひしこ	
はぎ科	うまづらはぎ	目、固 顎 類
ふぐ科	さばふぐ、きんふぐ、あかめふぐ	亞目、硬 皮 類
		目、固 顎 類
		亞目、裸 齒 類
		亞綱、板 鰓 類
		目、横 口 類

ねこさめ科

ねこざめ

さめ亞類

しろざめ科

しろざめ、ひらがしら

しゅもくざめ科

しゅもくざめ

ねすみざめ科

ねすみざめ

つのざめ科

つのざめ

のこざりざめ科

のこざりざめ

かすざめ科

かすざめ

ゑひ亞類

さかたざめ科

さかたざめ

がんざゑひ科

がんざゑひ

あかゑひ科

あかゑひ、つばくろゑひ

とびゑひ科

とびゑひ

綱、圓口類

目、完口蓋類

やつめうなぎ科

かわやつめ

めくらうなぎ科

めくらうなぎ

目、穿蓋類

門、筋肢類

綱、甲殼類

亞綱、軟甲類

目、十脚類

亞目、短尾類

孤殼類

がざみ科

がざみ

無尾類

たらばがに科

たらばがに

亞目、長尾類

くるまるび類

くるまるび科

くるまるび、あかゑび

たらばゑび科

たらばゑび

目裂脚類

あみ科

あみ

目口脚類

しやこ科

しやこ

門、軟体類

綱、頭足類

目、二鰓類

亞目、八脚類

たこ科

またこ、みつだこ、ひひだこ

亞目、十脚類 開眼類
 するめいか科
 やりいか科
 まいか科
 みみいか科
 網、腹足類
 目、前鰓類
 亞目、一房類 板齒類
 ほねがひ科
 なかにし科
 なかにし科
 るつちうばい科
 亞目、二房類 扇齒類
 さゝる科
 あわび科
 網、斧足類
 目、正辨鰓類
 亞目、はまぐり類
 はまぐり科
 亞目、とりがひ類

目、おほのがひ科
 まてがひ科
 かき科
 ほたてがひ科
 あかがひ科
 いかひ科
 門、棘皮類 網海鼠類
 目、有足類
 なまこ科
 網、海膽類
 目、うに類
 網、海盤車類
 目、顯帶類
 もみちがひ科
 門、腔腸類
 網、水母類

おほのがひ
 まてがひ、あげまぎ
 偽辨鰓類
 まがき、いたぼがき
 いたやがひ
 絲鰓類
 あかがひ
 いかひ
 網海鼠類
 なまこ
 網海盤車類
 うに類
 顯帶類
 もみちがひ、るいしあ

目、盤水母類

みづくらげ

海藻類

顕花植物

すがも (方言うみしげ)

褐藻類

わかめ、あらめ、まつも、もづく、やつまたもく(方言もく)

紅藻類

えご、いわのり、てんぐさ、こぶのり

緑藻類

あをさ、あをのり、みる

前項記述セシ本縣沿海ニ産スル水族ノ習性、分布、漁法等ヲ知ルハ漁業、養殖上最モ緊要
必須ノ事項ナレトモ此等ハ到底容易ニ調査探究スルコト難キヲ以テ唯僅カニ漁者ニ
就キ調査セシモノ及ヒ本場研究ノ結果等ヲ綜合シ左ニ摘記スヘシ

まいるか 春季ヨリ秋季ニ至ル間屢々來游シ時ニ沿岸ニ回游スルコトアリ之レ
カ漁法ナシ

こんごうくら 夏季屢々沖合ニ群游スルヲ見ルノミ

さかまた しやちト稱シ夏季稀ニ魚群ヲ追襲シテ沿岸ニ來游スルコトアリ

いわむくら ながすくら、極メテ稀ニ沖合ニテ見ルコトアルノミ

あほうみがめ 方言しようがくぼうト稱シ夏季暖流ニ乗シ來リ稀ニ流網地曳網等ニ
テ捕獲セラル、コトアリ

すき 体長ニ從ヒ其名稱ヲ異ニシ一尺内外迄ヲせいご若クハはねごとト稱シ
成魚ハ四五月ノ候海藻ノ繁茂セル場所ニ産卵ス漁具ハ幼魚ハ地曳網成魚ハ延繩、竿
釣等ヲ使用シ共ニ産額多カラズ

あら 水深八九十尋ヨリ百廿尋以内ノ潮流急激ニシテ岩礁アル所ニ底棲シ
夏季産卵ス体長大ナルモノハ二尺五寸ニ及ブ幼魚ハ淺海ヲ群游シ長スルニ從ヒ漸
時深海ニ移ルモ漁者ノ言ニヨレハ決シテ百廿尋以上ノ海底ニハ棲息セスト云フ漁
具ハ延繩、一本釣リヲ用ヒ其年産額壹萬參千圓以上ニ及ブ

いなぎ 方言をういをト稱シ常ニ水深五六十尋ヨリ百四五十尋ノ海底岩礁ア
ル所ニ棲息シ大ナルモノハ廿五六貫ニ達ス本縣男鹿半嶋沿岸ニ饒産シ主トシテ一
本釣リニヨリ漁獲セラル其産額尠ルヘカラズ

あまだひ 來游期間ハ六月ヨリ十月下旬ニ至ル間ニシテ水深五十尋ヨリ百尋内
外ノ泥砂相混交セル處ニ棲息シ淺處ニ回游セス五六月ノ候産卵ス漁具ハ延繩、手釣
リ、手繰網等ニシテ産額尠ナラス

しらぎす きすト稱シ漁期ハ四月ヨリ十月マテニシテ砂底ノ淺海ニ棲息シ主ト
シテ地曳網ニヨリ漁獲セラル相當ノ産額アリ

いとちもち 夏秋ノ候手繰網、地曳網等ニヨリ漁獲セラル、モ産額少ナシ
はたはた 常ニ百四五十尋以上ノ泥砂底ニ棲息シ十一月下旬ヨリ十二月下旬ニ

亘リ産卵ノ爲メ沿岸水深二三尺ノ淺處ニ群來ス卵ハ粘着沈性卵ニシテ一孕一塊トナリ球狀ヲナシ海草ニ附着ス漁具ハ建網、瓢網、手繰網、曳網、刺網等ノ各種アリ該魚ハ本縣ノ特産ニシテ年産額拾數萬圓ニ上リ重要水産物ノ主位ヲ占メ從テ其豐凶ハ縣下漁業ニ至大ノ影響ヲ及ホス

おほたひ 毎年五六月ノ候泥砂底ニシテ水深三四十尋ノ處ニ來游シ一二月ニシテ沖合ニ去ル体長大ナルモノハ三尺内外ニ達スルモノアリ七八寸以下ノ幼魚ハたひごと稱ス晩秋海水ノ冷却スルト共ニ沖合ニ去ルモノ、如シ漁具ノ重ナルモノハ建網、曳網、延繩等ニシテ幼魚ハ多ク手繰網ニヨリ漁獲セラル

かすこだひ 方言こだひト云ヒたひ類中最モ美味ナルモノト稱シ大ナルモノハ一尺ニ達シ水深三四十尋内外ノ泥砂底ニ棲息シ晩秋ノ候深海ニ去ル漁具ハ延繩手繰網一本釣リ等重ナルモノニシテ年産額前者ヲ合シテ參萬數千圓以上ニ及ブ

くろだ い 方言かわたひト稱シ沿岸至ル處ノ淺海ニ棲息シ各種ノ地曳網等ニヨリ混漁セラル、モ産額僅少ナリ
うみたなご 漁期ハ四月ヨリ六月ノ候ニシテ僅カニ一地方ニヨリ建網、曳網等ニヨリ漁獲セラル、モ經濟上ノ價值ナシ
べら あかべら、あほべら共ニえびノ子ト稱シ淺海ノ岩礁ノ間ニ棲息シ何等水産上ノ價值ナシ

ま あ じ 四月下旬ノ候ヨリ來游シ五六月ノ交近ク沿岸ニ群集シ晩秋再ビ沖合ニ去ル建網、手繰網等ニヨリ混漁セラル、モ産額多カラス

ぶ り 体長ニ從ヒ其稱呼ヲ異ニス即チ五六月ノ候三四寸ノモノヲつべト云ヒ七月ヨリ十月ノ間ニ來游スル七八寸ノモノヲいなだト云ヒ六月ヨリ八月頃マテ

回游スル二尺内外ノモノヲあをト云ヒ三尺以上ヲふりト稱シつべ及びいなだハ沿岸ニ近ヅクモあをハ沖合ニ回游シふりハ冬季ニ來游シふりこはた()卵ヲ食餌ス而シテ夏季漁獲セラル、あをハ体形甚シク以テ脂肪少ナク時々肉中ニ寄生虫ヲ見ル旋網、延繩、手繰網等ニテ漁ス

さ ば 來游期間ハ五月中旬ヨリ十月下旬ニ至リ五六月ノ候産卵ノ爲メ沿岸ニ來襲シ大ナルモノハ一尺二三寸ニ達ス漁期ハ多ク産卵時期ニシテ近時さば流網漁業ヲ創始シ成績佳良ニシテ益々該漁業發展ノ機運ヲ示セリ

そうだがつを こがつを共ニこがつをト稱シ夏季ヨリ秋季ニ亘リ屢々沿岸ニ回游ス漁具ハ竿釣ヲ用ヒ猶地曳網等ニヨリ混漁セラル、モ産額共ニ多カラス
か つ を 夏季沖合ニアリテ偶々魚群ノ游行ニ會シ釣獲セラル、コトアルモ極メテ稀レナリ

ま ぐ ろ 本縣沿岸ニ於ケルまぐろノ游行ハ近ク數年前ノ發見ニ係リ其種ハ所謂まぐろニシテきはだ、めばち、びんなどが等ハ皆無ナリトス其來游ノ時期ハ五月中旬ヨリ九月中旬ニシテ初期ハ廿貫内外ノモノ多ク盛期以降ハ三四貫内外ヨリ十貫内外ノモノ多ク終期ニ近ヅクニ徒ヒ大小混漁セラル漁具ハ建網流網ニシテ最近ノ年産額拾五萬圓下ニ降ラス本縣重要水産物ノ一トス

さ わ ら 七月ヨリ九月迄ヲ來游時期トシ屢々いわし群ヲ襲ヒテ沿岸ノ淺處ニ

來ル別ニ漁法ナク地曳網、建網等ニヨリ混漁セラル産額多カラス
たちのうを 水深四五十尋ノ泥砂ノ海底ニ棲息シ時ニ淺處ニ回游スルアリテ稀ニ
混漁セラル、コトアリ

まか ちき ばせうかぢき共ニ夏季稀ニ沖合ニ回游スルヲ見ルニ過キス
し い ら 七月中旬ヨリ九月下旬迄ノ間南方ヨリ北進シ常ニ群ヲナシテ清冽セ

ル海水ノ上層ヲ游泳シ成魚ハ水深百尋内外ノ沖合ヲ游行スルモ幼魚ハ廿尋内外ノ
淺海ニ來游ス漁法ハ懸漬ニシテ竿釣リトス該魚ハ一般ノ嗜好ニ適シ價格まぐろト

伯仲ス
か れ い 本縣沿岸ニ産スル種類ハハヒよう、いしかれい、ほしかれい、あかがれい

まごかれい、そうはちかれい、等ニシテ延繩、手繰網等ニテ漁獲セラレ産額尠カラズ
ひ ら め かれい類ト共ニ到ル處ノ泥砂底ニ棲息シ前者等ト共ニ延繩、手繰網等

ニヨリ漁獲セラル産額尠カラス
は ぜ 方言ぐすと稱シ近海ノ砂泥底ニ棲息シ地曳網、手繰網ニヨリ混漁セラ

レ産額僅少ナリ
す ら す 秋季ヨリ初冬ノ候淡水ノ混交セル處ヲ好ンテ游行シ主トシテ地曳

網ニヨリ漁セラル
こばんざめ 僅カニ存在ヲ認メラル、ニ過キス
あ こ う そい、くろめばる(方言くろから)たけのこめばる(方言やなきのまへ)あか

そい(方言あか、てれ)等多ク四五尋ヨリ百二三十尋内外ノ岩礁ノ間ニ棲息シ主トシテ

延繩、一本釣等ニテ混漁セラレ産額又尠カラス
あ い な め 方言しんちよト稱シ沿岸ノ岩礁ニシテ海藻ノ多ク繁茂セル處ニ棲息

シ延繩、一本釣等ニ混漁セラル産額尠シ
く じ め 方言あぶらこト稱シ岩礁アル淺海ニ産スルモ經濟的價值尠シ

こ ち いねこち、めこち等ハ共ニ近海二三十尋内外ノ泥砂底ニ棲息ス春季ニ
巨リ地曳網、手繰網等ニヨリ混漁セラル

ほ う ぼ う かながしら方言共ニよみきト稱シ近海砂泥底質ノ處ニ棲息シ季節ニ
應シ水深ヲ擇ヒ移動ス春季ヨリ秋季迄地曳網、手繰網、延繩等ニヨリ漁獲セラル其産

額侮ルベカラス
ぎ ん ぼ う 方言がつなぎト稱シ沿岸ノ岩礁中海藻ノ茂生セル處ニ棲息ス

た ら 寒流ニ輸セラレ來游シ産卵ノ爲メ十二月ヨリ翌年四五月頃迄水深百
尋ヨリ二百尋内外ノ泥質ノ海底ニ棲息ス俗ニ之レヲたら場ト稱シ其初期ハ比較的

淺處ナルモ漸次深處ニ移リ一二月ノ候産卵ヲ終レハ沖合ニ去ルモノ、如シ漁具ハ
主トシテ延繩ニシテ該魚ハ本縣重要漁業ノ一ニシテ冬季漁業ノ重ナル水産物トス

すげごうたら たらノ如ク多ク來游セスたら延繩ト共ニ混漁セラル
さ ん ま 四月ヨリ六七月ノ候暖流ニ乗シテ北進シ沖合十數哩ノ處ヲ回游スル

モノ、如ク稀ニ沿岸ニ群游スルコトアルモ概シテ其群濃密ナラス七月下旬ニ至リ
漸ク其跡ヲ絶ツ嘗テ流網ヲ使用セシコトアリシモ成績佳良ナラス末々適種漁業ト

ナラス

ナラス

ナラス

ナラス

さ よ り 春季ヨリ夏季ニ亘リ時々沿岸ニ來游ス地曳網、建網等ニヨリ漁セラル

産額僅少ナリ
ご び う を 初夏ノ候僅ニ沿岸ニ回游シ間々建網ニテ漁スルコトアルモ其産額少

ナシ
だ つ 夏秋ノ候地曳網ニヨリ稀ニ漁獲アルニ過キス
い かな ご 方言こうなごト云ヒ四月ヨリ六月ノ候沿岸ヲ回游ス漁具ハ地曳網、建

網等ニシテ産額又多シ
ぼ ら し ろ め ば ら ト 稱シ成魚ハ冬季沿岸ニ來游シ多ク河口ニ於テ漁獲セラ

ル、モ産額多カラス
め な だ あかめばらト稱シ多ク春季ヨリ初夏ノ候八朗湖ニ於テ漁セラレ同湖

主要ナル魚種ノ一ニシテ漁具ハ刺網、敷網、旋網等ヲ用フ
か ま す 近海ニ來游シ夏秋ノ候僅カニ漁獲アルノミ

そ 夏秋ノ候地曳網、手繰網等ニヨリ混魚セラル、ニ過キス産額又僅少ナ

リ
さ け 來游ノ時季ハ九月ヨリ十二月ニ亘ル間ニシテ何レモ孕卵シ産卵ノ爲

メ河川ヲ探求シテ湖上セントスルニ外ナラス漁具ハ海面ニアリテハ建網、刺網、地曳

網河川ニアリテハ築、刺網等ヲ用ユ該魚ハ本縣重要水産物ニシテ年額三萬餘圓ニ達

ス
ま す 二月ヨリ五月ニ至ル間ニ於テ北方ヨリ沿岸ニ來游シ八九月ノ交水流

清澄ニシテ急ナル河床ニ産卵ス漁具ハ建網、刺網、地曳網等ヲ用ユ該魚モ又本縣重要

水産物ノ一ニシテ年産額四萬圓以上ニ達ス
し ら う を 十月ノ候産卵ノ爲メ群集シ河川ニ浜上スルモ上流ニ溯ルコトナク淡

鹹雨水ノ混交スル個處ニ産卵ス殊ニ八郎湖ニ浜上スルモノ多ク刺網、建網等ニ依リ

漁獲セラレ該湖ニ於ケル重要漁獲物ナリ
に し ん 一名かびト稱シ從來本縣ニ於ケル重要水産物ノ主位ヲ占メ春季ニ於

ケル唯一ノ漁業ニシテ之レカ豊凶ハ漁村ノ消長ニ關シ頗ル重要視サレシガ逐年其

産額頗ニ減退シ十數年以來殆ント其跡ヲ絶ツニ至レリ之レ主トシテ海流ノ變調ニ

歸因スルモノナラン
ま い わ し 方言おはいわしト稱シ本縣重要水産物ノ一ニシテ体長大ナルモノハ

七寸重量四十匁以上ニ及ブ來游期ハ五月初旬ヨリ六月下旬ニ亘ル蓋シ該期ハ産卵

期ニシテ近ク沿岸ニ來襲スルヲ以テ主トシテ流網ニヨリ漁獲セラル稚魚ハこびら

ト稱シ夏秋ノ候地曳網ニヨリ混漁セラレ産額尠ルヘカラス
う ろ め い わ し 大ナルモノハろうそくいわしト稱スマいわしニ混シテ來游スルモ其

産額僅少ニシテ經濟的ノ價值ナシ稚魚ハ又地曳網ニヨリ混漁セラル
こ の し ろ 入梅前後体長六七寸ノモノ沿岸ニ來游シ孕卵ヲ認ム幼魚三四寸ノモ

ノこはだト稱シ來游時期ハ八月乃至十月ニシテ好シ淡淡水ノ混入スル處ニ集マル
其ニ地曳網、手繰網ニヨリ混漁セラレ産額多カラス

ひ し こ 方言かたうちト稱シ春季ヨリ秋季ニ至ル間近岸ニ來游スルヲ以テ主

トシテ地曳網ニヨリ漁獲セラル該魚ハ本縣重要水産物ノ一ナリシカ近年大ニ其産額減少シ從來ノ三分ノ一ヲ出サルニ至レリ

うまづらはき 方言かうもり又ハこんじりト稱シ海藻ノ茂生スル處若クハ海上ノ漂流物ノ陰等ニ發見セラル多ク手釣、罾漬等ニヨリ漁獲セラル

ふ 方言ふふ、さばふ、あかめふ、ごらふ、まふ、まふ、まふ等ノ種類アリ共ニ百尋以内ノ水深ニ棲息シ各種ノ漁具ニ依リ漁獲セラル、モ其數僅少ナリ

ね 方言どりざめト稱シ冬季百尋以上ノ深海ニアリ他ノ漁具ニ依リ混漁セラル、コトアルモ産額少ナシ

し 方言はしざめト稱シ春季ハ産卵ノ爲メ八十八夜前後ヨリ入梅前後マテ十五六尋ヨリ三四十尋秋季ハ索餌ノ爲メ立秋ヨリ小雪ニ至ル間水深二三尋ヨリ百尋内外ノ處ニ來游ス春季來游スルモノハ体長大ニシテ秋季來游ノモノハ之レニ反ス漁具ハ延繩、手繰ヲ用ユ産額少カラス

ひらがしら 方言わにざめト稱シ夏季ヨリ秋季ニ亘リ沖合ヲ回游スルヲ見ルモ其數多カラス漁法ナシ

しゆもくざめ 來游期ハ夏季ヨリ秋季ニアルモノ、如ク該時期ニ於テ屢々沖合ニ回游スルヲ見ル

ねずみざめ 方言かどうざめト稱シ百尋以上ノ深海ニ棲息シ十月、十一月ノ候群游シテ北方ヨリ沖合ニ移動スルヲ見ル漁法ナシ

つ の ざ め 方言雄ヲまつかざめ雌ヲのりざめ又ハめじろざめト稱シ冬季五六十

尋ヨリ百五六十尋ノ深海ニ棲息シ漁具ハ手繰網、延繩等ヲ用ヒ産額多クシテ本縣ニ於ケル冬季ノ主要ナル水産物トス

のこきりざめ ねこざめニ同シ

かす 方言うばざめト稱シ常ニ砂底ニ棲息シ冬季ハ深海ニアルモ夏季ハ淺海ヲ回游ス主トシテ刺網ニ依リ漁獲セラレ産額又鮮少ナラス

さかたざめ 方言かすべと云ヒ至ル所ノ沿岸泥砂底ニ棲息シ四五月ノ候淺處ニ來ガんぎゑるヒ 方言かすべと云ヒ至ル所ノ沿岸泥砂底ニ棲息シ四五月ノ候淺處ニ來

リテ産卵ス漁具ハ主トシテ刺網、空釣等ニシテ産額比較的多シ

あ 方言かすべト同シト稱シ至ル處ノ沿岸ノ泥砂底ニ棲息シ七八月ノ交分姦ス刺網

空釣ニヨリ漁獲セラレ産額遙ニ前者ニ優レリ

つばくろゑるヒ 方言ちよいと稱シ産額僅少ナリ

さ 方言はとゑるヒト稱シ産額僅少ナリ

かわやつめ 方言やつめト稱シ成魚ハ海底ニ棲息スルモ秋季ニ至レハ沿岸至ル處ノ河川ニ派上シ二月ヨリ四月ノ候産卵ス漁場ハ主ニ河川ニシテ八ツ目箇ニヨリ漁獲シ冬季ニ於ケル各種延繩漁業用唯一ノ好餌料トシ産額頗ル多シ

めくらうなぎ 方言あなごト稱シ二十尋以上ノ泥砂ノ海底ニ潜伏ス漁期ハ五月ヨリ十月ノ候ニシテ延繩ヲ以テ漁獲ス産額尙ルヘカラス

が 方言わたりがにト稱シ八十八夜前後ヨリ秋季彼岸頃迄水深十尋乃至

廿尋内外ノ砂泥底ニ群游シ時々渚汀ニ來ルコトアリ刺網等ニヨリ漁獲セラル、モ

産額余リ多カラス

たらばがに 水深百尋以上ノ泥底ニ棲息シ手繰網、延縄等ニヨリ漁獲セラル、コトアリ

ぐるまゑび 到ル所ノ沿岸水深二三十尋内外ノ處ニ棲息シ手繰網地曳網等ニヨリ漁セラル、モ産額少ナシ

たらばゑび 百尋以上ノ深海ニ棲息シたらト其漁場ヲ一ニス孕卵期ハ八月ヨリ十一月マデニシテ該期ヲ漁期トス漁具ハ手繰網トス其年産額二萬圓ニ及ブ

あみ 方言いさだト稱シ八九月ノ候沿岸ノ濱汀ニ群襲スルモ産額極メテ微ニシテ遙ニ八郎湖ノ産額ニ劣ル

しや 沿岸ノ泥砂底ニ棲息シ其産額極メテ少ナシ

まだ 春季ヨリ秋季ニ亘リ沿岸ノ岩礁ノ間ニ産スルモ其額少ナシ

いひだ 春季ヨリ夏季ニ於テ水深五六尋乃至三十尋ノ處ニ棲息スたこ、延縄(たこつば)ニヨリ漁セラル、モ産額多カラス

みずだ 一ニおほだこト稱シ大ナルモノハ十二貫餘ニ及ヒ冬季ヨリ春季ニ亘リ往々沿岸ノ岩礁ノ間ニ於テ漁獲セラル、ニ過キス

するめいか 一ニまいかト稱シ五六月ヨリ十月ノ候沿岸ニ回游ス夏季漁獲セラルルモノハ体長小サク夏いかト稱シ秋季漁獲セラル、モノハ体長大キク秋いかト稱ス共ニ漁具ハ夜手釣ニシテ年ニヨリ豊凶ノ差殊ニ著シ

やりいか 方言さいながト稱シ三月中旬ヨリ六月中旬頃マテ産卵ノ爲メ近岸ニ

奈游シ主トシテ建網ニヨリ漁獲セラル産額又少ナカラズ

ま 夏秋ノ候主トシテ手繰網ニ據リ漁獲セラル、モ産額多カラス

みみいか 同シク夏秋ノ候手繰網等ニヨリ漁獲セラル産額少シ

あかにし 近岸ノ泥砂底ニ稀ニ捕獲セラル、ニ過キスシテ經濟上ノ價值ナシ

ばい 沿岸砂底ノ淺海ニ棲息スルモ其産額極メテ僅少ナリ

さゝい 沿岸海藻ノ茂生スル岩礁ノ間ニ産スルモ經濟上價值ナシ

あわび 沿岸海藻茂生スル岩礁ノ間ニ棲息シ裸潜滑等ニヨリ漁獲セラレ年産額三千五百圓ニ達ス

はつきがひ 曩ニ移殖ヲ圖リタルコトアリシモ成績不良ニシテ僅カニ其存在ヲ認ムルニ過キス

はまぐり 僅カニ一地方ニ産スルモ其産額謂フニ足ラス

あさり 沿岸淺海ノ靜穏ナル砂底ニ棲息セルモ僅カニ一二ノ地方ニ過キス産額少シ

おほのがひ 淡水ノ注入スル砂底ノ淺海ニ棲息シ其産出一地方ニシテ産額殆ントナシ

なか 近岸泥砂底ニ棲息セルモ産額殆ントナシ

あけまき 右同斷

いたやかひ 僅カニ手繰網等ニヨリ漁獲セラル、コトアルニ過キス

かき 僅カニ手繰網等ニヨリ漁獲セラル、コトアルニ過キス

かき 僅カニ手繰網等ニヨリ漁獲セラル、コトアルニ過キス

あ か ひ 僅カニ手繰網等ニヨリ漁獲セラル、コトアルニ過キス
い が ひ 僅カニ一地方ニ産出スルモ其額謂フニ足ラス
な ま こ 近海ニ棲息シ殊ニ岩礁起伏シ海藻繁茂セル砂底ニ棲息シ措若クハ手
繰網ニテ漁獲セラル、モ僅少ナリ
が ぜ 一二種共ニ海水清冽ナル近海岩礁ノ間ニ棲息ス何等經濟上ノ價值ナ
シ

ひ ど で もみぢがひ、るいじめ等沿岸至ル所ノ泥砂底ニ産スルモ其他種類詳ナ
ラス産額又多カラス
く ら げ 種類不明ニシテ時々大群ノ海中ニ漂流セルヲ見往々漁業ノ障害ヲ蒙
ルコトアリ

海藻類

顕花植物

す が も 方言うみしけト稱シ淡水ノ注入セザル沿岸岩石ノ所ニ繁茂シ其葉細
身ニシテ肉稍々厚ク巾一分五厘乃至二分ニ過キサルモ長サハ一尺ヨリ三尺余ニ達
ス其質韌性ナルヲ以テ蓆笠等ヲ製ス

褐藻類

わ か め 外洋ニ瀕スル沿岸岩石ニ三四月頃發生シ其大ナルモノハ三尺ニ達ス
ルコトアリ採取シテ食用ニ供ス
あ ら め わかめト同一場所ニ發生シ亦食用ニ供セラル

ま つ も 沿岸岩石ノ所ニ生シ其色茶褐色ニシテ松枝ニ酷似ス大ナルモノハ七

八寸ニ達シ質柔軟ニシテ粘力ナク四五月採取シテ之ヲ食用ニ供ス

も づ く 靜穩ナル沿岸ニ發生シ其色ハ褐色ヲ帯ヒテ線狀ヲナシ粘力ニ富ミ食
料ニ供セラル

やつまたも 方言單ニもくと稱シ水流ノ急ナル個處ノ沿岸岩礁ニ發生シ其長サ三
尺ニ達ス途用ナキヲ以テ採集セズ

紅藻類

ゑ じ 海水清澄セル個處ノ沿岸岩石ニ生シ七月中採取シテ寒天及「トコロナ
シ」ノ材料トス本縣ノ藻類中其産額最モ多シ

てんぐさ ゑごと同一場所ニ發生シ七月中採取シ共ニ寒天製造ノ材料トスゑご
ニ比シ高價ナレドモ其産額少ナシ

い わ の り 海水清澄シ潮流急激ナル主トシテ崎頭ニアル岩礁ニ發生シ十二月下
旬ヨリ二月上旬ニ至ル間ニ採集シ生マノ儘或ハ澁海苔トシテ販賣ス

こぶのり いわのりト同一個所ニ發生シ三月ヨリ四月ノ交採集シテ食用ニ供ス

綠藻類

あ を さ 沿岸岩石上ノ潮汐ノ干満スル線附近ニ發生ス三四月ノ交發芽シ八九
月頃繁茂ス食用ニ供ストモ味佳ナラス

あ を の り 穩流ナル沿岸ニアル岩石ニ發生ス其色鮮綠ヲ呈シ全長七八寸ニ及ブ
食用ニ供セラル、モ本縣ニテハ多ク用ヒス

み ナシ亦食用トナル 沿岸岩石アル湖沙ノ干満線以下數尺ノ所ニ發生ス深綠色ヲ帯ヒ光澤

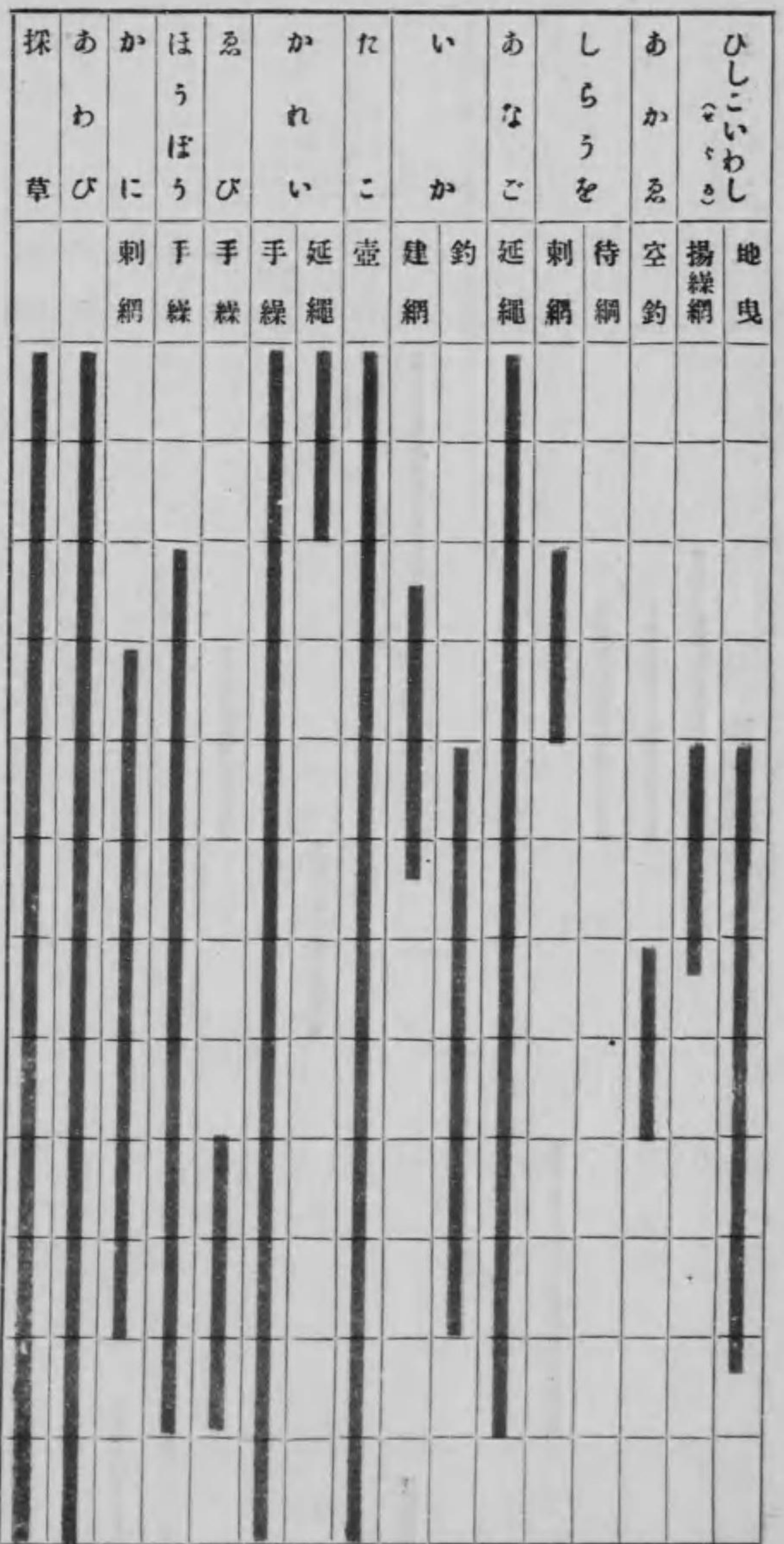
第六 魚貝藻類採捕期節

中經濟上最モ密接ノ關係アルモノニ付キ採捕期ヲ列記スレハ第五表ノ如シ (第五表)

名稱	採捕期											
	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
名												
す												
あ												
た												
あ												
し												

魚貝藻類採捕期節

名稱	採捕期											
	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
さ												
ま												
は												
ま												
は												
い												
た												
い												
こ												
さ												
ま												
ま												
ま												



第七 漁獲統計

水産業ノ統計中魚貝藻類ノ捕採量價格等ノ正確ナル各年ノ統計ヲ知ルヲ得ハ既往ノ消長ヨリシテ海況ト水族ノ分布習性並ニ其多寡等ノ關係ヲ探知シ得ラレ從テ將來斯業ノ施設計畫確定セラレ其生産額ヲ増殖スルヲ得ルヤ贅スルノ要ナキモ此等水族ノ

漁獲ハ前述シタルカ如ク氣象ノ變遷海流漁場ノ狀態等ニ支配セララル、ヲ以テ年々歳々各地方ニヨリ著シキ變動アルニ拘ラス從來此等統計ヲ作製スルニ當リ各地各漁具ノ員數漁獲高等ヨリ算出スルニアラスシテ一村ヲ總括シ前年ニ對照シ當年ノ漁獲力ヲ斟酌手加減シテ其概數ヲ計上スルニ過キサルヲ以テ殆ント其正確ナル統計ヲ得ルコト能ハサルハ各府縣通シテ同一ナルカ如シ今本場ニテ調査シタ各町村毎ノ漁具ノ種類員數漁船ノ隻數及各漁具ノ平均漁獲高ニヨリ計上シタル平年ノ漁獲高ト本縣統計表トヲ對照スレハ第六、七、八表ノ如シ

(第六表)

海産魚貝藻類別漁獲統計表

名稱	四十一年	四十二年	四十三年	三ヶ年平均	本場調査ニ依ル價格
あすい	1,840	792	1,433	1,261	2,350
あひら	3,266	3,030	4,252	2,756	1,350
こたひ	8,380	10,980	11,292	8,287	—
たひ	6,575	4,720	5,806	4,484	2,380
黒たひ	3,500	105	—	—	—
くろから	2,800	570	480	280	—
あぢ	1,975	6,936	10,452	2,767	—

のこざりめ									
ねこざめ	800	150	100	15					11,220
うばがめ				1,180					
かとうがめ				50					
しゅもくがめ				11,970					
ひらがしら				1,500					
あんこう				45					
とびうを				25					
こうなご				9					
しらうを	4,200	4,070		5,515			6,077		3,970
せぐろいわし	800	100	3,500	47			1,150		
まいわし	35,126	6,000	3,190	4,677			3,309		1,099
にしん	2,707	1,767	3,400	6,190			1,312		6,210
ますけ	27,860	24,704	19,215	22,588			25,074		25,455
さんま	18,461	18,263	13,090	22,453		500	17,353		17,516
さんま									
さより	1,860	2,243	231	98			933		1,091

ぶ	210	164	116	319	8,747	5,101	1,862	
いな	6,506	4,146	6,548	1,950	6,985	2,243	2,780	200
しい	3,621	1,102	1,800	633	2,664	882	883	4,568
さ	27,403	13,103	39,977	15,494	40,648	5,874	11,490	2,605
かつ	50	17				1,200		
ま						3,050		
さ	1,000	500	36	8	2	11,319		119,300
ま						4,342		
さ	2,888	9,132	3,767	8,992	2,600	2,218		8,880
あ	2,480	2,024	2,275	1,776	3,618	2,473	2,091	
は	334,669	33,333	20,418	2,663	853,480	42,362	29,552	133,353
かな	6,000	4,022	13,305	8,765	8,504	4,765	5,873	
ほ	3,005	1,530	7,935	3,241	7,718	3,833	2,865	150
か	1,035	327	2,860	680	3,558	90	642	
た	28,926	3,653	54,834	13,634	49,624	10,928	9,418	15,590
す	2,100	210	828	176	2,188	764	383	
ひ	27,820	18,209	6,988	3,550	8,342	3,718	8,499	
か	26,260	16,770	36,549	10,315	34,910	11,086	12,724	3,900

つのざめ	八、〇七三	四、二七五	一、一三五	一、〇八八	一、六六五	七、八〇二	一、四九三	三、九五七	二、九二七	一、八四五	七、四〇〇	二、一三五	二、二七五	二、七五〇	二、五九六	一、二七五	一、八八〇	一、七五〇	二、二七五	一、七五〇	一、二七五	一、一三五	一、八八〇	九、一七三	八、〇七三	五、一七三	
ほしざめ	一〇、一三三	六、〇三三	一、〇九八	一、一七三	一、一七三	七、八〇二	三、九五七	三、九五七	三、九五七	一、八四五	一、八四五	二、九二七	二、九二七	二、九二七	二、九二七	二、九二七	二、九二七	二、九二七	二、九二七	二、九二七	二、九二七	二、九二七	二、九二七	二、九二七	二、九二七	二、九二七	二、九二七
あぶらざめ	三、五〇〇	一、〇九九	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五	一、一三五
あかえび	二、六四〇	六〇三	一、〇九八	一、一七三	一、一七三	一、一七三	一、一七三	一、一七三	一、一七三	一、一七三	一、一七三	一、一七三	一、一七三	一、一七三	一、一七三	一、一七三	一、一七三	一、一七三	一、一七三	一、一七三	一、一七三	一、一七三	一、一七三	一、一七三	一、一七三	一、一七三	一、一七三
いせえび	八、七〇〇	—	五、八〇三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
たればえび	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
まだこ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
いいたこ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
みづだこ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
するめいか	六、五〇〇	一、二六六	一、二六六	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
かういか	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
やりいか	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
あはび	二、〇〇〇	一、四九五	一、四九五	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
かき	四、〇〇〇	四〇九	四〇九	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
はまぐり	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
えび	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

でんぐさ	三、七五五	二、七五五	二、七五五	二、七五五	二、七五五	四、一三九	三、七四〇	一、〇、二八二	五、七二五	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
のり	七六〇	六六〇	六六〇	六六〇	六六〇	一三五	三、四五〇	三、四六三	一、四二三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ことむし	三、〇〇〇	二、二〇〇	二、二〇〇	二、二〇〇	二、二〇〇	三〇〇	二、五〇〇	三、七五	二、〇九五	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
いしなぎ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
たなご	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ばい	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ほうばう	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
かに	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
雑漁	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(第七表)

海面漁業種類別漁獲表 (大正二年本場調)									
魚種名	漁具	統計	統計	統計	統計	魚種名			統計
						延縄	手釣	手繰	
すゝき	竿釣	五	二〇	二〇	二二五				八、八七〇
	曳縄	一〇	一一〇	一一〇	二二五				一、八〇〇
	手釣	五	二〇	二〇	二二五	二六	一一〇	一一〇	二、八八〇
	手繰	一〇	一一〇	一一〇	二二五	一〇	一一〇	一一〇	一、八〇〇
	手繰	—	—	—	—	—	—	—	—
	手繰	—	—	—	—	—	—	—	—
	手繰	—	—	—	—	—	—	—	—
	手繰	—	—	—	—	—	—	—	—
	手繰	—	—	—	—	—	—	—	—
計					二二五				八、八七〇

い		あ		し		あ		ま							
か		な		ら		か		い							
ご		ご		を		え		し							
建	釣	計	延	計	刺	待	計	空	揚	地	流	計	地	刺	建
網	網		繩		網	網		網	網	網	網		網	網	網
三〇	二五〇	一	一六	一	五	三〇	一	一〇	一	一五〇	一八四	一	一七	一九	九四
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
三、六〇〇	二、九〇〇	二、六四〇	二、六四〇	三、五七〇	一、七七〇	一、八〇〇	三、五〇	三五〇	七五、四七〇	二四、二八〇	五〇、九九〇	二五、一四五	五、二五〇	、九二五	一八、九七〇
え		か		た		さ		ば		き		た			
び		れ		な		め		い		す		こ			
計	手	計	延	計	建	計	刺	延	計	刺	地	計	壺	計	
網	網		繩		網		網	繩		網	網		計	計	
一	七八	一	二九	四	二	一	四七	二三	一	一	三四	一	二九	一	
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
八、七〇〇	八、七〇〇	三、九二〇	三、五二〇	四〇〇	三〇〇	三〇〇	三、八四〇	二、四四〇	一、四〇〇	、二二〇	八、八八〇	八、八八〇	一、一六五	六、五〇〇	

		ま		さ		し		た								
		ぐ		ば		い		ひ								
		ろ				ら										
起	建	計	流	大	計	手	延	流	計	漬	計	地	刺	手	延	計
網	網		網	謀		釣	繩	網				曳	網	繰	繩	
二五七	一〇七	一	二七	一四	一	五	三〇	一〇	一	四三	一	三	一五〇	九五	八〇	一
一	一	一	一	一	一	五	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一
二一、三三〇	二、一〇〇	二、九〇〇	二、九〇〇	二、四〇〇	二、六〇五	二五	九〇〇	一、六八〇	四、五六八	四、五六八	二、三、八九〇	八〇〇	三、七五〇	一、八三〇	七、五一〇	一三、五五〇
さ		い		た		い		ぼ		は						
け		な		ら		し		ら		た						
計	地	建	計	旋	計	延	計	手	計	建	計	抄	地	手	刺	瓢
網	網	網		刺		繩		釣		網		手	曳	繰	網	網
一	一	七四	一	二	一	二五	一	三〇	一	一	一	一八	九六	四一	一六	八三〇
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一七、五六〇	、二五〇	一七、三二〇	、二〇〇	、二〇〇	三、八九〇	三、八九〇	四、五〇〇	四、五〇〇	、一五〇	、一五〇	三、三、三五三	、〇九〇	八、九四〇	一、〇八〇	七、八〇	七九、〇三三

山 本 郡																
東 雲 村			澤 目 村			八 森 村										
計	まぐろ流網	いわし流網	きす地曳網	計	ます建網	ます地曳網	いわし地曳網	計	いわし地曳網	すゞ竿釣	たい延繩	さめ延繩	雑網	ます刺網	沖手線網	まぐろ流網
1	1	2	1	8	1	1	1	1	1	5	8	1	2	5	2	1
	200	250	80	300	400	400	250		750	5	70	50	150	5	30	
	200	500	880	2,400	4,400	4,250	3,750		750	25	560	900	2,750	25	780	
山 本 郡																
濱 口 村				浅 内 村				能 代 港 町								
あかゑ空釣	いわし流網	ます刺網	たひ地曳網	ます地曳網	いわし地曳網	計	雑網	たこ壺	ます地曳網	いわし地曳網	計	いわし地曳網	計	きす地曳網	ます地曳網	さけ地曳網
5	1	1	6	1	1	2	6	7	7	1	1	1	1	1	1	1
20	300	50	600	600	150	500	50	50	700	700	700	100	250	250	250	250
	3,000	500	600	600	1,500	7,900	1,000	300	4,900	1,700	100	100	3,000	2,500	250	250

山 本 郡											
岩 館 村			八 森 村						能 代 港 町		
かれい延繩	あらし釣	たい延繩	まぐろ流網	いわし流網	ます刺網	はたはた起網	大謀網	計	雑網	延繩	漁業種類
4	1	3	8	8	4	4	1	1	1	7	統
100	20	80	1	250	100	50	5,000				船又ハ平均漁獲高
400	440	240		2,000	400	2,250	5,000				總漁獲高
山 本 郡											
八 森 村				岩 館 村				能 代 港 町			
いわし流網	建たはた	抄たはた	地曳網	はたはた起網	計	雑網	延繩	計	雑網	延繩	漁業種類
2	4	1	2	2	1	1	7	1	1	7	統
250	100	85	40	90	1	1	25				船又ハ平均漁獲高
7,500	4,000	90	1,040	1,900	1,660	3,120	1,750				總漁獲高

海面各村漁業種類別漁獲表

(大正二年本場調査)

あ わ び		か に		ほ う ば う	
計	採	計	刺網	計	手線網
1	1	1	6	1	5
2,000	2,000	240	240	4,034	4,034
累		雑 漁		か き	
計	計	計	計	計	採集
1	1	1	1	1	1
5,506	8,910	8,910	400	400	400

(第八表)

郡 田 秋 南																
村 磯 南							村 賀 戸									
あら延縄	さめ延縄	沖手繰網	いわし流網	はたはた建網	いか建網	はたはた瓢網	ます建網	大謀網	計	あわび採	いか釣	さめ延縄	沖手繰網	いわし流網	たい刺網	はたはた建網
一〇一八〇	二五二〇〇	一〇三〇〇	四八二〇〇	一二二五〇	三〇二二〇	二二二〇〇	六一八〇	三〇,〇〇〇	一	二〇〇	二五二七〇	一六七〇	一一〇〇	一五〇	二〇九拾錢	
一、八〇〇	五、〇〇〇	三、〇〇〇	九、六〇〇	三、〇〇〇	三、六〇〇	二〇、七〇〇	一、〇八〇	三〇、〇〇〇	一八、六五五	二、〇〇〇	四、二五〇	一、一二〇	二〇〇	三、七五〇	一〇〇	
郡 田 秋 南																
村 王 天			村 越 船			村 本 脇			町 港 川 船			村 磯 南				
さめ刺網	地曳網	はたはた	計	しらうを待網	しらうを刺網	はたはた瓢網	はたはた建網	はたはた瓢網	はたはた建網	はたはた瓢網	はたはた建網	計	しいら漬	すゞき曳縄	あら手釣	さめ刺網
一二二〇	一五五〇	三三〇	三三〇	三〇六〇	三一〇	五二〇〇	一〇七五〇	二六六五〇	三三五〇	二六六五〇	二六六五〇	一	二八二〇〇	一〇二〇	六二〇〇	二〇三〇
二四〇	七五〇	三三〇	一、八〇〇	一、六五〇	五、八五〇	五、〇〇〇	五、三五〇	四〇、九五〇	一、〇五〇	三九、九〇〇	八二、五八〇	二、八〇〇	二、〇〇〇	一、二〇〇	六〇〇	

郡 田 秋 南														郡 本 山		
中 鹿 男			村 合 里 五					村 西 湯					村 口 濱			
たなご建網	さけ建網	計	地曳網 (カタツナ)	いわし流網	いわし地曳網	ます建網	さけ建網	計	いわし流網	ます建網	いわし揚網	さけ建網	いわし地曳網	計	さめ刺網	ます地曳網
二一五〇	二二〇〇	一	二二〇〇	八四〇〇	一〇	七七〇	七七八〇	一	二二〇〇	二〇八〇	一一〇〇	一五〇〇	九五〇	一	五二〇	五一二〇
三〇〇	六〇〇	四、四五〇	二〇〇	三、二〇〇	一	四九〇	五六〇	四、三五〇	六〇〇	一、六〇〇	二〇〇	一、五〇〇	四、五〇〇	七、〇〇〇	一〇〇	六〇〇
郡 田 秋 南																
村 賀 戸			町 浦 北										村			
瓢網	ます建網	さけ建網	大謀網	計	あわび採	いしなぎ手釣	さめ刺網	たい延縄	沖手繰網	いわし流網	いなだ巻刺網	はたはた瓢網	ます建網	さけ建網	大謀網	計
三〇四圓 五十錢	一〇五〇	七二〇〇	三、一、〇〇〇	一	七	三〇一五〇	一〇一五〇	一五二五〇	一五一〇〇	七二五〇	二一〇〇	一六〇七〇	二八一〇〇	二八一五〇	六三、〇〇〇	一
一三五	五〇〇	七〇〇	五、七〇〇	二〇二、九〇〇	一、〇〇〇	四、五〇〇	一、五〇〇	二、二五〇	一、五〇〇	一、七五〇	二〇〇	一、二〇〇	二、八〇〇	四、二〇〇	七二、〇〇〇	九〇〇

郡		利										由					
西目村		村 莊 本					村 崎 ケ 松										
さけ建網	計	いわし流網	いわし地曳網	たこ壺	たい延繩	さめら延繩	ます建網	さけ建網	計	たこ壺	しいら漬	さめら延繩	いわし流網	沖手繰網	ます建網	さけ建網	
一	一	二	三	三	一	一	一	一	五	一	一	一	四	一	五	五	
1,000	!	三五〇	六〇	三〇	!	二二〇	!	!	五	八八	一八〇	!	!	!	七〇〇	五六三〇	
一、〇〇〇	五、七七〇	七〇〇	一八〇	九〇	七〇〇	二、一〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	二、一五五	二五	九六八	九〇〇	!	一、六三二	三、五〇〇	三、一五〇	
郡		利										由					
		町 澤 平					村 目 西										
沖手繰網	計	いわし地曳網	はたはた建網	ます建網	さけ建網	大謀網	かに刺網	まぐろ流網	いわし流網	計	雑魚突捕	さば延繩	たい延繩	いわし流網	手繰網	いわし地曳網	ます建網
八〇	二	一	一	一	一	一	六	一	三	一	一	三	四	二	九	六	一
一〇〇	三〇〇	五〇	!	!	!	四〇	!	!	四〇〇	!	一〇	三〇	二〇〇	四〇	六〇	五〇	1,000
八、〇〇〇	六〇〇	二、二五〇	一、五〇〇	一、五〇〇	三、七〇〇	二、四〇〇	二、〇〇〇	九、九二〇	二、〇〇〇	二二〇	九〇〇	四〇〇	八〇〇	五、四〇〇	三〇〇	一、〇〇〇	

郡 邊 河		郡 田 秋 南																
村 田 濱		町 屋 新			町 港 崎 土			村 島 飯		新 城 村	村 王 天							
沖手繰網	計	いわし地曳網	こだい延繩	地曳網	はたはた	いわし地曳網	まぐろ流網	沖手繰網	いわし地曳網	いわし流網	計	いわし地曳網	地曳網	はたはた	計	しらすを刺網		
三	一	一	八	二	一	一	二	四	一	一	一	三	二	!	!	四		
四〇〇	!	!	一五〇	二五〇	一六〇〇	!	二〇〇	二〇〇	一〇〇	一二〇	!	五〇	五〇	!	!	三〇		
三、四〇〇	一、〇〇〇	八、三〇〇	一、二〇〇	五〇〇	六六〇〇	一、三〇〇	二〇〇	八、〇〇〇	五〇〇	二、六〇〇	二五〇	一五〇	一〇〇	!	二、四三〇	一、四四〇		
郡		利										郡 邊 河						
		村 川 道					村 濱 下			村 田 濱								
計	地曳網	いわし流網	たこ壺	沖手繰網	さけ建網	ます建網	いわし地曳網	計	たこ壺	あかま空釣	いわし流網	地曳網	はたはた	いわし地曳網	計	地曳網	はたはた	いわし流網
!	一	五	四	一	!	!	!	!	五	五	二	二	二	!	!	!	!	!
!	一六二五〇	!	八〇	一五〇	二〇〇	二〇〇	!	!	二〇	五〇	二二三〇	九〇	二〇	!	!	!	!	!
九、五〇〇	四、〇〇〇	一〇〇	四〇〇	六〇〇	二〇〇	二〇〇	四、〇〇〇	四、六一〇	一〇〇	二五〇	二六〇	一、八〇〇	二、二〇〇	六、五五〇	七五〇	!	!	!

郡 利 由																
町 浦 金						町 澤 平										
さの延	さの流	まぐろ	いわし	手繰	はたはた	ます	さけ	計	雑魚	ばい	はたはた	たこ	しいら	さば	たい	さの延
繩	網	網	網	網	網	網	建		突採	網	刺網	壺	漬	流網	延繩	繩
一	六	三	六	五	四	一	一	一	七	三	一	五	二	四	二	一
一、〇〇〇	八〇〇	一〇〇〇	一、八〇〇	一、〇〇〇	二、五〇〇	一〇〇〇	五〇〇	四、一七〇〇	一七〇	一、二〇〇	六六〇	二五〇	三〇〇	三〇〇	三六〇	五、二五〇
郡 利 由																
町 浦 金						町 澤 平										
あなご	さの延	さの流	まぐろ	いわし	はたはた	ます	さけ	計	雑魚	あはび	しいら	いか	さば	あなご	たい	
延繩	延繩	流網	流網	流網	建網	建網	建網		小延繩	採	漬	釣	手釣	延繩	延繩	
八	五	一	一	四	一	一	一	一	七	四	二	三	五	八	六	
二〇〇	一〇〇	六〇〇	一〇〇	三〇〇	八〇〇	一〇〇	一〇〇	二、一四五	四〇〇	三〇〇	二五〇	二〇〇	五〇〇	三〇〇	五〇〇	
一、六〇〇	五〇〇	六、六〇〇	二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇	七〇〇	八〇〇		二、八〇〇	一、二〇〇	八〇〇	五〇〇	六〇〇	一、〇四〇	三〇〇	

第八 漁獲物ノ處理

郡 利 由															
村 濱 上						町 浦 象									
手繰	ばら	さけ	ます	計	いか	たひ	あら	計	雑魚	あはび	しいら	さば	あなご	たい	
網	建網	建網	建網		釣	延繩	釣		採集	採	漬	手釣	延繩	延繩	
一	一	四	四	一	二	五	八	一	一	一	二	四	二	一	一
四、一〇〇	一五〇	一、六〇〇	一、二〇〇	一三、五九〇	三〇〇	二五〇	二四〇	四、一〇〇	一五〇	一、〇〇〇	五〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、二五〇
郡 利 由															
村 濱 上						町 浦 象									
あなご	さの延	さの流	まぐろ	いわし	はたはた	ます	さけ	計	雑魚	あはび	しいら	いか	さば	あなご	たい
延繩	延繩	流網	流網	流網	建網	建網	建網		小延繩	採	漬	釣	手釣	延繩	延繩
八	五	一	一	四	一	一	一	一	七	四	二	三	五	八	六
二〇〇	一〇〇	六〇〇	一〇〇	三〇〇	八〇〇	一〇〇	一〇〇	二、一四五	四〇〇	三〇〇	二五〇	二〇〇	五〇〇	三〇〇	五〇〇
一、六〇〇	五〇〇	六、六〇〇	二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇	七〇〇	八〇〇		二、八〇〇	一、二〇〇	八〇〇	五〇〇	六〇〇	一、〇四〇	三〇〇

漁獲物ノ處理法ハ各魚種漁具ノ種類、漁獲力、漁場ノ遠近、漁期、仕向地、漁業組織並ニ運輸ノ便否等ニヨリ各々差異アルハ勿論或種ノ水産製品ノ如キハ漁業法ト相俟ニアラサレハ其利ヲ收ムルコト能ハサルモノアリ然レトモ本縣ニハ一魚種ニシテ年々平均漁獲ヲ擧ク得ル稍々多産ノ水族ニ乏シク稀レニ其歲ニヨリ多獲セラル、コトアルノミナルト朝出晩歸ノ漁業組織ニシテ自村ノミニテ小規模ニ漁業ニ従事スルノ慣習ナルヲ以テ漁獲物ハ或種類ノ二三ヲ除クノ外ハ主ニ生賣ス其取扱法ノ如キハ頗ル粗略ニシテ大別スレハ概ネ左ノ如シ

漁者漁獲後ノ處置

(イ) 船底ニ貯ルモノ

すいぎ、こあら、こたひ、あこう、そゑ、あかてれ、のどぐろ、くろから、しんじよ、ぶり、しいら、さば、かつを、まぐろ、さわら、あまだひ、こち、ほうぼう、かなかしら、あぶらこ、べら、をほいを、たら、ひらめ、かれい、したびらめ、さめ、かすべ、あかえひ、あなご、たらばがに、たらばえび、たこ、いか

(ロ) 船中ニ吊ルモノ

大あら、大たひ、大あまだひ、大こち、大ひらめ、大かれい

(ハ) 羅網ノ儘歸港スルモノ

手繰網及手釣漁業ニ依リ漁獲セラレタル右ノ魚類ハ一尾宛鰓孔ヨリ口ニ繩ヲ通シ船舷ニ吊ルシテ魚類ノ生鮮ヲ計ル而シテかれい、ひらめノ大ナルモノハ捕獲スルヤ直チニ腹部ヲ叩キ或ハ搔キテ充血セシメ血色ヲ帯ハシムルノ習慣アリ斯クスレハ外觀美ナルモ腐敗ヲ早カラシムル恐レアルヲ以テ地方ニヨリテハ之ヲ嚴禁セルアリ斯ル此惡習ハ一除スヘキナリ

(ニ) 直チニ籠ニ入ルモノ

あじ、さば、きす、はたはた、たなご、しらす、こうなご、さより、さげ、ます、このしろ、いわし 地曳網、建網等ノ如キ陸地ニ接近シテ漁業スルモノニ在リテハ直ニ籠ニ納メテ運搬ニ便ニス

陸揚法

陸揚ノ方法ハ一定セス各自便宜ノ方法ニ依リ處置スレトモ多クハ籠ニ入レテ運搬スルヲ常トス特ニまぐろハ陸揚ケスルヤ直チニ臓腑及鰓ヲ除去シ氷藏箱詰メトシテ搬出ス又食用トシテ他ニ運搬スルはたはたハ陸揚後直チニ俵ニ詰メテ荷造シ輸送スルノ外特記スルモノナシ

漁者ノ水産製品

漁者各自ノ漁獲物ハ前述ノ如ク主トシテ生賣スルノ外他ニ化製スルノ水産物殆ントナク唯時ニ多獲セラレ生賣スルノ途ナク魚價低廉ノ際ニ於テ漁者並ニ其家族ノ手ニ依リ製造ス其水産物ハ概ネ左記數種ニ過キス今其製造ノ梗概ヲ記述スヘシ

(イ) はたはた製造法

はたはたハ砂干、素乾トシテ肥料ニ製造スルノ外他ニ加製品ナシ然レトモ本縣ノ農、漁業者ハはたはたヲ鹽藏シ之レニ糶ヲ加ヘ一年間ノ副食物トシ或ハ之ヲ鹽辛トシ或ハ魚醬トシテ日常食用ニ供スルモノニシテ漁村乃至其附近ニ於テハ一斤三四駄(一駄ハ魚体ノ大小ニヨルモ四五百)乃至十駄ノはたはたヲ何レモ鹽漬トシテ貯藏スルヲ常トス故ニ該魚ノ豊凶ハ漁者ノ經濟上ニ至大ノ影響ヲ

及ホス今はたはたノ化製利用法ヲ記スレハ左ノ如シ
 はたはた素乾 三尺乃至四尺ノ繩ノ一端ニ竹申ヲ附シ之レヲ以テ以前ハ魚ノ
 眼ヲ貫通シ一連トセシモ斯クシテハ多數ノ魚ヲ貫通スルコト能ハサルヲ以テ
 現今ハ概ネ總孔ヨリ口ニ貫通シ然ル後一連ノ頭部ノ向キタル一端ト尾端ノ向
 キタル一端ト一連トヲ結ヒ二連ヲ一束トシ之レヲ顛倒シテ竿ニ掛ケ其儘乾燥
 スレハ概ネ卅日前後ニテ乾了ス然ル後其儘納屋ニ入レ貯藏シ置キ出荷ノ際ニ
 荷造ス其價十員目ニ付一圓七八十錢乃至二圓五十錢トス
 はたはた砂干 魚ヲ陸揚後直チニ細砂ヲ掛ケ海岸ノ砂上ニはたはたヲ其儘撒
 布シ時々魚体ヲ轉換シ降雨雪ノ際ハ適宜之レヲ集メ葎ヲ覆ヒ天候回復スルニ
 至リ又之レヲ擴ケテ充分乾燥ス製品ハ之レヲ縦六尺横三尺ノ葎ヲ以テ吹テ造
 ヲ約四駄内外ノはたはたヲ一俵(重量十五員内外)トシテ出荷ス
 押シぶりこ 主トシテ本縣ハはたはたノ主産地タル男鹿半嶋ニ行ハル、製品
 ニシテ本縣ニテハはたはたノ卵子ヲぶりこト稱スルヲ以テ此ノ名アリ主ニ豐
 漁ノ際漁者ノ婦女子ニ依リ製造セラル、モノニシテ其製法ハはたはたノ腹部
 ヲ押シテ卵子ヲ桶中ニ掉出シ之レヲ内側五寸七分四方高サ九分ノ木枠ニ一杯
 ニ盛り(一枠ニハ三十八尾乃至)海水ヲ手ニ浸シテ其表面ヲ叩キテ平ニシ之レヲ
 枠ノ儘海水ヲ入レアル桶ニ入レ約二十分間放置シ其固マヲタルヲ見計ヒ後枠
 ヲ取出シ篋蓋上ニテ二三時間乾燥シ之レヲ順次ニ各一枚毎ニ葎ヲ敷キ其儘
 高サ二三尺ニ積ミ重ネ置キ後クモ一二日間ノ内ニ販賣スレトモ永カク貯藏セ

ントスルトキハ一枚毎ニ葎ニテ其一隅ヲ貫通シ吊シテ乾燥ス其價格一枚ニ付
 一錢五厘乃至三錢トス
 砂干はたはた製造規約 はたはたノ砂干製品ハ乾燥スル際多分ノ砂ヲ魚体ニ
 附着シテ其儘製了品トスルト且ツ重量ニ因ル賣買法ナルヲ以テ以前ハ可成魚
 体ニ砂ヲ附ケ重量ノ多カラシコトヲ計リシモ仕向地ヨリ惡評ヲ受ケ價格著シ
 ク下落シタルヲ以テ近年ハ斯ル弊害自然ニ矯正セラレ殊ニ男鹿半嶋ノ如キハ
 年々貳拾萬圓内外ノはたはた肥料ヲ輸出シツ、アルヲ以テ製品ヲ統一シ其價
 格ノ高上ヲ計ラシカ爲メ左ノ規約ヲ設ケ實行シツ、アリ

船川砂干改良規約

- 第一條 本規約ニ違反シタル者アルトキハ縣廳へ申告シ相當ノ處分ヲ請フモ
ノトス
- 第二條 本規約ニヨリ検査ヲ受ケサルモノハ賣買スルコトヲ得ス若シ違フモ
ノアルトキハ前條ニ依リ處分ヲ請フモノトス
- 第三條 各部落毎ニ検査員ヲ置キ荷造リノ際検査ヲ行フモノトス但検査員ハ
各部落ニ於テ選任スルモノトス
- 第四條 検査ニ合格シタル者ニハ左記雛形ノ如キ検査票ヲ交付スルモノトス

「寒冷」
 紗大サ
 判紙八
 切リ

一、砂干
 男鹿改身
 神検査之証印
 検査員

秋田縣南秋田郡 製造業者何 某
 町(村)大字 番地

第五條 検査票ハ小口繩ニ卷キ附クルモノトス
 第六條 検査手數料トシテ一俵ニ付キ一錢ヲ、納付スルモノトス但シ其徵收
 方法及検査員手當等ハ各部落ニ於テ決定スルモノトス
 第七條 検査標準ヲ定ムル事左ノ如シ

(一) 苴

目方八百目以内トシ縦六尺横三尺(毛ノ内)トス検査員ニ於テ検査シタルト
 キハ証印ヲ押捺ス証印ハ町村各字ノ頭字ヲ用フ

ハ(羽立) カ(金川) 立(船川) 平(平澤)

マ(増川) ツ(椿) 双(双六) 小(小濱)

モ(門前) 女(女川) 台(台島)

(二) 荷造

小口網掛一重カ、リ、胴二本繩三所結、縦十文字、封ハ十トス、繩ハ中堅トス

(三) 砂

一表重量十五貫内外(十六貫)ヲ限度トシ之レニ對シテ混砂ノ量一舁以内ト
 ス

(四) 乾燥

充分ニ爲スコト

(注意)

一、腐敗物ヲ内部ヘ混スヘカラス腐敗物ハ腐敗物トシテ賣買スヘシ

一、荷造ノ際水又ハ湯ヲ灌注スヘカラス

一、砂ヲ規定以上混在セサル様ニスヘシ若シ以上ニ違反シタルトキハ貳
 千圓以下ノ罰金ニ處セラルヘシ 以上

(ロ) いわし製造法

いわし素乾 主トシテ地曳網ニテ多漁シタル際ニ行ハル、製法ニシテ漁獲ス
 レハ直チニ其儘海岸ノ砂礫上又ハ苴、竹筴等ニ撒布シテ乾燥シ後集メテ俵ニ詰
 メ荷造シテ出荷ス然レトモ近年ハ食料ノ需用ヲモ滿スコト能ハサル薄漁ノ爲
 メ斯ル製造ヲ施スコトナク何レモ生賣スルノミ

いわし焼干 鮮魚ヲ長サ一尺位ノ竹串ニ十五六尾ヲ刺シ別ニ屋内ニ設置シタ
 ル火床ニ列ヘテ其表裏ヲ焼キ魚体ニ火ノ通ジタルヲ適度トシ串ヨリ抜キ取リ
 賣上ニ擴ク乾燥スルコト三日間位ニテ製了シ若シ雨天ナルトキハ屋内ニ於テ
 炭火ヲ以テ乾燥ス而シテ火床ノ構造ハ長サ六尺幅二尺高サ七寸位ノ木枠ヲ以
 テ外廓ヲ造リ内面ニ土ヲ塗リ炭火ノ入ル、部分ヲ七寸位トシ土塗ノ所ニ魚串
 ヲ刺シテ焼ク其製品ハ鮮魚一升ニ對シ能ク乾燥シタルモノハ百二三十匁半乾
 タシルモノハ百五六十匁ニ製了ス價格ハ百匁ニ付キ拾六錢内外ナレトモ近年
 其産額最モ減少セルヲ以テ賣品モ尠ナク唯自家用トシテ各自幾部ヲ製造スル
 ニ過キス

(ニ) 魚醬 方言しほつるト稱シ主ニいわし、はたはたヲ以テ製造ス其製法ハ魚一升ニ對シ食鹽二合五勺ノ割合ヲ以テ撒鹽ト爲シ之ニ重量ヲ加ヘ約一ケ年其儘放置シ能ク熟シタル時ヲ見計ヒ其鹽漬ヲ鍋ニ入レ原料ト同量ノ食鹽及三倍ノ水ヲ加ヘ文火ニテ二三時間煮沸攪拌シ泡沫ヲ除去シ後樽ノ下方横面ニ穴ヲ穿テ其處ノ内部ニ蕙ヲ當テタル容器ニ右ノ煮汁ヲ移シ之レヲ濾過シテ魚醬ヲ製シ其搾リ粕ハ肥料トス而シテ魚醬ハ年數ヲ重スル程良製品ヲ得ラル、モノニシテ普通販賣ヲ目的トスルモノハ煮沸スル際加入スル食鹽並ニ水ノ分量ヲ前記ノ割合ヨリ多分ニ加フ其價格一升ニ付約拾五六錢内外ニシテ一般漁者ハ自家用トシテ何レモ製造シテ貯藏ス

(三) てんぐさ及るこくさノ漂泊 採取シタルモノヲ淡水中ニ浸シ雜物ヲ除去シ能ク洗滌シタル後蕙又ハ蕙等ニ攪ケテ漂泊乾燥ス此作業ハ概テ漁者ノ婦女子ノ業ニシテ單ニ手隙ノ者ノミ之ニ從事シ一般ニ行ハレス

(ホ) 漉海苔 採取シタル岩海苔ヲ淡水ヲ盛リタル桶ニ入レ岩石ノ小片介殼又ハ塵埃等ヲ除去シタル後籠ニ取リ上ケテ水切シ少量宛組上ニテ薄及ノ庖丁ヲ以テ適度ニ細切シ之ヲ平桶ニ水ヲ盛リタル容器中ニテ少量宛手加減ヲ以テ尺版ノ木枠ニ入レ手ニテ攪拌シ平等ニ漉キ上ケタル後蕙ノ其懸ケテ乾燥ス之ニ要スル器具ハ小麥殼ヲ以テ一尺一寸四方ニ編ミ兩端ニ割竹一本宛ヲ添ヒ其裏面中央縱ニ一本ノ張木ヲ附シ海苔ノ乾燥スルニ從ヒ取縮セサル様ニ製作シタル篋上ニ縱横各一尺高サ二寸ノ木枠ヲ載セ篋下ニハ右ト同様ノ厚サ三分ノ枠ヲ當

テ、淡水ヲ盛リタル平桶ニ浮ヘ枠及蕙ノ分離セサル様一方ニ釣鈎ヲ附シ之ヲ枠ノ上面ニ掛ケ左手ニテ枠ヲ持テ右手ニテ細切シタル海苔ヲ捌ク漉海苔ノ價格八十枚ヲ以テ一把トシ高價ノ際ハ拾五錢位ナルモ普通拾二三錢内外トス

賣 買 方 法

漁獲物ノ賣買方法ハ漁業ノ種類多寡其他各地漁村ノ狀態等ニヨリテ各其趣キヲ異ニスレトモ一般ニ貫目又ハ員數ヲ以テ賣買スルヲ常トス而シテ漁者ノ漁獲物ヲ賣却スルハ左記何レカノ一法ニ依ルモノトス

(イ) 魚類問屋ニ賣渡スモノ

(ロ) 五十集商人ニ賣渡スモノ

(ハ) 漁者ノ婦女子ヲシテ行商セシムルモノ

今各方法ニ就キ細說センニ

(イ) 魚類問屋ニ賣渡スモノ 漁者ノ漁獲物ヲ問屋ニ賣渡スニ漁業資金前借ノ關係上ヨリスルモノト單ニ問屋ニ販賣スルモノトノ二種アリ前者ハ漁業前ニ魚類問屋ヨリ漁船又ハ漁網ニ要スル資金ヲ無利子ニテ前借シタルノ故ヲ以テ漁業期間ニ於ケル漁獲物ヲ前記關係ヲ有スル問屋ニ卸賣スルノ義務ヲ有スルモノニシテ漁場ヨリ直チニ問屋所在地ニ寄港陸揚ケスルカ又ハ陸上ヨリ輸送ス後者ハ多少資力アル漁業者カ單ニ問屋ニ販賣スルモノニシテ前者ノ如ク特別ノ義務ヲ有セス而シテ此等漁獲物ノ賣買方法ハ何レモ魚種漁獲ノ多寡季節等ニヨリ隨時魚價ヲ定メタル後其賣上代金ハ前者ニアリテハ一漁期終了後ニ精算シ過剩アレハ代金ノ仕拂ヒヲ受クルモ若シ不足ナルトキハ次期ノ漁業ニ繰

延べ前借分ニ編入ス次ニ問屋ヨリ資金ノ仕込ヲ受ケタル者ノ賣上代金ノ徴收方法ハ其都度或ハ隨時或ハ終漁後ニ精算シ受金スル等別ニ一定セス
 而シテ魚價ハ山本郡能代港町ニ於テハ規約ニ依リ毎朝問屋業者集合シテ魚價ヲ評定シ其價格ヲ以テ賣買スレトモ他地方ノ問屋ハ各問屋ニ於テ魚價ヲ定ムルヲ以テ同一地方ト雖モ多少ノ差異アルヲ免レス今本縣内主要ナル魚類集散地ニ於ケル魚問屋ノ徴收スル手数料ヲ掲クレハ左表ノ如シ

魚類問屋手数料	
地名	漁者ヨリノ口錢
秋田市	七分
土崎港町	五分
能代港町	七分
本莊町	一分

(ロ) 五十集商人ニ賣渡スモノ 五十集商人ハ沿岸各町村至ル所ニ在リテ其賣買方法ハ五十集商人自ラ評價シ現金ヲ以テ賣買シ別ニ手数料ナシ而シテ五十集業者中ニモ問屋ノ如ク漁者ニ資金ヲ供給スルアリ其資力アル者ノ外ハ概ネ魚類問屋等ヨリ資金ヲ借受ケ之レヲ漁者ニ仕入スルモノトス斯ル時ハ漁者ハ漁獲物ヲ五十集商人ニ賣渡スノ義務ヲ負フモノトス而シテ小賣行商人ハ常ニ各漁村ニ出買シ其魚類ハ自ラ小賣行商人スルカ又ハ魚類問屋ニ販賣スルモノニシ

ヲ鮮魚類ノ賣買數量ハ五十集商人ヲ宰トス

(ハ) 漁者ノ婦女子ヲシテ行商セシムルハ多ク繁華ナル郡邑ニ接近シタル漁村ニ於テ行ハレ是等ハ地曳網業者又ハ細民漁者ノ一部ニシテ漁獲物ノアリタル時行商スルモノトス然レトモ婦女子ニシテ漁者或ハ五十集商人ヨリ魚類ヲ買入レ日々行商スル者モアリ

魚價

魚貝藻類ノ價格ハ魚種、漁期、漁具、天候、漁況、仕向地、時刻、並ニ交通機關ノ便否、漁村ノ状態、魚類ノ賣買方法等ニ依リ著シキ高低アリテ日毎ニ差異アルハ勿論其價格ノ如何ハ漁業經濟上ニ至大ノ影響ヲ與フルモノナリ故ニ或ハ之カ爲メ漁獲ヲ制限シテ魚價ノ維持ヲ計ラサルヘカラス或ハ漁獲割合ニ少ナキモ魚價廉ナルカ爲メ漁業根據地ヲ變更セサルヘカラス或ハ漁具ヲ改構セサルヘカラス今近年ニ於ケル一般價格ヲ掲ケ參考ニ資ス

魚貝藻類概價表

種	類	數量	最高額	最低額	備考
すゞき	一貫目	八〇	六〇〇		
大あら	同	一、〇〇〇	八〇〇	三百匁以上	
中あら	同	八〇〇	六〇〇		
小あら	同	三、〇〇〇	四〇〇		
種	類	數量 <td>最高額</td> <td>最低額</td> <td>備考</td>	最高額	最低額	備考
大だい	同	一、〇〇〇	一、〇〇〇	七〇〇	
中だい	同	一、〇〇〇	八〇〇		
小だい	同	八〇〇	五〇〇		
たかの	同	同	六〇〇	四〇〇	

あこう	同	六〇〇	四〇〇		さばら	同	一、〇〇〇	七〇〇
そへ	同	六〇〇	四〇〇		さす	一尾	二〇〇	一四〇
あかてれ	同	六〇〇	三〇〇		大あまだい	一貫目	九〇〇	八〇〇
のどぐろ	同	六〇〇	三〇〇		小あまだい	同	七〇〇	五〇〇
くろから	同	六〇〇	四〇〇		はたはた	一駄	三、〇〇〇	一、二〇〇
しんじよ	同	六〇〇	四〇〇		かながしら	一尾	三〇〇	〇一〇
大あぢ	一尾	〇一五	〇一〇	四五寸大	あぶらこ	一尾	〇〇五	〇〇三
中あぢ	同	〇〇八	〇〇四	三寸大	はつけ	同	〇一〇	〇一〇
小あぢ	一籠	五〇〇	四〇〇	一籠一斗二舛入	がつなぎ	同	〇〇六	〇〇四
夏ふり	一貫目	四〇〇	二〇〇		しろめぼら	一貫目	六〇〇	五〇〇
冬ふり	同	七〇〇	五〇〇		あかめぼら	同	八〇〇	六〇〇
しいら	同	六〇〇	四〇〇		かます	一尾	〇〇八	〇〇三
大さば	一尾	二〇〇	〇八〇	一尺二三寸大ノモ	たなご	同	〇一〇	〇〇五
中さば	同	〇〇八	〇二〇	五六寸大ノモノ	をほい	一貫目	八〇〇	六〇〇
小さば	一籠	一、一〇〇	八〇〇	一籠一斗二舛入	た	同	三〇〇	一五〇
かさ	一尾	〇四〇	〇三〇		すけらう	一尾	〇一八	〇一三
かろう	一尾	〇八〇	〇四〇		だ	同	二〇〇	〇一〇
まぐろ	一貫目	八〇〇	三〇〇		しらす	一舛	一〇〇	〇七〇

こうなご	同	〇一〇	〇一五		つのざめ	同	三、五〇〇	二〇〇
ひらめ	一貫目	八〇〇	四〇〇		あぶらざめ	同	三、五〇〇	二〇〇
かれい	同	七〇〇	四〇〇		かすべ	同	二、五〇〇	一五〇
さより	一尾	〇四〇	〇三〇		あかえひ	同	三、五〇〇	一五〇
さんま	同	〇五〇	〇四〇		やなつざめ	一尾	〇四〇	〇三〇
さけ	一貫目	一、一〇〇	〇〇八		あなご	同	〇一〇	〇〇六
ます	同	八〇〇	五〇〇		わたりがに	同	〇一〇	〇一〇
にすん	一尾	〇一五	〇一〇		たらばがに	同	一〇〇	〇五〇
大いわし	同	〇一〇	〇〇二		たらばえび	一尾	〇一五	〇〇五
小いわし	一舛	〇一五	〇〇八		たこ	一貫目	三、五〇〇	二五〇
このしろ	一尾	〇一五	〇〇五	大	いひたこ	一尾	〇〇五	〇〇一
しらうを	一舛	〇二五	〇二〇		まいか	同	〇三〇	〇一五
ふぐ	一尾	〇二五	〇二〇	八九寸大ノモノ	やりいか	同	〇四〇	〇三〇
ひらがしら	一貫目	二、五〇〇	一、八〇〇		あわび	一貫目	一、五〇〇	一、〇〇〇
しゆもく	同	二〇〇	一五〇		はまぐり	一個	〇〇八	〇〇一
かどうざめ	同	七〇〇	三〇〇		なまこ	同	〇一五	〇〇五
うばざめ	同	三、五〇〇	二〇〇		わかめ	一貫目	三、五〇〇	二五〇

あ ら め の	同	四〇〇	三〇〇	こぶのり	同	〇三五	〇一五
てんぐさ	十貫目	四、〇〇〇	三、〇〇〇	くろも	一升	〇一五	〇一〇
のり	同	八、〇〇〇	六、〇〇〇	えげす	一貫目	四〇〇	三〇〇
白 夕	一五	〇八〇	五圓			三〇〇	三〇〇

第九 鮮魚集散状況

本縣海産ノ鮮魚集散地トシテハ地勢上山本郡能代港町、南秋田郡船川港町、土崎港町、由利郡本莊港町、平澤町、金浦町ノ六個所ヲ主ナルモノトス各地何レモ海岸ニ瀕シ附近ニ大小ノ都邑ヲ控ヒ又漁業ノ根據地タル位置ヲ占ムルヲ以テ附近漁村ノ漁獲物ハ一部ヲ除クノ外ハ概ネ右ノ地ニ集マリ茲ニテ荷造セラレ各仕向地ニ搬出セラレ而シテ北海道乃至樺太嶋方面ヨリ輸送セラル、水産物モ亦右ノ各地ニ輸セラレタル後夫々他ニ轉出スルモノニシテ此外漁村ニハ北海道其他ノ出稼漁業者ノ携行スル水産製品モ亦尠シトセス今以上主要ナル魚類集散地ニ於ケル鮮魚ノ一般狀況ヲ各項ニ別テ記述スヘシ (大正二年調)

一、山本郡能代港町

(イ)集散地名並状況

當町ハ主トシテ附近漁村ヨリ日々漁船カ當日ノ漁セルヲ其儘入港シ或ハ陸送シ問屋ニ委託販賣スルモノ、外冬季北海道ヨリたら、さめ、かれい、さけ等ヲ主ト

シテ青森縣ヲ經テ輸入シ且ツ此季ニ於テ八郎湖沿岸漁村ヨリふな、ちか等ノ入荷アリテ當町及附近ノ村落ニ需用セラル又青森縣西津輕郡ヨリ大謀網ノ漁期ニ限リ主トシテまくら、たひ、ぶりノ如キモノ輸送セラル概シテ冬季ハ此地附近ノ漁獲ノミニテハ到底需用ヲ滿ルコト能ハサルモ春ヨリ秋迄ハ縣内秋田市ヲ主ナル仕向地トシテ鮮魚ヲ輸送ス今當町ノ鮮魚集散地名ヲ記スレハ大畧左ノ如シ

能代港町ニ集マル地名

山本郡 岩、館村、八森村、濱口村

南秋田郡 拂戸村、船越町、北浦町、北海道、青森縣

能代港町ヨリノ仕向先地名

能代港町附近村落

北秋田郡 大館町、鷹巢町、小坂町

秋田市

南秋田郡 土崎港町、天王村

仙北郡 大曲町

平鹿郡 横手町

右ノ外大謀網漁期間ハ前記個所ニ多少仕向タルモ重ニ東京市ニ輸送ス

魚市場

魚市場トシテ規則ヲ以テ設ケタルニアラザルモ單ニ口約的ニ賣買ハ正午十

二時迄トス市場税トシテ一ケ年約百五圓ヲ町役場ニ納入ス
問屋仲買人

魚問屋トシテハ五軒アリ外ニ青森縣人津幡漁業部ノ出張所アリ仲買人ノ數ハ約六七十人ニシテ外ニ店舗三ケ所アリ而シテ問屋ト仲買人トノ關係ハ大概日々問屋ニテ現品ヲ貸與シ翌日又ハ五日以内ニ勘定ヲ爲スコトニ口約シアルモ此期日ヲ誤マラサルハ少數ニテ過半數ハ貸シ越トナリ斯クシテ漸次増加シ一人ノ仲買人ニ數拾圓ヲ据置ク問屋多數アリ爲メニ一問屋ニテ一ケ年二三千圓ノ多額ニ昇ルト謂フ而シテ問屋ノ手數料ハ仲買人ヨリ五歩ヲ領シ内一步五厘利戻ヲ爲スモノニシテ其利戻金ハ問屋之レヲ保管シ置キ前記ノ如ク仲買人ノ貸金ヲ扣除スルコトニ爲シ若シ問屋ヨリノ貸金ニ對シ仲買人カ一ケ年經過スルモ尙殘金アルニモ拘ラス問屋ニ支拂ハサルトキハ問屋一般ノ申合ニ基キ魚類ノ賣渡ヲ中止シテ其旨ヲ各問屋ニ通知ス然レトモ若シ全部ヲ支拂ヘタルトキハ更ラニ魚類ノ供給ヲ爲スモノトス

當町ノ魚類問屋ト小賣商人トノ規約左ノ如シ

一、能代港町魚類問屋組合及小賣商人組合間ニ左ノ規約ヲ締結ス
第一條 魚類賣買ノ節ハ賣人立會ノ上問屋番頭ハ相當ノ判造ヲ以テ直立スルコト
但シ直段ニテ賣買ノ場合ハ問屋番頭ハ賣人承諾ヲ得タル上販賣スルモノトス

第二條 魚類賣買順序ハ第一ハ小賣商組合人ヲ以テ直立テスルコト然レトモ賣人ノ承諾ナキ場合ハ組合外ト雖モ其魚類ニ對シ平均上多數買入ノ商人ヨリ直立テセシムルモノトス

第三條 魚類賣買代金ハ現金トス

第四條 魚類買入ノ義ハ問屋組合ノ外他店ヨリ小賣商組合人ニ於テ買入レサルモノトス

第五條 魚類賣買ノ品數及代價ノ証明ヲ計ラン爲メ問屋ニ於テ小賣商人ヨリ日々認印ヲ受クルモノトス

第六條 小賣組合人ニ於テ直立買入ノ殘リ魚ニ限リ同直段ニテ組合外ニ販賣スルモ差支ヘナキコト

但シ直下ノ場合ハ一應小賣組合ヘ通知スルモノトス

第七條 にしん、はたはた、いわし等ハ小賣組合外ヘ販賣スルモ差支ヘナキコト

第八條 不勘定ノ爲メ問屋ヨリ販賣方見合セノ通知ヲ受ケサル小賣組合人ハ同組合中ノ者魚類分與若クハ轉賣セサルモノトス

右双方協議ノ上規約致候ニ付キ本書二通ヲ製シ各一通宛所持スルモノ也

輸出入概量價

當町ニ輸出入スル鮮魚ハ集散地名ニ記セルカ如ク冬季ハ北海道青森縣ヲ主トシ夏季其他ハ大謀網漁業ノ漁獲物ヲ輸入スル外特記スヘキモノナシ左ニ

各問屋一ヶ年取扱フ鮮魚ノ概價格ヲ記シテ參考トス

腰山源三	針金久太郎	渡邊揖太郎	佐々木清吉	能登專吉	津幡漁業部出張所
貳萬圓	九千圓	四千五百圓	四千五百圓	壹萬圓	貳萬圓

以上ハ當町ノ需用價格ヲモ合セタルモノニシテ合計六萬八千圓ノ集散價格ナリトス

(ロ) 主要鮮魚並ニ荷造

當地ノ集散スル主ナル鮮魚ハ前記ノ如ク當町附近ノ漁村ニ八朗湖産及北海道、青森縣産ニシテ季節ヲ以テ大概ヲ記セハ左ノ如シ

自一月 ふな、ちか、かれい、たこ、たら、さめ、やちめ

自四月 いか、ごり、はまぐり、いわし、まぐろ、ぶり、たひ

自七月 たひ、こたひ、いか、しいら、ぼら、かすべ、めぬきたひ

自十月 いわし、いか、ほつきがひ、さめ、たら、さけ、ぼら、しらうを、ふな、

ちか、うなぎ、はたけ

荷造法並ニ所要器具

鮮魚ノ荷造法ハ魚種、其多寡、期節、仕向地ノ遠近等ニ依リ差異アルモ一般夏季ハ氷(一貫目ニ付金四錢位)又ハ雪(米俵一俵ノ數量ニテ拾錢乃至拾七八錢位)ヲ

用ヒ運送器具ハ木箱即チ「ビール」(一個約拾八錢位)石油(一個拾錢位)煙草(一個貳拾錢位)等ノ空函ナルモまぐろ、たひハ運送用トシテ特ニ新調シタル木函(大一個七拾錢中一個五拾錢小一個參拾八錢冬季ハ俵(米俵)又ハ竹籠(四斗入)ヲ用アルコトアリ而シテ木函ハ主ニ遠地ニ輸送スルニ當リ氷又ハ雪ヲ充填スル際ニ使用スルモノニシテ分量ハ氣候ノ寒暖ニ依リ各々差異アリ其法先ツ函ノ底部ニ雪又ハ氷ヲ(氷ハ細カニ碎キ用ユ)二寸位敷キ之レニ魚ヲ列ヘ更ラニ氷ヲ入レ又魚ヲ詰メ斯クシテ三段ニ充填シ後蓋ヲ釘付シ荒苳ニテ包ミ藁繩二本ヲ以テ函ノ上下左右前後ヲ各二ヶ處ツ、結束ス而シテ近距離ニ輸送スル荷造法ハ主ニ竹籠ニシテ其法底部ニ一枚ノ苳ヲ敷キ右函詰荷造ノ如ク魚ヲ排置シ後其苳ノ兩端ヲ折リ返シテ上部ヲ覆ヒテ籠ノ上縁兩端ヨリ繩ヲ通シテ其左右縁ヲ結束ス

而シテ東京、山形縣地方ニ輸送スルモノ即チまぐろ、たひノ如キハ其魚ノ大小ニ依リ豫メ造リタル函ニまぐろハ鰓、臍ヲ除去シたひハ其儘トシテ之レニ碎氷ヲ充填シ蓋ヲ釘付シテ苳包ト爲カ或ハ函ニ入レタル儘氷ヲ填メ蓋ヲ施サス其儘輸送ス其雪又ハ氷ノ使用量ハ鮮魚重量ノ二割乃至五六割ヲ用フ尙ホ介類ノ荷造ハ運送ノ期節主ニ冬期ナルヲ以テ俵ニ其儘入レ繩ヲ以テ二三ヶ處結束シタル儘輸送ス

(ハ) 運搬法

當町附近漁村ノ漁船ハ出漁ノ都度入港シ捕魚ヲ問屋ニ持チ込ムモノニシテ

問屋カ遠地ニ輸送スル際ハ運送取扱店ニ托スルモ近距離ヲ陸送スルモノハ
大概荷馬車ヲ以テ運搬ス而シテ荷物多數ノ場合ハ豫メ取扱店ヨリ其驛ニ交
渉シテ貨車ノ貸切ヲ以テ運搬ス

運搬距離並賃金

青森縣界ニアル山本郡岩館村ヨリハ六里餘アリ主トシテ船積トシ陸送スル
コト稀ナリ陸送運賃ハ馬一駄七八拾錢荷馬車一台壹圓貳三拾錢内外トス船
積ハ前記ノ如ク漁者自ラ漁獲ヲ持込ムヲ以テ特記スヘキモノナシ北秋田郡
大館町小坂町、仙北郡地方並ニ秋田市、土崎港等ニハ汽車積トシテ輸送ス而シ
テ大館町迄ハ約卅哩小坂町迄四十五哩仙北郡方面ハ八九十哩ニシテ是等賃
金ハ總テ貨車貸切ノ外鐵道制定ノ運賃ニ取扱運送店ノ手数料ヲ要ス又東京
地方ニ送ルモノハ前記ノ如ク借切貨車ニシテ之レモ鐵道ノ運賃制定ニ基ク
モノトス

運搬器具取扱上ノ便否得失

近時ハ著シカラサルモ從來ハ多ク竹籠ヲ用ヒタルカ爲メ其運送途中魚ヲ扱
キ取ラル、コトアリ爲メニ近來ハ多ク木箱ヲ用ユルニ至レリ其便否ハ木箱
ニ比シ竹籠ハ取扱至便ニシテ手数ヲ要セサルト重量ヲ増サス荷造費廉價ナ
ルモ前記ノ如ク其内容品ヲ失ヒ且ツ魚体ヲ損スルコト往々アルヲ以テ近年
殆ント函ヲ用ユルニ至レリ

(二) 鮮魚賣買ニ關スル既往ノ變遷

拾數年以前迄ハ問屋仲買人及漁業者ハ口約ヲ確守シ毫モ間違ナク取引ヲ爲
セルモ近年ニ至リ漁業者ニ資金ヲ貸與スルモ其漁業終了ヲ告ケタルニ拘ラ
ズ約定ヲ履行シ資金ヲ回收スルモノナク又仲買人モ其當日貸與セル魚代ニ
日々多少ノ殘金ヲ生シ遂ニハ一人ノ仲買人ニ對シ數拾圓又漁者ニ對シ數百
圓ヲ据置クニ至レリ爲メニ一問屋ニアリテ數千圓ヲ貸與シ置カサルヘカラ
サルニ至レリ斯ル所以ノモノハ時運ノ變遷ニ伴フ種々ノ原因アルベシト雖
モ畢竟スルニ漁利稀薄トナリタル結果生計ニ苦ミ遂ニ自然德義ヲ重ンセサ
ルニ基因スルナルヘシ故ニ先年魚類株式會社組織セラレタルモ前記ノ情況
ナルカ爲メ表面利益ヲ存シ株主ニ相當配當ヲ爲セシモ据置資金ノ多額ナル
爲メ且ツハ他問屋ニ於テ資金ヲ貸與スルニ競争シ遂ニ表裏ヲ異ニシ不成績
ニ了レルアリ尙ホ當町問屋ヲ主トシ小坂嶺山ニ同様株式會社ヲ組織セルモ
前記ノ如クニシテ遂ニ先年破産セリト謂フ今小坂町ニ設立シタル會社ノ定
款ヲ記シテ參考トス

定 款

- 一 商 號
- 一 本 店
- 一 會社目的
- 一 會社ヲ代表スヘキ社員ノ氏名住所

⊙

海陸物產商業合資會社

海陸物產委託販賣業

秋田縣鹿角郡小坂嶺山

佐藤庫之助

金澤善次郎

一社員出資ノ種類及責任住所氏名

金四百圓	無限責任	金澤善次郎
金四百圓	有限責任	北村留吉
金貳百貳拾圓	無限責任	佐藤庫之助
金貳百圓	有限責任	佐藤乙吉
金百圓	同	中村與手
金百圓	同	谷地儀助
金四拾圓	同	藤島三之助
金四拾圓	同	佐々木德藏
金四拾圓	同	戸來敏吉
金六拾圓	同	金矢長三郎
金六拾圓	同	石井敬吉
金四拾圓	同	佐藤吉三郎
金貳百圓	同	淺利佐太郎
金百圓	同	小島鶴松

一會社設立年月日 明治四十二年六月一日

一會社手數料

鮮魚百分ノ七 乾鹽魚百分ノ五

陸產物及海草類ハ乾鹽魚ニ混入

一委託品價格支拂期日

物件既賣後一週間以内ト定ム

一會社決算年度二回ト定ム

一月、七月ヲ以テ執行ス

一本會社役員左ノ氏名

支配人	佐藤庫之助
幹事	金澤善次郎
監査役	北村留吉
同	淺利佐太郎
理事	小嶋鶴松
同	佐藤乙吉
同	谷地儀助
同	中村與手

一明治四十二年六月五日登記經由

以下略シ

(ホ) 鮮魚貯藏法

貯藏法トシテハ問屋協同ノ上氷藏一棟ヲ建設シアリテ多數鮮魚ノ集マリタルキ臨時貯藏シ且ツ問屋各個ニ若干ノ雪ヲ貯藏スルノ外別段ノ設ケナク單ニ前日ノ賣殘リヲ雪漬トシテ貯藏スルニ過キスシテ鮮魚ノ集散ヲ見計ヒ豫メ貯藏シ置キ以テ魚價ヲ高ムルカ如キ方法ニアラス

貯藏室構造

前記ノ問屋協立ノ氷藏兼鮮魚ノ貯藏室ハ長サ十六間巾六間ニシテ板圍トナシ外面ニ壁ヲ塗り屋根ハ杉皮ニ重葺トシ此カ建築費參百圓ヲ要ス次ニ自家ニ設ケル雪圍ハ俗ニ雪穴ト稱シ其構造法ハ大同小異ニシテ材料ハ厚一寸乃至二寸ノ杉板ニテ巾三尺長サ六七尺深サ四五尺ノ箱枠ヲ造リ床下ヲ掘リタ之ヲ埋メ低部ニハ穴ヲ穿チ別ニ桶ヲ設ケテ之レニ排水セシメ桶ニ溜マリタル水ハ時々汲ミ取ル如ク構造シタルモノニ雪ヲ二三尺位低部ニ押シ堅メ夫レニ貯藏鮮魚ヲ配列シ蓋ヲ施シ貯フルモノトス

貯藏魚介類

貯藏ノ魚介類ハ主要鮮魚ノ項ニ列記セル四、五月ヨリ十月頃マテノモノヲ主トシ冬季ハ一切貯藏スルコトナシ而シテ鮮魚ノ貯藏目的ハ前記ノ如ク單ニ賣リ殘リ品ヲ不止得貯藏スルニ過キサレモ當町ハ附近漁村荒天ニ際セハ數日間鮮魚ノ供給ヲ欠クコトアリテ斯ノ如キ場合ハ此貯藏品相當高價ニ販賣セラル、コトアルモ此ハ極メテ稀レニシテ貯藏品ハ其新鮮ト色澤等ヲ損シ且ツ貯藏用材料ト手數トヲ要スルヲ以テ強テ之ヲ貯藏スルヲ好マサルカ如

二、南秋田郡船越港町

(イ) 集散地名並ニ狀況

當地鮮魚トシテ著シキ産額アルハはたはたニシテ其他ハ南秋田郡脇本村船越町、南磯村各部落、増川、女川、臺島、椿、門前ヨリ當町ニテ需用スル少量ヲ輸入スルノ外北浦町方面ハ大概船越町ヲ經テ土崎港町ニ直送スルモノトス而シテ冬季ハ八郎湖産ノ鮮魚ヲ輸入スルコトアリト雖モ極メテ少量ニシテ集散地トシテ見ルヘキモノナシ然レモ當町ノはたはたハ本縣第一ノ産地ニシテはたはた漁期ニハ土崎港其他ヨリ多數ノ魚商人集リ其多クハ小廻船ニテ廻船スルモノトス

魚市場

定置セルモノナシ單ニ年一二回脇本村及潟西村ニ設ケルコトアリ

問屋仲買人

別ニ問屋ナルモノナクはたはたハ漁業者各自賣買スルノミ然レトモ漁者ニ資金ヲ投スルモノ一二アリテ是ハ單ニ信用貸シニ過キス仲買人ハ五六人アリ何レモ現金賣買ニシテ特記スヘキ關係ヲ有セス

(ロ) 主要鮮魚

當地ノ主要鮮魚ハはたはたノ外見ルヘキモノナク近年大謀網漁業開始ニヨリまくろ、ぶり、たひ等アリト雖モ何レモ漁場ヨリ直チニ山本郡能代港、南秋田

郡土崎港ニ輸送スルヲ以テ此等魚種ハ當地ニテ需用スル數量ニ過キス其他ハ他地方ト同シク夫々期節ニ準シ種々ノ種類アルモ特記スヘキコトナシ

荷送法並所要器具

荷造ノ方法ハ陸送スルモノハ四斗入大ノ竹籠二個ヲ駄馬ヲ以テ一駄トシテ一籠ニ約十一二貫ノ鮮魚ヲ容ル他ハ大概船積トス而シテはたはたハ前記竹籠ニテ荷造スルコトアルモ多クハ使詰メトス其一俵ノ容積ハ高サ一尺三寸口徑一尺一寸底部徑一尺五分底部ニ徑一寸ノ穴五個ヲ穿テタル計桶四個(尾數約二千尾)即チ一駄ヲ入ル普通ノ小廻船ニハ三百駄ヲ積ムト云フ

(ハ) 運搬距離並ニ賃金運搬ノ距離ハ最長ノ門前部落ヨリ船川ヲ經テ土崎迄九里

船路ハ船川ヨリ土崎マテ約十四哩アリ船便ニ依ル賃金ハ前記ノ如ク大概買人ニテ負擔スルニ依リ詳カナラス陸送駄馬ハ一頭壹圓内外ニシテ別段定額ヲ以テ規約的ニ定メタルモノナシ

取扱上ノ便否得失

陸送スルモノハ荷造方法不完全ノ爲メはたはたノ如キハ途中脱洩シ内容物ヲ減スルコトアルモ舊習上何等意ヲ注カサルカ如シ

陸送スルモノハ荷造方法不完全ノ爲メはたはたノ如キハ途中脱洩シ内容物ヲ減スルコトアルモ舊習上何等意ヲ注カサルカ如シ

三、南秋田郡土崎港町

(イ) 集散地名並狀況

當町ヨリ輸送スル地先ハ主トシテ仙北、平鹿、雄勝ノ各郡及ヒ秋田市等ニシテ集合スル地方ハ漁期漁獲高ニヨリ差異アルモ概ネ縣沿岸各郡就中男鹿半嶋ヲ最トシ縣下全般トシ勿論漁期ニヨリテ異ナルモ冬季ニ及ヒ北海道及青森縣地方ヨリ又さけにしんノ漁期ニハ北海道樺太島ヨリ夥多ノ輸入アリテ何レモ山間地方ニ輸送ス

問屋仲買人

魚問屋ノ數ハ土崎港新町ニ拾四軒同相染新田ニ五軒肴町ニ二軒計貳拾壹軒アルノ外店ヲ張リ鮮魚ヲ賣買スル仲買人三軒アリ仲買人ハ其數約貳百餘人アリテ何レモ土崎港町又ハ其附近村落及秋田市ニ行商ス而シテ問屋ト仲買人トノ關係ハ前記能代港町地方ノ如ク問屋間ニ仲買人ニ賣捌代金ヲ期限以内ニ勘定スヘキ規約ヲ制定シアリト雖モ實行スルモノナク遂ニハ一仲買人ニ付キ數拾圓ヲ据置クコト、ナリ爲メニ一割五分乃至七分ノ口錢(仲買人ニシテ一ヶ月參拾圓以上賣リタルモノニハ二歩ヲ戻ス)定額ニテハ到底收支相償フコト能ハサルニ至ル等相互不利ヲ現實シツ、アルニモ拘ラス未タ此等惡弊ヲ矯正スル域ニ達セス

土崎魚商問屋組合規約

- 一 船取扱ノ義ハ從來ノ通り組合ヲ以テ賣買ニ從事スルコト
- 一 船ハ無口錢トシテ飲食ハ一切賄ハサル事ニシ最モ直段ハ精々勉勵シ假令ハ船越附近以上ニマテ登セヘキ決心ナル旨ヲ各村ノ漁師總代ヘ交渉スル事
- 一 船ハ現金ニテ平ラ賣ト爲ス事但シ金員領收ノ上切符ヲ發シ現品ト引替フ

ルモノトス

一組合ニ臨時左ノ役員ヲ置ク

組長	欠員
幹事	高井平吉
同	桶川傳之助
同	高井鶴五郎
會計	菅原龜藏
助手	小濱鶴松
同	渡邊兼藏
記帳	福井幸之助

一魚類ハ自今現金ノ事

但シ自然殘金生シタル分ハ該月三十日吃度決算ヲ受クベキコト若シ支拂

ハサルモノアルトキハ速ニ事務所ヘ報告スヘシ

一毎月晝日悉皆決算セシ者ヘハ二分戻金ヲ遣シコト

一現金實行ニ對シ豫メ場面ノ狀況ニ依リ直立セサルヲ得サル爲メ委員七名ヲ設ク

其人名

小濱力藏	山本長九郎
加賀谷與助	北嶋伍助

桶川傳之助

高井鶴五郎

菅原龜藏

一公魚ハ自今目形ノ事

但シ口錢ヲ申受ケサルニ依リ土產錢ハ拾五錢ト定ム

一さめ附ノ土產錢ハ左ノ如シ

五拾錢 賄ナキ分
三拾錢 賄アル分

一糶賣者ノ人名簿ヲ製シ之レニ爾後滯金セサルコトヲ誓ヒ調印セシムルコト

一糶賣者ヘ新タニ鑑札ヲ交付スルニト

一現在ノ滯金ニ對シテハ一週間以内ニ少ナクモ半額以上仕拂フベキコトヲ

爾談シ若シ謂ナク應セサルモノハ本規約ニ基キ賣買停止スルコト

一違犯者ハ更ラニ協議ノ上除名又ハ過怠金ヲ徴收スルコト

以上ハ最近ニ於テ問屋ノ協定セル規約ニシテ其賣買スヘキ種類ニ依リ其口錢及賄ノ有無土產錢等ヲ異ニシ一定セサルカ如シ併シテ漁業者トノ關係ハ各漁者ニ仕込金ヲ爲スヲ常トシ此仕込金ノ多額ニ依リテ其問屋カ漁業者ヲ自家取引専有ノ權ヲ特約スル狀況ニシテ一ト度其特約ヲ爲シタル以上ハ其問屋ノ許可アル場合ヲ除クノ外他問屋ニ契約スルコトヲ得サルモノトス

輸出入概量價

輸出入地先ハ大概集散地名ト同シク一ケ年間問屋貳拾壹軒ニ於テ取扱フ金額左ノ如シ

金額	氏名	金額	氏名
二五、〇〇〇	桶川傳之助	一、〇〇〇	小野喜右衛門
二五、〇〇〇	小濱力藏	二五、〇〇〇	山本長九郎
二〇、〇〇〇	菅原龜藏	五〇〇	上村長之助
三、〇〇〇	加賀谷與助	二〇、〇〇〇	高井鶴五郎
三、〇〇〇	藤原清松	三、〇〇〇	中村萬之助
一〇、〇〇〇	福井永藏	五、〇〇〇	佐藤杉松
一、〇〇〇	杉山卯三郎	一二、〇〇〇	高井平吉
二五、〇〇〇	北嶋伍助	七、〇〇〇	渡邊長太
一、〇〇〇	小林彌兵治	五〇〇	渡邊八五郎
七、〇〇〇	古谷和市	三〇、〇〇〇	小林吉十郎
五、〇〇〇	越後谷運吉	計	貳拾貳萬九千圓

(ロ) 主要鮮魚並荷造

當町ノ主要鮮魚ハ四月頃ヨリ拾月頃マテハ主トシテ本縣産ノモノニシテ冬季ハ八郎湖産及北海道青森産トス其期節ニ依ル種類ヲ記スレハ左ノ如シ
自一月 さいめ、たら、たこ、やつめ、わかさぎ、かれい、ふな、ほつき、はたて、
自三月

しらうを

自四月 ます、いわし、まぐろ、たひ、あわび、さけ、いとよ、たこ、てれ、ごり

さより、このしろ

自七月 まぐろ、ぶり、たひ、しいら、ぼら、かすべ、めぬきたひ、いか

自九月 いわし、いか、ほつきがひ、さいめ、たら、さけ、ぼら、しらうを、ふな

うなぎ、はたく

自十月 以上ノ外手繰、地曳網等ノ魚種數種アルモ其量極メテ尠少ナリ

(ハ) 運搬法

運搬法ハ前記能代港町ト同シ而シテ運搬距離ハ東京ヲ最長トシ三百六十九哩アリ縣内雄勝郡横手町ニハ六十哩仙北郡大曲町ニハ三十六哩大曲町ヨリ同郡角館マテハ四里餘トス而シテ運搬ノ方法ハ多數ノ荷物ニシテ山形、東京地方ニ送ルモノハ貨車借切トシ其他ハ數個ニ過サレハ普通貨物トシテ各運送取引店ニ托送シテ輸送ス

四、由利郡本莊町

(イ) 集散地名並狀況

當町ニ鮮魚ヲ輸入スル主ナル地ハ由利郡金浦町ヨリ以北ノ沿岸各漁村並ニ子吉川産淡水魚ニシテ附近松ケ崎道川村ヲ限度トス而シテ當町ヨリ輸出ス

ル仕向地ハ秋田市、仙北郡及ヒ由利郡内矢島、龜田町並ニ當町附近ノ部落ナリトス

魚市場

魚市場トシテ制定セルモノナキモ總テノ日用品ト共ニ早朝ヨリ正午迄一地區ニ毎日集合シテ賣買ヲ爲セリ

問屋仲買人

問屋ハ三ヶ處アルモ漁獲物ハ主トシテ由利郡金浦町ノ如ク多クハ漁業者自ラ該市場ニ賣渡スヲ以テ問屋ハ恰モ仲買人ノ如ク爲メニ仲買人ハ他ニ比シ割合少數ナリ而シテ日々漁者ノ漁獲物ヲ脊負ヒ市場ニ賣捌ニ來タルモノハ約五十人内外ニシテ大概一人貳參圓價位トシ問屋ニ委託スルトキハ八歩ノ口錢ヲ要スルモ直接市場ニテ賣拂フトキハ一日僅カ二錢位ノ費用ヲ支拂フニ過キサルヲ以テ問屋ニ委託スル者稀ナリ故ニ問屋ハ長ク其營業ヲ繼續スルモノ少ナシ

輸出入概量價

輸出入先地名ハ大概前記集散地ト同様ニシテ春季北海道ヨリにしん及飛嶋ヨリいかたこノ如キモノ少量ヲ輸入シ其價格問屋扱ハ一ヶ年左ノ如ク又日々馬又ハ脊負ヒ來タルモノ一日五十人トシ平均貳圓ノ買買ト見做シ尙ホ時化其他ノ爲メ漁獲物ノ賣買ナキ日ヲ一ヶ月十五日ト假定スレハ一ヶ月約壹千五百圓是ヲ一ヶ年ニ積算セハ壹萬八千圓ノ賣上ケ高トナル

眞坂萬發	佐々木庄次郎	阿部鐵五郎	個人賣買
四 千 圓	壹 萬 圓	參千五百圓	壹萬貳千圓

(ロ) 重要鮮魚並荷造

一ヶ年ヲ通シテ前記能代港町土崎港町等ト大差ナシ

五、由利郡金浦町

(イ) 集散地名並狀況

當町ニ集マル鮮魚ハ附近村落ニシテ即チ由利郡仁賀保沿岸ノ金浦町、象潟町、上濱村、平澤町等ヨリ集マルノ外山形縣飛嶋、吹浦、酒田等ニシテ當地ヨリ他ニ送ルモノハ由利郡矢嶋其附近村落及由利郡本莊町等ナルモはたはた、いわし等多産ノ際ハ山形縣ニ輸送ス而シテ山形縣吹浦、酒田地方ヨリ輸入スルモノハ多ク冬季ノさめ、たら釣漁業用ノ餌料ニシテいわし、いか、やつめ等ヲ主トセリ

問屋仲買人

當地ハ問屋兼仲買人ト謂フカ如ク單ニ山形縣飛島及酒田、吹浦ヨリ輸入スルモノハ一割ノ口錢ヲ以テ委託賣買ヲ爲スモ當地附近ノモノハ毎朝單ニ相場ヲ立テ漁者ヨリ直チニ賣上ケ適宜之レヲ需用地ニ送ルニ過キス故ニ仲買人等皆無ト謂フヲ得ヘク其取扱魚商六軒アリ

輸出入概量價

當地ノ輸出入先キハ前項集散地名ニ記スルカ如クニシテ其一ヶ年魚商人ノ取扱フ概量價左ノ如シ

壹萬圓	五千元	參千元	參千元	貳千元	四千元
佐々木久治	若松善兵衛	佐々木雄次郎	越川久七	阿部角八	三浦平吉

(ロ) 主要鮮魚並荷造

當地ノ主要鮮魚ハ前記他地方ト大差ナシ

荷造法並ニ所要器具

荷造用器具トシテ木函ヲ使用スルハ極メテ少シニシテ概シテ竹籠ヲ用フ而シテ竹籠一個ニ魚類ヲ拾貫乃至拾貳貫位ヲ入ル、モ夏季ハ地方ト同シク六七貫ノ雪ヲ使用スルヲ以テ其節ハ魚ノ量ヲ減シ其荷造法前記他土地ト同シ

荷造ニ要スル材料並價格

材料ハ前記ノ如ク主トシテ竹籠ニシテ由利郡西目村ニテ製造ス竹籠ハ一個七八錢ヨリ拾錢位ニテ多數購入ノ場合ト一個ツ、購入ノトキハ三四錢ノ高抵アソトス而シテ木函ハ「ビール」石油ノ空函ニテ價格又他方ト大差ナシ

(ハ) 運搬法

運搬方法ハ山形縣飛鳥ハ勿論船便ニシテ酒田吹浦モ多ク船便ナリトス他ハ荷馬車ヲ以テ運搬スルモ漁者自ラ本莊町ニ廻船スルコトモアリ

運搬距離並賃金

運搬路程ハ由利郡本莊町マテ六里半矢島町マテ五里飛鳥マテ海路拾七里山形縣酒田町マテハ陸路十一里吹浦マテ六里其他ノ村落ハ二三里ヨリ四五里ヲ限度トス運賃ハ一駄約三十貫位ニシテ酒田町マテ二圓前後本莊町マテ八拾錢矢島町マテ七拾錢位ニシテ別段規約的定額ノ定メナシ

(三) 鮮魚貯藏法

貯藏法ハ他ト畧ホ同シク當日ノ鮮魚ハ可成當日賣捌クヲ以テ單ニ床下ニ雪穴ヲ設ケ賣殘リ品ヲ翌日マテ貯藏スルニ過キス

第十 漁船並船匠

海面漁船並船匠數

郡名	町村名	補助機關附				計數	船匠數
		五間以上	五間未滿	三間未滿			
山	岩館村	一			一	兼	
	八森村			二	二八九	兼	
本	東雲村				六三		
	能代港町				二六		
					六三		
					五〇		
					四八		
					一四		
					一		
					三		
					三		

由利郡	河邊郡	南秋田郡	山本郡	利由郡									新屋町
				計	上濱村	象潟町	金浦町	平澤町	西目村	本莊町	松ヶ崎村	道川村	
四	一	一	四	一	一	三	一	一	一	一	一	一	一
一	一	六五	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
七二	四一	一五〇	八七	七二	一	一	二二	三〇	一	一	八	二二	四一
三二七	三八	九一六	五九九	三二七	一	一〇五	五九	九三	一	一	五八	一二	三八
四〇三	七九	一、〇五六	一一三	四〇三	一	一〇五	七一	一二六	一	一	六七	三四	七九
一一	一	一五	七	一一	一	一一	二	三	一	一	五	一	一

計	南秋田郡										濱口村	神村	淺内村	
	土崎港町	飯島村	天王村	船越町	脇本村	船川港町	南磯村	戸賀村	北浦町	男鹿中村				五里合村
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
六五	一	一	一	一	一	一	四一	一	一	二四	一	一	一	一
一五〇	一〇	一	一	三	四四	一	一	三	一	九〇	八七	八四	一	一
九一六	六六	一	一	六七	四四	一	二九五	一七五	二五六	一	一三	五九九	五五	四
一、〇五六	一	一	一	七〇	八八	一	二九六	二一六	二五九	一	二四	一〇三	一一三	一
一一	二	一	一	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

第十一 漁業投資額

海面各漁業投資額

郡		山										水										郡															
名村町		岩										館										八															
魚種	漁具	いわし	たい	はた	ま	雑魚	あ	かれい	雑魚	ま	計	いわし	たい	はた	ま	雑魚	あ	かれい	雑魚	ま	計	いわし	たい	はた	ま	雑魚	あ	かれい	雑魚	ま	計						
漁業	漁具	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1						
新調	船	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1						
保存	船	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1					
漁業	漁具	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1					
投資	漁具	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1				
計	漁業	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1				
漁業	漁具	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			
投資	漁具	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
計	漁業	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
漁業	漁具	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
投資	漁具	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
計	漁業	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
漁業	漁具	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
投資	漁具	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
計	漁業	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

累

計

六

六五

三〇五

一、八八〇

一、六五二

四六

九十二

郡		山										水																										
名村町		岩										館																										
魚種	漁具	いわし	たい	はた	ま	雑魚	あ	かれい	雑魚	ま	計	いわし	たい	はた	ま	雑魚	あ	かれい	雑魚	ま	計	いわし	たい	はた	ま	雑魚	あ	かれい	雑魚	ま	計							
漁業	漁具	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1					
新調	船	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1				
保存	船	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			
漁業	漁具	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
投資	漁具	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
計	漁業	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
漁業	漁具	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
投資	漁具	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
計	漁業	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

九十三

郡		田										秋		南				
村賀戸		町		浦		北		村中鹿男		村合里五								
ま	さ	ま	計	い	さ	た	沖	い	い	は	ま	さ	ま	計	た	い	い	ま
す	け	ぐ		し	め	い	手	わ	な	た	す	け	ぐ		な	わ	わ	す
建	建	大		手	刺	延	流	旋	瓢	建	建	大		建	地	流	地	建
六	一〇	三〇		三	五	六	六	七	五	五	五	三〇		三	四	六	四	三
一	二	五		一	一	一	一	一	二	二	二	五		一	一	一	一	一
一	二〇〇〇	〇〇〇〇		三	四〇	八一	一〇	一三〇	二〇〇	三〇〇	一三〇	〇〇〇		一	二〇〇	二〇〇	二五〇	兼
兼	三〇〇	〇〇〇		兼	兼	兼	一五〇	兼	兼	兼	兼	兼		兼	兼	兼	兼	兼
四	四	新		三	四	四	四	六	三	三	三	新		五	五	四	五	四
一	一	一		一	一	一	一	一	一	一	一	一		一	一	一	一	一
二	五〇	一〇〇		一	一	一	一	一	一	一	一	一		一	一	一	一	一
一	一〇	一〇〇		一	一	一	一	一	一	一	一	一		一	一	一	一	一
五	一〇	一〇〇		二	八	五	八	一〇	一五	五〇	二六	一〇〇		四	五	三〇	一〇	休
二	二	二〇〇		二	三	二六〇	三	二	四	四	四	二〇〇		二	二	五	五	流
一	一	一		六	一	一	一	一	一	一	一	一		一	一	一	一	一
三	五	三		一	五	五	一	一	一	一	一	一		一	一	一	一	一
三	三五	七七		一〇	二九	七六	一三	五〇	九	九	七	一		一	一	一	一	一
一〇	七	三		三〇	一〇	一五	一五	七	二	二	二	一		一	一	一	一	一
三五〇	五三九	九五〇		三〇〇	二九〇	一、一四七	二〇二	一〇〇	一、五八四	四、七三二	二、一八四	六、七三〇		二	一、六八二	一〇七	七六〇	共同
二五	三五	七二		共同	共同	共同	共同	共同	共同	共同	共同	共同		二	二、五	四	一	一
七五	六五	二八		一	一	一	一	一	一	一	一	一		一	一	一	一	一

郡		田										秋		南				
村賀戸		町		浦		北		村中鹿男		村合里五								
ま	さ	ま	計	い	さ	た	沖	い	い	は	ま	さ	ま	計	た	い	い	ま
す	け	ぐ		し	め	い	手	わ	な	た	す	け	ぐ		な	わ	わ	す
建	建	大		手	刺	延	流	旋	瓢	建	建	大		建	地	流	地	建
四	一	三		三	五	六	六	七	五	五	五	三〇		三	四	六	四	三
一	一	一		一	一	一	一	一	二	二	二	五		一	一	一	一	一
一	一五〇	〇〇〇		一	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇		一	一〇〇	一〇〇	一〇〇	兼
兼	六〇	三〇〇		兼	兼	兼	兼	兼	兼	兼	兼	兼		兼	兼	兼	兼	兼
四	四	新		三	四	四	四	六	三	三	三	新		五	五	四	五	四
一	一	一		一	一	一	一	一	一	一	一	一		一	一	一	一	一
二	五〇	一〇〇		一	一	一	一	一	一	一	一	一		一	一	一	一	一
一	一〇	一〇〇		一	一	一	一	一	一	一	一	一		一	一	一	一	一
五	一〇	一〇〇		二	八	五	八	一〇	一五	五〇	二六	一〇〇		四	五	三〇	一〇	休
二	二	二〇〇		二	三	二六〇	三	二	四	四	四	二〇〇		二	二	五	五	流
一	一	一		六	一	一	一	一	一	一	一	一		一	一	一	一	一
三	五	三		一	五	五	一	一	一	一	一	一		一	一	一	一	一
三	三五	七七		一〇	二九	七六	一三	五〇	九	九	七	一		一	一	一	一	一
一〇	七	三		三〇	一〇	一五	一五	七	二	二	二	一		一	一	一	一	一
三五〇	五三九	九五〇		三〇〇	二九〇	一、一四七	二〇二	一〇〇	一、五八四	四、七三二	二、一八四	六、七三〇		二	一、六八二	一〇七	七六〇	共同
二五	三五	七二		共同	共同	共同	共同	共同	共同	共同	共同	共同		二	二、五	四	一	一
七五	六五	二八		一	一	一	一	一	一	一	一	一		一	一	一	一	一

郡 利 由																				
村 目 四				町 莊 本				村 崎 ケ 松												
計	さ	た	い	手	い	さ	い	た	た	さ	ま	さ	計	た	し	さ	い	沖	ま	
ば	い	わ	わ	わ	わ	わ	わ	こ	こ	こ	す	け	計	こ	こ	こ	こ	手	す	
延	延	流	流	地	地	地	地	延	延	延	延	延	計	延	延	延	延	延	延	
一	四	七	六	八	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
一〇六九	二三	三六	三〇	二〇	一三〇	三八〇	五六〇	二三〇	兼	兼	兼	兼	二〇〇	二〇〇	七六五	一五	三〇	六〇	一九〇	
八一〇	一〇〇	兼	兼	二〇〇	一三〇	三八〇	五六〇	二三〇	兼	兼	兼	兼	一〇〇	三六〇	五〇	兼	一八〇	兼	兼	
一	三	三	四	三	五	七	一	四	五	三	三	三	四	四	一	三	二	四	三	
一	一〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
一二一	八	一二	九〇	七	二六	一〇	二四	四五	三〇	四	八	二七	五〇	二二七	三	三〇	四五	七	五〇	
八一〇	一〇	一	二〇	一三	六八	五四	二二	一	一	一	一	一	一	四三	五	二五	一	一	一	
一二七三	八	一〇	八	七	四〇	三八	一〇	三〇	一	三	一〇	四〇	四〇	一三七	一	一	一〇	二二	一五	
三二	五	三二五	八	五	一〇	二〇〇	三二	五	二	一	三	一〇	八〇	五	一	五	一〇	七	三	
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
一	六	七	一〇	一	七	一	五	一〇	一	五	二〇	一五	一五	一	一	五	五	五	二二	
一	三七	五七	一〇	五〇	九六	二〇	八八	七二	六	二九	一七〇	一〇	一八	四〇	八	四〇	五七	七	二四	
一	三〇	四	二	九〇	六	三三	二	三	三	一四	一〇	一	一	五	一	一	四	一七	五	
一	七三	一一〇	二二八	四、五〇〇	五七六	二六六	二、七四四	一七六	二二六	四〇六	一、七〇〇	一〇	一八	四〇〇	四	一	三〇八	四〇八	五七五	
一	二	二	四	二	四	四	一	二	四	共同	共同	二五	四	四	共同	三	三	四	三	
一	八	八	八	八	六	六	八	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六

郡 利 由														郡 邊 河					
村 川 道				村 濱 下				村 田 濱				町 屋 新							
計	は	い	た	沖	ま	い	計	た	あ	い	い	計	た	は	い				
た	は	わ	こ	手	す	わ	た	か	わ	わ	わ	た	い	た	わ				
地	地	流	壺	壺	壺	地	壺	空	流	地	地	延	地	地	地				
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一				
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一				
二五〇	八一五	三〇〇	一五〇	五〇	一五	二〇〇	一〇〇	三〇	三〇	六〇〇	二五〇	五八〇	三二〇	七〇	一七五				
一三〇	三四二	兼	兼	五〇	一三〇	一六二	兼	四〇	四〇	一五〇	三四〇	兼	兼	一八〇	一六〇				
四	一	六	四	五	三	七	八	二	二	六	五	一	四	一	四				
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一				
六二	一四五	五〇	三八	一〇	五	三〇	二二	一八六	三〇	一〇〇	一〇	一	一	一	一				
一三	二六	一	一	五	一三	八	一七	兼	八	九	四八	一	一	一	一				
六〇	九五	二〇	一〇	二	三	四〇	二〇	三	五	七	三〇	一〇	一〇	一〇	一〇				
五	三四	一〇	五	一	三	一〇	五	一〇	二	三	一〇	二	三	三	二				
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一				
一〇	一五〇	二五	一〇	七	二	四二	二七	一	一	四	一四	一	一	一	一				
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一				
五	一	六	一	五	四	二〇	一〇	五	五	二〇	一	一	一	一	一				
一	七五〇	二、四七三	六三〇	六三	九八	一四四	二五八	一、二八〇	五〇	二二二	一、七四〇	五、三〇七	一、〇三五	二、三三〇	一、三〇五				
一	四	四	四	四	二	四	四	四	五	五	四	四	四	四	四				
一	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六				

郡 利 由

Table with columns for '郡' (County), '利' (Benefit), and '由' (Reason). It lists various fishing nets (e.g., 延繩, 釣, 流網) and their associated values and locations.

郡 利 由

Table with columns for '郡' (County), '利' (Benefit), and '由' (Reason). It lists various fishing nets (e.g., 延繩, 釣, 流網) and their associated values and locations, similar to the left page but with different data.

郡	村	利		由		上		手		ば	
		計	延	計	延	網	網	網	網	網	網
山	本	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
南	秋	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
河	邊	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
由	利	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
果	計	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

第十二 漁 村

本縣内一市九郡中海海面ニ瀕スルハ由利河邊南秋田山本ノ四郡ニシテ其沿岸線及町村數ハ左ノ如シ

郡名	海岸線	町村數	部落數
由利郡	十六里二十七町十一間	九	二九
河邊郡	四里十町五間	二	二
南秋田郡	二十三里三十町十間	一三	四〇
山本郡	十一里十九町四十間	八	二六
計	五十六里十五町六間	三二	九七

以上ノ如ク海岸線ノ延長五十六里ノ間ニ三十二個ノ町村(八郎湖ヲ除ク)介在シ何レモ多少漁業ヲ營マサルハナシト雖モ之レヲ總括スレハ地勢上漁船ノ出入ニ比較的便ナル所乃至農作地少ナキ地方ニハ專漁業者多ク從ツテ漁船漁具等モ稍々進歩シ各種漁業ニ從事シ且ツ管外ノ出稼従事者モ他ニ比シ少數ナルカ如シ今沿海各町村(縣南ヨリ縣北ニ順次)ノ漁業戸數並ニ人口ヲ掲クレハ第九表ノ如シ

海面漁業戸數及人口表

(大正元年末統計)

郡	町村名	海岸線延長		全		村		業		業		業		業	
		里	町	戸數	人口	戸數	人口	戸數	人口	戸數	人口	戸數	人口	戸數	人口
山	岩館村	二	二	一七五	一、〇〇四	六〇三	三〇五	六二六	五〇一	二二二	九五五	六九	八六	八六	八六
	八森村	六	二	一、〇〇五	一、三六八	一八〇	二、二九〇	一八五	一、八五三	三六五	四、一八三	三六	三六	三六	三六
	澤目村	五	一	五五七	四、八四一	一	一	二五	三五	二五	三五	〇四	八厘	八厘	八厘
	東雲村	四	一	七三八	六、一六六	一二	八四	八〇	五六〇	九二六	四、四一	〇二	〇一	〇一	〇一
	能代港町	一	一	三、三三二	九、八三七	九	五九	一	一	九	五九	二厘六毛	二厘九毛	二厘九毛	二厘九毛
	榑村	二	一	五一九	三、八九四	一	一	四	三一	四	三一	七厘七毛	七厘七毛	七厘七毛	七厘七毛
	淺内村	三	一	四九九	三、八七八	一	一	一	一	一	一	〇六	〇六	〇六	〇六
	濱口村	三	一	五七六	四、一七七	一	一	一	一	一	一	〇六	〇六	〇六	〇六
	計	二六	一	七、四〇一	二六、五二六	二六	二、七六	五六七	四、五八二	二八	七、三三	一	一	一	一

漁業組織

本縣ニ於ケル各種漁業ノ組織ハ漁種、漁期、漁況並ニ規模ノ大小ニヨリ各地各々差異

累計	由利郡	河邊郡	南秋田郡	山本郡	利由郡																
					計	上濱村	象潟町	金浦町	平澤町	西目村	本莊町	松ヶ崎村	道川村	下濱村							
九七五六一五	二九一六二七一	二四一〇五	四〇三三〇一〇	二六一一九四〇	二九一六二七一	五二二三一〇	一三四五〇	一三〇四六	一三四三〇	二四四〇	一三〇四〇	二二〇二〇	二二〇三〇	一七三五	四〇六	三、〇八八	二四二四六	六四二〇八	八八四五四	二〇	一五
六三三、九四七	五、九一五	一、一三九	九、四九二	七、四〇一	五、九一五	三三八	五九八	五〇二	六五二	五一七	一、九八八	四六四	四五〇	四〇六	三、〇八八	二四二四六	六四二〇八	八八四五四	二〇	一五	
七、七七八	七、五〇八	七、五〇八	七、四三六	五、二六五	七、五〇八	二、四五四	三、八七一	三、三六五	三、八〇〇	三、四九二	二、九九九	三、一八一	三、三二二	三、〇八八	二四二四六	六四二〇八	八八四五四	二〇	一五		
一、四〇五	四七九	一〇八七	一、九八	二、七六	一、四七九	七、七五二	三〇一九五	六三三四〇	七、七四三	九二六〇九	五三五	一、五七一	六三六	二四二四六	六四二〇八	八八四五四	二〇	一五			
八、五三三	三、三六六	一、〇七三	八、九六	四、六五	八、五三三	四九一六〇	九七三四五	七九三二〇	一一三九七	五九二一〇	一五三二	八八二九六	九八三九五	八八四五四	二〇	一五					
二、三三七	二、二七	七三七	二、二九	四、六五	二、三三七	四九一六〇	九七三四五	七九三二〇	一一三九七	五九二一〇	一五三二	八八二九六	九八三九五	八八四五四	二〇	一五					
九、六六	一、四	二一八	一、四	八二八	九、六六	二、二六六	一、二七六	一、二六六	一、二六六	一、二六六	一、二六六	一、二六六	一、二六六	一、二六六	一、二六六	一、二六六	一、二六六	一、二六六	一、二六六	一、二六六	一、二六六

郡	邊	河	郡															
			計	濱田村	新屋町	計	土崎港町	飯島村	下新城村	天王村	船越町	船本村	船川港町	南磯村	戸賀村	北浦町	男鹿中村	五里合村
二	一	一	四〇三三〇	二	一	一	一	二	一	一	三	八	四	六	一	五	五	五
四一〇	一三五五〇	四一五	三三〇一〇	二二二五	一九一〇	一六二〇	二二〇三五	二二〇三五	一五二五	二二四〇	一三三三〇	四一六〇	四一六〇	四二〇	一三〇	一九三五	六四〇	一
五	四一〇	七二九	九、四九二	二、七〇	三〇〇	五二四	八二七	四六二	七七三	七四五	五三〇	三三三	九四三	三三四	三六〇	六八一	五、一五二	四五一八〇
七、五〇八	二、七四五	四、七三六	四、三六六	七、三七八	三、三三〇	三、七〇五	六、〇二二	二、五九二	六、一五一	五、二九六	四、一四一	二、七五五	七、七〇五	二、七〇〇	三、五五五	四五一八〇	二	二
一〇八七三	八〇五三六	二八一八七	一、九八八	五三三三八	三	一	九五一五〇	二二	一	一〇五二〇	一、四二五	二、九六二	四三一九五	一	二	四五一八〇	二	二
一一〇七三七	一〇〇六七〇	一〇六七	八八九六	九一三〇七	一五	七	一五〇二五	二〇	一四七	四〇	一九六	五三二	二〇二八〇	三七	一	三四一七〇	一	一
二一八	一八〇	三八二	二、三九	一四四	一	二五	二四四	四三	四三	一四七	一四七	一八二	一六三	三七	三	七九三五〇	二	二
一、四〇	一、四〇	一、四〇	一、四〇	一、四〇	一、四〇	一、四〇	一、四〇	一、四〇	一、四〇	一、四〇	一、四〇	一、四〇	一、四〇	一、四〇	一、四〇	一、四〇	一、四〇	一、四〇

アリト雖トモ此ヲ細別スレハ敢テ他人ノ力ヲ籍ラス私力ニテ所用ノ漁船、漁具ヲ整へ、營業主自ラ船頭トナリ漁夫ヲ雇入レ指揮監督スルアリ或ハ經驗ニ富ム老練ノ漁夫ヲ船頭トナシ漁夫ヲ雇入レ自身ハ唯事業ノ經營者トナリ起業スルアリ或ハ小數ノ船員ニテ足ル小漁業ハ屢々一家族ヲ以テ起業スルコトモアリ又居村附近ノ者數人乃至十數人共同シ應分ノ資金ヲ醸出シ或ハ漁具、漁船等ヲ互ニ負擔調製シテ一漁業ヲ組織シ其損益ハ共ニ各負擔ノ輕重ニ依リ配當スルノ約ヲ以テ共同者各自漁夫トナリ又ハ他ヨリ漁夫ヲ雇入レ又ハ單ニ營業主トナリ從業スル者トアリ而シテ前記獨立、共同漁業何レヲ問ハス概テ漁者ノ食料ハ其船主持或ハ共同自炊シ常ニ飲食ヲ共ニスレトモ地方ニヨリテハ其漁種ニヨリ日々出漁スル際各自處用ノ食物ヲ携行乘リ合ヒスルアリテ此等ハ概テ地曳網漁業ニ行ハル、モ亦沖合漁業ニモ斯ル組織ニテ漁業スルモノモアリ

漁夫雇入法

漁夫雇入法ハ一般ニ各漁期毎ニ大低居村ヨリ募集シまぐろ大謀網及はたはた漁業ヲ除クノ外ハ他村又ハ他地方ヨリ傭聘スルコト極メテ稀ニシテ其雇入契約ハ概テ食料ヲ各自ノ負擔トシ一漁期間敢テ給料ヲ定メ或ハ金錢ヲ貸與スル等ノコトナク單ニ漁獲高分配法ナリ然レトモ他村又ハ他地方ヨリ雇入ル、モノハ主ニ船主食料持ニテ月又ハ一漁期ノ約ヲ以テ給料雇入スルヲ常トスレトモ亦或漁種ニアリテハ旅費又ハ給料ノ若干ヲ前渡シ又ハ幾分ノ歩合ヲ附シテ雇入スルコトモアリ而シテ漁獲高ノ分配法ハ沖合漁業ニ在リテハ一般ニ總水揚高ヲ船主分トシテ船一

人分漁具一人乃至一人半分トシ之ニ乗組漁夫總人員數ヲ加算シタル總數ヲ以テ除シタルモノヲ各自ノ所得トスルハ一般ナルモいひし流網漁業ノ如キハ地方ニヨリ全ク其趣ヲ異ニセリ即チ乗組漁夫ハ各自所有ノ漁具二把ツ、ヲ携行シテ出漁シ自己ノ漁網ニ罹ラタルモノヲ各自ノ所得トシ船主ハ船頭トナリ自己分トシテ二把及船分トシテ二把都合四把ヲ使網スルノ約ヲ以テ乗合漁業スルアリ又地曳網漁業ノ概テ總漁獲高ヲ網主四分漁夫六分トシテ配分シ且漁夫ノ配當額ハ又漁夫各自ノ技能ニ應シテ分割シ食料ハ各自携行スルモノトス

以上ハ一般ノ漁業組織ナレトモはたはた漁業期ニハ男鹿半島地方及ヒ山本郡八森村ノ好漁場ニ於テハ年々他村ヨリ漁夫ヲ該漁期雇入シ男鹿半島地方ニハ壹千五六百人内外八森村地方ニハ二百人内外ノ漁夫由利郡ヲ主トシ南秋田山本郡ヨリ入稼ス而シテ男鹿地方ハ何レモ給料雇入法ニシテ大抵數圓ノ前貸ヲ爲シ食料ハ網主持チトシ終漁後漁獲高ニ應シ大漁ノ際ハ拾五圓前後不漁ノ歲ニハ前借金ノミヲ賞與スレトモ此等ハ網主ノ適宜ニシテ別ニ一定セヌ又八森村地方ハ一般歩合法ニシテ其方法ハ水揚高ヨリ雜費ヲ引去リ之レヲ十分シ内三分ヲ網主ノ所得トシ七分ヲ漁夫へ等分シ食料ハ網主ニテ負擔スルモノト又食料ヲ各漁夫ノ負擔トシ網主ト漁夫トノ歩合法ヲ異ニスルノ組織モアリ縣下各町村各漁業種ノ船主ト漁夫トノ損益配當率ハ前記第十一項漁業投資額ニアリ

漁業者婦女子ノ職業

前述シタルカ如ク本縣沿岸ニ帶ノ町村ハ半漁半農業者多キヲ以テ是等各町村ノ婦

女子ハ専ラ農事ニ從ヒ傍ラ自家ノ漁獲物ヲ行商ス然レトモ都市ニ接近セル村落ニ
 アリテハ日雇業又ハ専門ニ漁獲物ノ行商ニ從事スルモノ多クアリテ其餘暇ニハ自
 家用漁具ノ修繕或ハしわい、はたはた流刺網ヲ編網スルノ外或ハ副業トシテ菜實子
 ノ繩撚編網等ニ從事ス
 而シテ本縣ニ於ケル實子繩及實子網ハ縣内山間及海岸ノ別ナク一般農家或ハ兼漁
 業家ノ老幼婦女子ノ副業トシテ年間汎ク行ハレ殊ニ積雪ノ候即チ十一月頃ヨリ翌
 年三月ニ至ル冬季蟄居ノ時期ニ最モ盛ンニシテ菜實子製作物農家戸數ノ農家總戸數
 ノ約四割ヲ占メ其產額ハ從業者ノ自家用及縣内消費高ヲ控除スルモ尙ホ輸出年額
 約參拾萬圓ニシテ内實子繩實子網其大部分ヲ占メ其販路ノ確實ナル他ニ其比ヲ見
 ナル所ナリ依テ粗製濫造ノ弊ヲ弛メ永遠ニ其聲價ヲ保持セシメンカ爲メ明治四十
 四年三月輸出菜實子品検査規則ヲ發布シテ斯業ノ改良發達ヲ期セリ今實子繩及實子
 網ノ平均價格並ニ工賃ヲ掲記シテ參考ニ資ス

實子繩ノ種類並ニ價額

種 類	一把ノ長サ	一把ノ重	一把ノ概格	備 考
一 本 子	百尋		〇六〇	比較的需用少キ爲メ產出少シ
一 本 半 子	同		〇六二	
二 本 子	同	九十匁	〇五〇	二本子乃至五本子

三 本 子	同	百二十匁	〇五五	ハ需用最モ多ク主トシテ輸出サル
四 本 子	五十尋	七十匁	〇二八	
五 本 子	同	百 匁	〇三〇	六千本乃至九本子ハ普通注文ニ應シテ製繩シ殊ニ七子本及九本子ハ需用最モ少ナシ
六 本 子	同		〇三五	
七 本 子	同		〇四〇	
八 本 子	同		〇四五	
九 本 子	同		〇五〇	
十 本 子	同	百三十匁	〇五〇	
十二本子	同	百八十匁	〇五五	十本子及十二本子本ハ相當需用アリテ普通八子本ヨリト本子ニ至ル間ヲ十本子トシテ販賣ス

備考
 四本子乃至十二本子ノ各實子繩ニハ一把ノ長サ五十尋ト百尋ノ二種アリ
 テ其一把ノ價格ハ南秋田郡土崎港町ニ於ケル平均價格ヲ記載セリ

實子網ノ種類並價額

繩ノ種類	網目	掛數	長サ	概價
二 本 子	三寸目	五十掛	百尋	拾圓
同	四寸目	同	同	九圓五拾錢

二本子	五寸目	五十掛	百尋	九圓
三本子	三寸目	同	同	拾貳圓
同	四寸目	同	同	拾壹圓五拾錢
同	五寸目	同	同	拾壹圓
四本子	四寸目	同	同	拾貳圓
同	五寸目	同	同	拾壹圓五拾錢
同	七寸目	同	同	拾圓
同	八寸目	同	同	九圓五拾錢
五本子	六寸目	同	同	拾參圓
同	七寸目	同	同	拾貳圓
同	八寸目	同	同	拾貳圓五拾錢

實子繩ノ種類並價格

繩ノ種類	網目ノ大サ	掛數	長一丸サノ	概價
四本子	四寸目	五十掛	百尋	拾貳圓
同	七寸目	同	同	拾壹圓
同	八寸目	同	同	拾圓五拾錢

備考
表中一九トハ編網シタルモノヲ目ノシシ一把長サ二十五尋切リトシ四把ヲ以テ一九トス

五本子	五寸目	同	同	拾參圓
同	七寸目	同	同	拾貳圓五拾錢
同	八寸目	同	同	拾貳圓

實子網編網ニ要スル繩ノ數量及工賃

繩ノ種類	網目ノ大サ	掛數	網ノ長サ	網百尋ニ要スル實子繩數	實子繩一編賃	平均一八日編網數
二本子	三寸目	五十掛	百尋	一一二	〇一五	一〇
同	四寸目	同	同	一〇四	〇一二	一一
同	五寸目	同	同	九六	〇一一	一四
三本子	三寸目	同	同	一一二	〇二五	一〇
同	四寸目	同	同	一〇四	〇二四	一一
同	五寸目	同	同	九六	〇二三	一四
四本子	四寸目	同	同	一〇〇	〇一五	八
同	五寸目	同	同	九二	〇一四	一〇
同	七寸目	同	同	八〇	〇一一	一二

備考	同	同	同	同	同	同	同	同	同
表中ノ實子繩一把ノ長サハ凡テ百尋トス	八寸目	七寸目	六寸目	八寸目	七寸目	六寸目	八寸目	七寸目	六寸目
	同	同	同	同	同	同	同	同	同
	八四	九二	一〇〇	八四	九二	一〇〇	八四	九二	一〇〇
	〇二二	〇一四	〇一七	〇二二	〇一四	〇一七	〇二二	〇一四	〇一七
	一一	一〇	八	一一	一〇	八	一一	一〇	八

貯蓄

漁村ヲシテ堅實ナル發達ヲ遂ケシムルノ捷路ハ共同又ハ個人貯蓄ヲ勵行シ以テ漁業資金ノ融通ヲ計ルニアリ沿岸各漁業組合ニ於テモ定款ニ夫々規定シアリト雖モ二三ヲ除クノ外ハ未ダ其實行ノ運ビニ至ラス尙ホ部落或ハ數人共同シテ各自融金シ或ハ漁獲高ノ幾分ツ、ヲ貯蓄シ置キ翌年ノ漁業資金ニ充用スルモノアリト雖モ此等ハ概ネ豐漁時ニ於ケル一時的ノモノニシテ一般ニ實施セラレサルハ大ニ遺憾トスル處ナリ

資本ノ調達

漁業者ノ家計ハ一般ニ中等以下ノモノ多ク自費ヲ以テ獨立漁業スル者極メテ少ク概ネ他ヨリ資金ヲ仰キテ漁業ニ従事ス而シテ其資本ヲ調達スルノ方法ヲ大別スレハ左ノ四種トス

(イ) 魚問屋ヨリ仕入ヲ受ケ起業スル者

是ハ前述シアル如ク起業者ノ目的漁業ノ漁獲物一切ヲ魚問屋ニ販賣スルノ約ヲ以テ無利子無抵當ニテ漁期前ニ漁具漁船又ハ資金ヲ魚問屋ヨリ借受ケ起業スルモノニシテ縣内一般當業者ハ概ネ此方法ニヨリ起業ス

(ロ) 資本金ヲ求メ起業スル者

是ハ概ネ居村ノ有力者ヨリ漁業資金ノ調達ヲ受ケ起業スルモノニシテ其多クハ無抵當ナルモ低利ニテ借入ル、コトモアリ然レトモ是ハ極メテ稀レニシテ多分ハ無抵當無利子ノ信用借レニシテ其返還方法ノ如キモ別ニ定ムルコトナク漁況ニヨリ逐次返却スルノ約ヲ以テ資本ノ融通ヲ受ケ起業ス

(ハ) 合資シテ起業スル者

是ハ數名乃至數十名合資シ漁業ヲ經營スルモノニシテ此種合資組織ハ概ネ大規模ノ漁業ヲ起業スル漁業種ニ行ハル、モノニシテ大謀網漁業ノ如キハ即チ是レナリ

(ニ) 無盡講ニヨリ起業スル者

是ハ數人又ハ十數人ニテ無盡講ヲ構成シ各人順次ニ落札シ此ヲ資金トシテ一漁業ヲ經營スルモノニシテ或ハ事情ニヨリ一人ツ爲メ一ケ年或ハ數年間ニ返金セシムルノ約ヲ以テ無盡講ヲ起シ漁業セシムルアリ此ノ方法ハ小規模ノ漁業ニ最モ至便ニシテ沿岸各地ニ行ハル

第三三 漁業組合

本縣沿岸五十六里ノ海岸線ニ瀕スル四郡三十二個町村及二郡十四個町村ニ跨ル周圍二十里ノ淡鹹兩水混合ノ八郎湖岸ニ設立ノ漁業組合數ハ總計三十六個(湖面二十九ヶ組合大正二年未調)アルノ外、九個町村廿九部落ノ漁村ヲ有スル海岸三十三湮ノ由利郡ニ同郡漁業組合聯合會アリテ海面ニ瀕スル南秋田郡船越町、五里合村、男鹿中村、下新城村、飯島村ノ五ヶ町村河邊郡濱田村ヲ除キテハ沿岸各町村ニハ概ネ其海區ニヨリ一乃至二ノ漁業組合アリ今海面ニ於ケル漁業組合名稱並ニ組合員數ヲ擧クレハ第十表ノ如シ

海面漁業組合ノ名稱並組合員數

(大正元年未調)

郡名	組合地區	組合名稱	年設	月立	大正元年度組合經費豫算	組合員數	組合員一人平均經費負擔額
山	岩館村	岩館村漁業組合	三六	二二八	一、三七〇〇	一六二	八四五六
	八森村	八森村漁業組合	三六	二二七	一、三三四二	一九二	六四二七
	澤目村	澤目村漁業組合	四一	一一二四	二七八〇	二七	一〇三〇
	澤目村	澤目村漁業組合	四一	一一二三	二七一〇	一一	二二五八
	東雲村	東雲村漁業組合	四一	一一一五	二九〇〇	二八	一〇三六
本	能代港町	能代港町漁業組合	四一	一一一六	三五三〇	一一	二九四一
	榑村	榑村漁業組合	四一	一一二三	一	一〇	一

郡	組合地區	組合名稱	年設	月立	大正元年度組合經費豫算	組合員數	組合員一人平均經費負擔額
郡	淺内村	淺内村河川漁業組合	四二	二一九	一四四三〇〇	八九	一六二一
	濱口村	濱口村漁業組合	四五	四六	二、七三九一五	五三八	五〇九二
南	湊西村	湊西村野石漁業組合	三六	六一九	二一八四〇〇	九五	二二九九
	北浦町	北浦町漁業組合	四二	三一七	八三六五〇	六〇四	一三八
	戸賀村	戸賀村漁業組合	三六	一一一	二一一八〇	二三〇	九六四
	南磯村	南磯村漁業組合	三六	八五	一一〇〇〇	三四七	三一七
	船川港町	船川港町漁業組合	三六	六二〇	四二二六〇〇	三八七	一〇九三
秋	脇本村	脇本村漁業組合	三六	三一八	一八三〇〇	一一一	一五二二
	天王村	天王村漁業組合	四二	一〇二三	四八五〇	九七	〇〇五
田	土崎港町	土崎港町漁業組合	四二	二二〇	六一三〇〇	六九	八八八
	土崎港町	土崎港町相染新田漁業組合	四一	一一二五	一、二八五六一〇	七八	一
郡邊河	計	九ヶ所			一、二八五六一〇	二、〇二六	六三五
郡	新屋町	新屋町漁業組合	元	八二二	二八七〇〇	二六	一一〇四
利由	下濱村	下濱村漁業組合	四四	八四	二八七〇〇	二六	一一〇四
	道川村	道川村漁業組合	四四	八四	六〇〇九〇	二四	二五〇四
	道川村	道川村漁業組合	四四	八四	五七六〇〇	二四	二四〇〇

累計	郡		利				山				
	由利郡	上濱村小砂川	象潟町	金浦町	平澤町	西目村	本莊町	松ヶ崎村	松ヶ崎村	松ヶ崎村	松ヶ崎村
計	由利郡	上濱村	象潟町	金浦町	平澤町	西目村	本莊町	松ヶ崎村	松ヶ崎村	松ヶ崎村	松ヶ崎村
計	漁業組合聯合會	小砂川漁業組合	漁業組合	漁業組合	漁業組合	漁業組合	漁業組合	親川漁業組合	親川漁業組合	松ヶ崎漁業組合	松ヶ崎漁業組合
三十ヶ所	四五	四四	三六	三六	三八	四四	四四	四四	四四	四四	四四
	三二〇	一一二	三一四	三三〇	九三〇	三三一	三三一	八	四	四	四
	二、五七二〇	八二〇五三	九七〇八〇	一九八三九二	四〇九二八六	一一三一一〇	八〇〇五〇	一一三〇〇〇	一一三〇〇〇	五二八〇〇	一七
	一、二九五六〇	加入組合	六五	一二八	二九八	二〇一	二五	二二	二二	一七	一七
	一、七九四	九三	九三	二九八	二九八	二〇一	二五	二二	二二	一七	一七
	六、六二六二	四、三六四	四、三六四	四、三六四	四、三六四	四、三六四	四、三六四	四、三六四	四、三六四	四、三六四	四、三六四
	一、五一一四	一、四四九	一、四四九	一、四四九	一、四四九	一、四四九	一、四四九	一、四四九	一、四四九	一、四四九	一、四四九

組合ノ現況

漁村ノ改良ハ水産業ノ發展上至大ノ關係ヲ有スルモノニシテ近時各漁業組合ニ於テ之レカ開發ノ要アルヲ自覺シ夫々實施シツ、アリト雖モ其多クハ經營多數ニ涉リ或ハ廣汎粗放ニ過クルカ又ハ改良ノ目的確立セサルアリテ唯漫然漁業權ノ取得ヲ以テ能事終ハレリト爲スモノナキニアラス之レカ爲メ營ニ其ノ効果ヲ收メ難キノミナラス動モスレハ漁民ノ紛擾ヲ來シ村内ノ秩序ヲ亂ス等却テ種々ノ弊害ヲ醸

諸稅並公費

生スルアリ漁業組合タルモノ克ク土地ノ事情ヲ考査シ適任者ヲ役員トシ可成實行シ易キ適切ノ事項ヲ撰ミ共同一致之レカ遂行ヲ期シ以テ漁村ヲシテ堅實ナル發達ヲ遂ケシムルコト焦眉ノ急務ナリトス

漁業者ノ負擔スルノ縣漁業稅、各町村漁業附加稅並ニ組合費等ノ賦課法ハ漁業漁獲高乃至土地ノ狀態ニ鑑ミ各町村ニ分賦ス賦課セラレタル町村並ニ組合ハ漁場入札料金ヲ以テ充當(八森、岩館村ノ如シ)スルアルモ其多クハ漁獲高、漁場、漁業種、漁具ノ員數、漁船ノ大小隻數等ヲ參酌シテ各個數ニ標準ヲ定メ稅額ヲ配當シテ夫々納金セシメテ、アルモ素ト漁業ハ其歲ニヨリ著シキ厚薄アリテ屢々納稅ニ苦ミ欠損トスルノ止ムヲ得サル町村アリ又表面完納シアル町村ト雖モ其内容ニ至リテハ其町村ノ漁業有力者ニシテ低利或ハ無利子ニテ逐次ニ納稅者ヨリ徵收スルノ約ヲ以テ一時諸稅ヲ立替完納シ置クアリテ一年後トナルモ猶能ク返濟セサル漁業者アリト謂フ今沿海漁業者ノ諸稅並ニ公費ヲ舉クレハ第十一表ノ如シ

(第十一表)

諸稅並公費

(大正元年度現在)

郡名	町村名	本場調査	縣	漁業	稅	町村漁業附加稅	組合其他公費	計
岩館村	一六、六〇〇	一、六七八	一、三八一	一七六	一六八	一、二六	一、三七〇	一、五三八
		總額	總額	總額	總額	總額	總額	總額
		一、六七八	一、三八一	一七六	一六八	一、二六	一、三七〇	一、五三八
		當一戸一人	當一戸一人	當一戸一人	當一戸一人	當一戸一人	當一戸一人	當一戸一人
		四七・三二	四七・三二	四七・三二	四七・三二	四七・三二	四七・三二	四七・三二
		八・一五	八・一五	八・一五	八・一五	八・一五	八・一五	八・一五
		四七・三二	四七・三二	四七・三二	四七・三二	四七・三二	四七・三二	四七・三二

郡		利		由		郡		河		邊		郡				
上濱村	象潟町	金浦町	平澤町	西目村	本莊町	松ヶ崎村	道川村	下濱村	計	濱田村	新屋町	計	土崎港町	下新城村	飯島村	天王村
八、七〇〇	一三、五九〇	二一、一四五	四一、七〇〇	九、九二〇	五、七七〇	一一、一五五	九、五〇〇	四、六一〇	一四、八五〇	六、五五〇	八、三〇〇	二七、八三九五	一一、三〇〇		二五	二、四三〇
一九八	四九四	五二二	六九三	一五七	六〇六	二六六	五九二	五〇九	四〇一	〇〇三	一七三	二五九	一五九	五八六	七二八	八八一
一、五七五	三、三三九	三、六八三	三、五〇一	一、〇一四	四、七六四	一、三八七	九四五	一、一三七			四、五六八	三、五〇六	一、〇五〇	二、三五九	九、五八三	三、六〇〇
二九〇	六六六	七九二	八三八	一八六	一、四四二	二六三	二六一	二一九			六八三	一、二七〇	二七七	三、四六〇	一、九一七	一、一七八
一六八	四九五	五二二	六九三	二七六	一四四	一三三	五九二	六六九	一八〇	一七二	一七二	一六〇	八一〇	二六		二二〇
七〇	五三三	六三三	五〇三	五〇三	二四七	六〇	九四五	七九二	四三	五八	六〇	七〇	二六	二九		八九五
七八一	七七一	七九二	八三八	〇八三	二二二	一六五	二六	五七	二八	二八	二八	三	三			五四四
五三	〇八	三三八	四〇九	二二	八〇	一六	六〇	〇九	七	七	七	一	一			八四
八八二	四九四	五五一	三三三	〇〇八	二〇三	四〇	四〇	〇四	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇			〇〇五
八八二	四九四	五五一	三三三	〇〇八	二〇三	四〇	四〇	〇四	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇			〇〇五
七五〇	五九三	三三三	四九六	一八八	二二四	二九	一五〇	二九	八八	八八	八八	四九	二〇			三五
七五〇	五九三	三三三	四九六	一八八	二二四	二九	一五〇	二九	八八	八八	八八	四九	二〇			三五

田		秋		南		郡		本		山						
船越町	脇本村	船川港町	南磯村	戸賀村	北浦町	男鹿中村	五里台村	海西村	計	濱口村	浅内村	柳村	能代港町	東雲村	澤目村	八森村
三、七八〇	五、八五〇	四〇、九五〇	八二、五八〇	一八、六五五	二〇、九〇〇	九〇〇	四、四五〇	四、三五〇	八四、六三〇	七、〇〇〇	七、九〇〇	一〇〇	三、〇〇〇	一、五八〇	一、〇〇五	三、七、五〇〇
五三〇	一七三	四三〇	一八九	二二四	三六五	四一五	五九	一三六	三六八	二二七	一〇六	五三	一七六	一八〇		四九三
二、三三五	一、一八一	九、六五六	三、九九九	一、二三五	二、二四二	四一六	二、五〇〇	一、五九八	一、六五二	一、三一〇	三、三二六	一、三八二	一、九六二	一、九六二		一、三三三
四、〇一八	五八三	四、九三一	一、七七五	三二八	七六七	三九六	一、五〇四	三六一	一八七	一九三	六四一	一七八	二、九八九	二一八		一一八
六二	八四	四三	七二	〇八	三〇	二二	三六	六三	一	一	一	一	一	一	一	四九三
一六	四四	九七	四六	九三	六八	六〇	四三	八〇	三三	五七	五二	七六	六〇	三一	二八	九三
二八	一三	〇九	二七	一〇	八三	一	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

由利郡	計	五二七、〇九〇	三、五三五	二、二一八	四六八	二、三九七	二、四四〇	二、五七三	四、九六九
累	計	二〇五、〇六五	九、五五七	一	一	七、五五七	二、七二四	六、六三六	四、一五二
			・六二			・五七	・〇〇	・二四	・八七

第十四 縣外出稼漁業

組 織

年々縣外ニ出稼スル漁業ヲ大別スレハ漁業經營者及従業者トナリ出稼スルモノ、二様アリテ其出稼地ハ概テ北海道及ヒ樺太島ヲ主トシ露領沿海洲方面ハ最モ少數ニシテ内北海道ハ其八分ヲ占メ其他近年建造セラル、石油發動機船ハ八、九、十月ノ候青森、岩手縣方面ニ鯉釣漁業ノ爲メ出稼スルモ其數最モ少クシテ特記スヘキモノナシ而シテ其漁業種ハさけ、ますにしん建網、にしん刺網、たらしん、貝、昆布採等ニシテ此等漁業經營者ノ内ニハ漁場ノ權利ヲ有スルモノト漁業料ヲ納付シ漁場ヲ借入ル、モノトノ二種アリ又さけ、ますにしん建網及ヒにしん刺網漁業ハ概テ前渡金シテ漁夫ヲ給金雇入スレトモ漁業ニ要スル漁船、漁具ヲ各自ニ携行スルモノト他ヨリ借入レテ漁業ニ従事スルモノトアリ然レトモさめ、たらしん、貝、昆布採等ニシテ其他ノ小漁業ハ多クハ居村ヨリ漁夫ヲ歩合ニテ雇入レ船ニ漁具及食料一切ヲ積ミ込ミ漁期前ニ渡航シ稀ニハ越年スルモノアレトモ概テ漁期終了後歸國シ次年度更ニ漁業準備ヲ整ヘ漁期前ニ出稼スルヲ常トス其漁業種ニヨル雇入期間概テ左ノ如シ

漁業種類	出稼地名	期	節	期	間
にしん建網	北海道	自三月中旬	至六月上旬	三ヶ月	月間
にしん刺網	樺太	自五月上旬	至六月下旬	二ヶ月	月間
にしん刺網	北海道	自三月中旬	至六月上旬	三ヶ月	月間
にしん刺網	樺太	自五月上旬	至六月下旬	二ヶ月	月間
ます建網	北海道	自五月下旬	至八月下旬	三ヶ月	三分ノ一
ます建網	樺太	自九月下旬	至十一月下旬	一ヶ月	三分ノ一
ます建網	北海道	自九月下旬	至十一月下旬	一ヶ月	三分ノ一
ます建網	樺太	自五月下旬	至九月上旬	三ヶ月	三分ノ二
さけ建網	北海道	自九月下旬	至十一月下旬	一ヶ月	三分ノ一
さけ建網	樺太	自五月下旬	至九月上旬	三ヶ月	三分ノ二
さけ建網	北海道	自九月下旬	至十一月下旬	一ヶ月	三分ノ一
さけ建網	樺太	自五月下旬	至九月上旬	三ヶ月	三分ノ二
たらしん	北海道	自一月下旬	至五月下旬	四ヶ月	三分ノ一
たらしん	樺太	自四月上旬	至六月中旬	三ヶ月	月間
たらしん	北海道	自四月中旬	至六月中旬	二ヶ月	月間
たらしん	樺太	自十月中旬	至十一月中旬	一ヶ月	月間
いか釣	同	自六月上旬	至十月下旬	五ヶ月	月間
いか釣	同	自五月下旬	至十月中旬	五ヶ月	月間
ほたて貝曳	同	自五月下旬	至八月下旬	三ヶ月	三分ノ一
ほたて貝曳	同	自六月中旬	至九月上旬	三ヶ月	三分ノ一
昆布採	同	自六月中旬	至九月上旬	三ヶ月	三分ノ一

漁夫雇入法

前述シタルカ如クたら、さめ、いか手繰網其他小規模ノ出稼漁業ハ概テ居村ノ漁夫ヲ以テ一船ヲ組織シ特種ノ技能ヲ有スルモノ又ハ老練ナル漁夫又ハ船主船頭トナリ歩合法ニヨリ出稼漁業スルモノニシテ其方法ハ種々アレトモ概テ漁獲高ヨリ漁船漁具ノ分トシテ三分半、船主一分ヲ差引キ殘餘ノ五分半ヲ漁夫一同ニ配當ス賄料ハ各自負擔スルヲ常トスレトモ又船主持トシテ歩合ヲ多ク徴スルモアリ

次ニさけ、ます、にしん漁業ノ如キ規模大ナル漁業ハ漁業經營者又ハ其代理者各地ニ出張シ十二月ヨリ翌年二月ニ至ル間ニ於テ概テ舊正月前口頭或ハ証書ヲ以テ契約ヲ締結シ是レト同時ニ前金トシテ給金ノ十分ノ八乃至半額ヲ貸與シ給金ノ殘額ハ渡航後雇主ヨリ隨時被雇者ニ小使錢トシテ支給スルヲ常トス而シテ渡航スルニハ雇入期前ニ雇主又ハ其代理出張シ被雇者ヲ一地或ハ數ヶ處ニ取纏メ汽船ニテ各自稼漁業地ヘ直航シ解雇スル迄ノ賄ハ凡テ雇主負擔スルモ歸國スル際ノ旅費ハ各自々辨トス而シテ其雇入期間ノ給金額ハ各漁夫ノ技能ニヨリ差異アルモ一般樺太島ニ出稼スルモノハ漁期ノ延長其他ノ關係上北海道ヨリ給金一般厚ク前記出稼漁業期間北海道ハ男子參拾圓乃至四拾五圓女子拾圓内外樺太島ハ參拾七八圓乃至六拾圓内外ニシテ何レモ渡航費賄料ハ雇主ノ負擔トス而シテ終漁後歸國ノ際ハ九一金ト稱シ其歳ノ水揚高ニヨリ漁夫一同ニ對シ水揚高壹千圓ニ付キ五拾圓ツ、ヲ支給シ之レヲ漁夫ノ各階級ニヨリ配分シ概テ一人當參四圓乃至拾四五圓内外ノ賞與ヲ受クルヲ例トス

資本

各種出稼漁業ニ要スル資本ハ漁場ノ地形、漁業規模ノ大小、出稼漁業地、交通ノ便否及物價ノ高低ニヨリ著シキ差異アリト雖モ之レヲ平均スレハ概テ第十二表ノ如シ

(第十二表)

出稼漁業投資額		(大正二年調)	
出稼漁業種	にしん建網	にしん刺網	たら釣並 其他
漁具一式新調費	一、五〇〇	一五〇	五七五
漁船一式新調費	一、三〇〇	二五〇	二三〇
漁具一ヶ年償却費	五〇〇	二五	一九五
漁船一ヶ年償却費	一五〇	三〇	七七
漁具修繕費	二五〇	三〇	七〇
漁船修繕費	一〇〇	一五	二〇
漁夫雇入費	一、二五〇	二〇〇	四二
漁夫食費	七五〇	九〇	二二五
雜費	二五〇	六〇	一〇〇
漁場料	五〇〇	一	一〇〇
其他諸費	五〇	二〇〇	一
			三三五

備考	得收入一夫漁雇被				出稼地名	漁業純利金	平均漁獲高	平均漁獲高	計
	計	食費	歩合配當	給金					
食費ハ本縣内ニ於ケル漁夫一人ノ食料ト見做シ一ヶ月四圓トシテ計上セリ	五四	一二	五	三七	北海道	一、〇〇〇	四、八〇〇	三、八〇〇	三、八〇〇
	六二	八	一〇	四四	樺太島	三一〇	九六〇	六五〇	六五〇
	六七	一二	一〇	四五	露領沿海洲	三五九	一、一八〇	八二九	八二九
					其	一、三三五	二、五〇〇	一、一六五	一、一六五
					他				

而シテ出稼漁業經營者ヲ大別スレハ農商工業者ニシテ相當資産ヲ有スルモノ、出稼漁業ヲ經營スルモノ及ヒ家計ノ稍々豊ナル漁業者或ハ有志者ノ起業スルモノトノ二種アリ而シテ是等出稼漁業ノ内比較的大規模ノさげ、ます、にしん漁業ハ私力ヲ以テ從業スルモノ極メテ少ナク概ネ漁場、漁具、漁船ヲ借入レ營業スルモノ多ク其料金ハ漁場ニヨリ差異アルモ普通建網一統ニ付千圓刺網參百圓内外ヲ支拂フコト、ナルヲ以テ一朝不漁ニ遭遇センカ是レカ料金タニ支拂フノ途ナク間々次年度ニ於テ返濟スルノ契約ヲ締結スルコトアリト雖モ三分乃至四分ノ金利ヲ附セラル、ヲ以テ若シ不幸ニシテ二三年ノ不漁打續クトキハ遂ニハ家財ヲ消費シ再ヒ立ツ能ハサルノ不具者トナルモノ其例乏シカラス然レトモ是レニ反シ漁場、漁船、漁具等ヲ所

出稼漁業者並從業者數

有スルモノハ假令一二歳ノ不漁續クトモ前者ノ如ク一時ニ窮スルコトナシト雖モ近年ノ出稼漁業ハ從前ノ如キ盛漁ヲ見ルコト稀レニシテ逐年不振ノ傾向アリテ唯漁船、漁具、漁場ヲ所有スルノ行懸リ上ヨリシテ出稼漁業ニ從事シアルノミト謂フモ過言ニアラス然レトモ北海道、樺太島ニ渡航シ小規模ノ釣漁業ニ從事スルモノハ數人共同經營シ各自何レモ漁夫トナリテ從業スルカ或ハ歩合ヲ以テ居村ノ漁夫ヲ雇入レ輕易ニ漁業スルヲ以テ一獲千金ノ漁利ヲ占ムルコトナキモ資本多額ヲ要セシスニ此種ノ出稼漁業者多キ漁村ハ他ノ町村ニ比シ頗ル良好ノ成績ヲ舉ケツ、アリ以上出稼漁業種外ノ小漁業ハ當初ヨリ此種漁業ヲ目的トシテ出稼スルモノ殆ントナク其多クハ前金ヲ受ケにしん建網、刺網漁業ニ出稼從業シ解雇後歸國スルノ旅費ナク又ハ多額ノ借財ノ爲メ一時ノ窮策トシテ從業スルモノアルニ過キス

出稼漁業種ノ内さげ、ます、にしん漁業ノ如キ比較的規模ノ大ナル漁業ハ近年出稼漁業地ノ漁況昔日ノ盛漁ヲ見ルコト難ク漁獲減少シ漸ク魚價ノ騰貴ニヨリ輕シテ其漁業ヲ繼續スルニ過キスシテ漁船、漁具、漁場ヲ私有スルノ行キ懸リ上萬一ヲ僥倖セシカ爲メ從業スルモノ多ク新規起業スルモノ極メテ少ク寧ロ減少スルノ傾向アリ然レトモたら、さめ、いか釣ハ漁業資本ヲ多ク要セス輕易ニ從業シ得ラル、ト其漁況モ著シキ豊凶ナク相當ノ收利ヲ舉ケツ、アルヲ以テ本縣漁業ノ狀態ニ鑑ミ此種漁業乃至他漁業ノ爲メ出張スルモノ近年増加スルノ傾向ヲ呈セリ今大正元年ニ於ケ

各出稼漁業種ノ漁業者數ヲ擧ケル第十三表ノ如シ
(第十三表)

出稼漁業者調

(大正二年調)

郡名	山							本			南			秋		田	郡
	岩館村	八森村	澤目村	東雲村	能代港町	榑村	浅内村	濱口村	計	海西村	五里合村	男鹿中村	北浦町	計	新屋町		
にしん	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
にしん	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
たら釣並	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
其他	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
計	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4

郡名	南		秋		田		河邊郡		計	
	戸賀村	南磯村	船川港町	脇本村	船越町	天王村	飯島村	下新城村		土崎港町
にしん	3	7	1	1	1	1	1	1	1	1
にしん	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
たら釣並	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
其他	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
計	6	10	4	4	4	4	4	4	4	4

郡	由				利	郡	由			
	下濱村	道川村	松ヶ崎村	本莊町			西目村	平澤町	象海町	上濱村
平澤町	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
西目村	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
本莊町	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
松ヶ崎村	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
道川村	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
下濱村	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
計	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5

出稼漁業ノ被雇漁夫ノ現況ハ往時北海道ノにしん、さけ、ます漁業ハ其投資額ニ比シ
漁利多ク從テ被雇漁夫ノ收得モ多額ニ上リ其結果概ネ本縣漁夫ニシテ出稼セナル
モノ殆ントナキノ盛況ナリシノミナラズ漁業者以外ノ他職業者ニシテ山間ノ地方
ヨリ出稼スルモノモ亦多ク其數出稼被雇漁夫數ノ過半ヲ占メタルカ如キ狀況ナリ
シモ近年此等被雇漁夫ハ家計ノ許ス限リハ出稼ヲ厭フノ現象ヲ呈スルニ至レリ斯
ル所以ノモノハ其原因種々アルヘシト雖モ一ニ漁利ノ稀薄ニシテ給金意外ノ收得
殆ントナク且ツ此等漁夫ノ慣習トシテ出稼期前後ニ於テ前渡金乃至些少ノ雜用ア
ルヲ奇貨トシテ家計ノ不如意ナルニ拘ラス概ネ身仕度飲食等ニ鈔カラス徒費シ千
百萬難ノ報酬ハ一モ家族ヲ慰安セシムルコト能ハス却テ出稼後ノ慘事トナリ遺族
ハ借人ヨリ以上ノ心苦難ヲ嘗メツ、アルノ現況ナルヲ以テ近年ハ何レモ茲ニ留
意シ他ノ職ヲ求メ得ル限リハ出稼セサルニ至レリト雖モ物價ハ騰貴シ縣内ノ漁況
ニ難想ノ漁利ナク漁業投資者モ躊躇スルノ一般狀態トナリタルヲ以テ前金ヲ受ケ

山		本		秋		田		南		郡		郡名			
岩館村	八森村	澤目村	東雲村	能代港町	機内村	濱口村	計	湯西村	五里合村	男鹿中村	北浦町	戸賀村	南磯村	船川港町	町村名
1,100	1,100	1,100	1,100	4,800	1,100	1,100	24,000	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	28,800	1,100	建設 網刺 網 たらの 釣並
													5,700		其他
													34,500		計
山		秋		田		郡		河邊		郡		郡名			
船越町	天王村	飯嶋村	下新城村	土崎港町	計	新屋町	濱田村	計	下濱村	道川村	松ヶ崎村	本莊町	西目村	平澤町	町村名
1,100	9,600	1,100	1,100	1,100	30,700	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	建設 網刺 網 たらの 釣並
															其他
	9,600				32,900										計

郡	山	本	秋	田	南	由	利	累
上瀬村	象潟町	金浦町	計	計	計	計	計	計
4,800	9,600	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	52,800
								10,500
								1,100
								7,800

(第十六表)

沿海各部出稼漁夫收得調

(大正二年調)

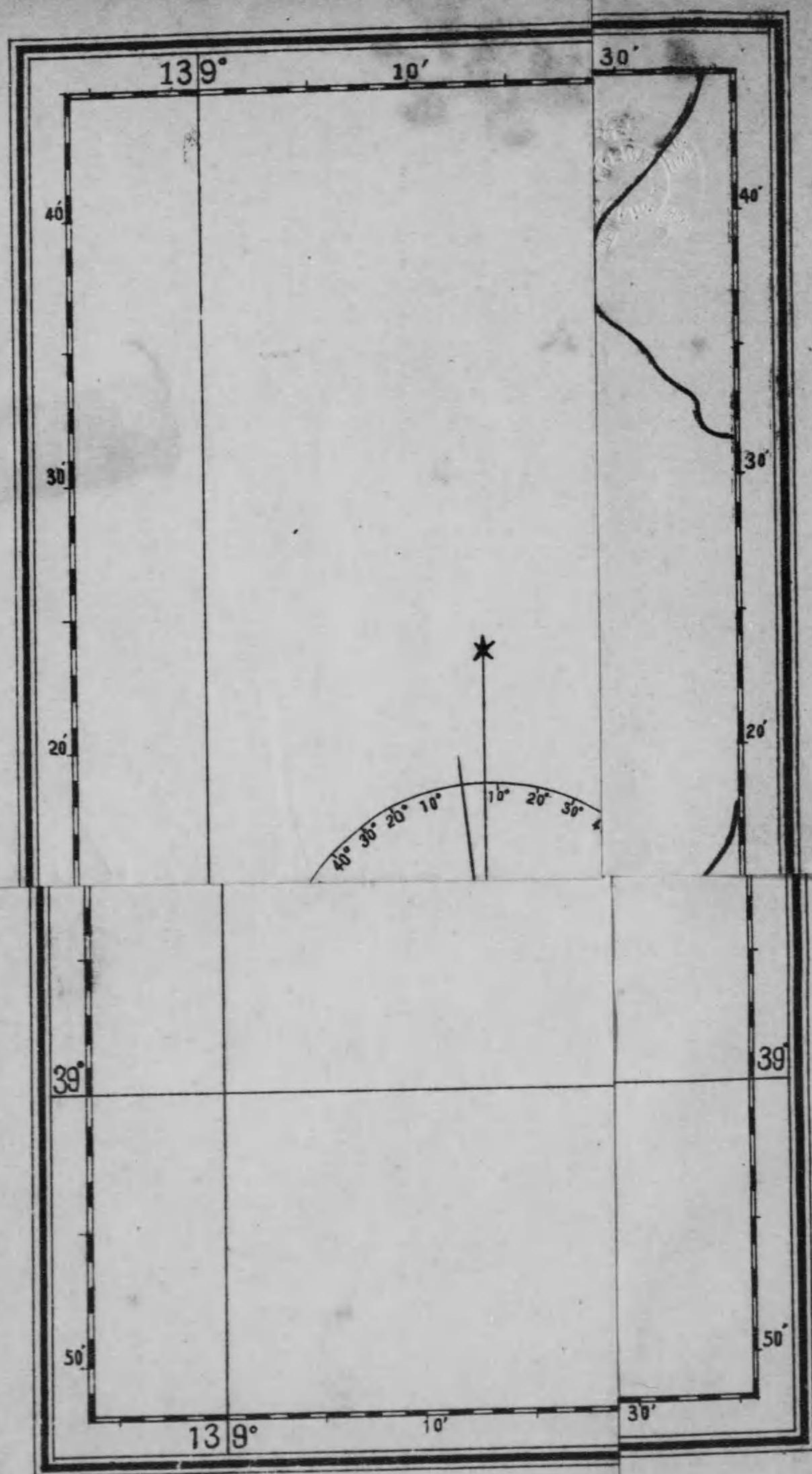
山		本		秋		田		南		郡		郡名				
岩館村	八森村	澤目村	東雲村	能代港町	機内村	濱口村	計	湯西村	五里合村	男鹿中村	北浦町	戸賀村	南磯村	船川港町	飯島村	町村名
2,100	10,800	15,700	23,700	3,400	1,500	1,100	20,400	1,100	1,100	1,100	4,900	6,300	4,800	2,000	1,100	北海道
	7,400	2,700	3,700													樺太
	5,300	5,600	1,600													沿海
	2,100	2,300	2,000													洲
																計
山		秋		田		郡		河邊		郡		郡名				
船越町	天王村	飯嶋村	下新城村	土崎港町	計	新屋町	濱田村	計	下濱村	道川村	松ヶ崎村	本莊町	西目村	平澤町	町村名	
1,100	9,600	1,100	1,100	1,100	30,700	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	建設 網刺 網 たらの 釣並	
															其他	
	9,600				32,900										計	

二三月頃迄消費セラレ且ツ出稼契約期間満了トナルモ其多クハ以前ノ如ク給金以外ノ特別配當金ヲ得ルカ如キ盛漁トテナク一金ノ貯ヘモナク歸國スルニ方リ國元ニ旅費ヲ請求シ輕シテ歸國スルノ一般狀態ナルヲ以テ出稼後ノ遺族ハ其日ノ糊口ニ苦ミ策盡キ術窮マリ其慘狀蓋シ豫想スルニ餘リアリ

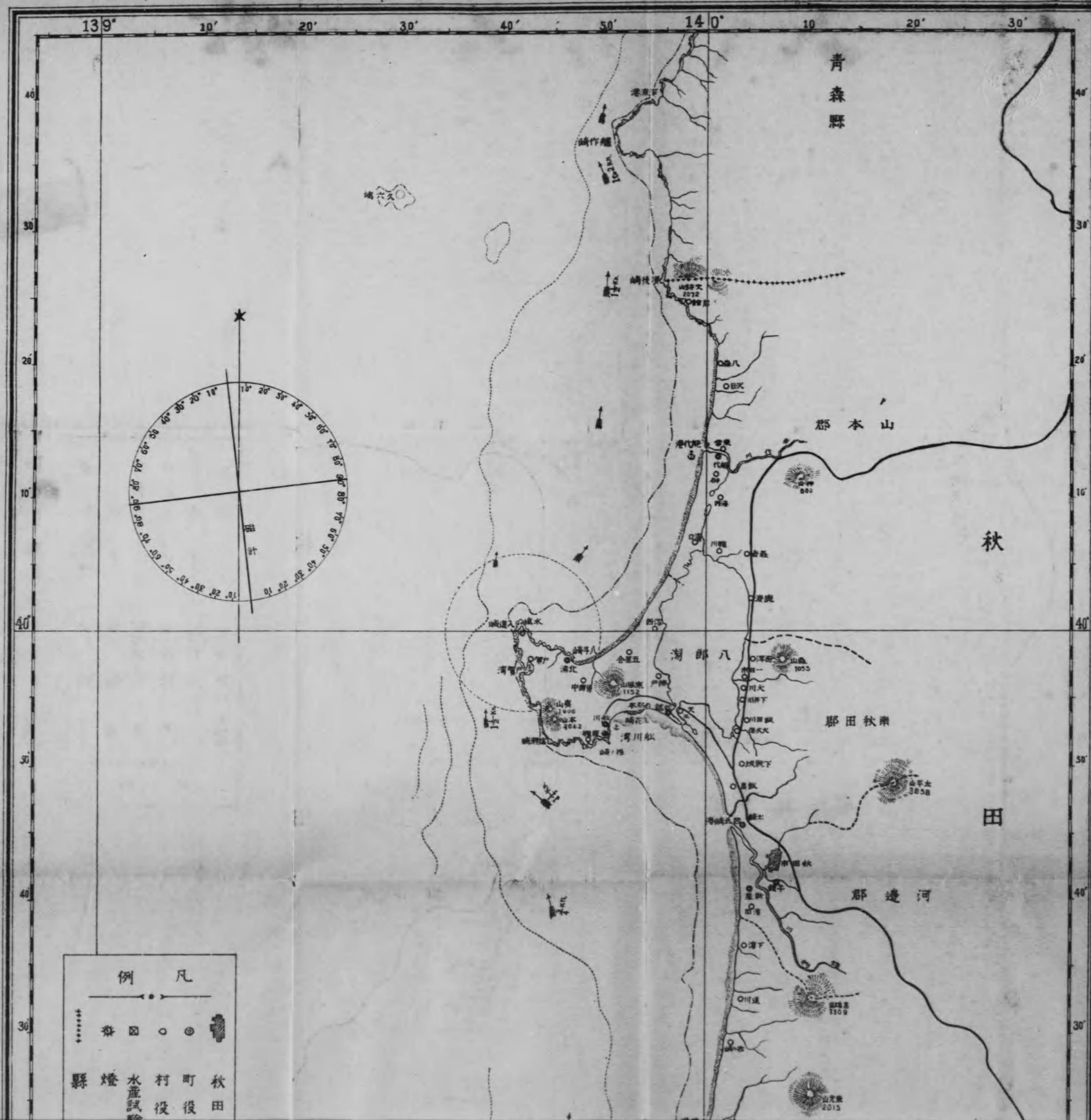
出稼漁業ノ現況ハ以上各項ニ繰述シタルカ如クニシテ出稼漁業ノ盛衰ハ縣經濟上ニ至大ノ關係ヲ有ストニ出稼漁夫ハ本縣漁業種中最モ進取的ニシテ多額ノ費用ヲ要セス輕易ニ漁業シ得ラレ漁利又多ク沿海各地ニ於テ漁業シ得ラル、春季ノ有望ナル漁業ノ漁期後ニアラサレハ歸國セサルト又本縣冬季ノ重要漁業ノ一ニ算セラレ、たら、さめ漁業ノ盛漁期中ニ出稼地ニ出發スルヲ以テ縣内たら、さめ漁業船ハ其數著シク減少スルヲ以テ其不利ヤ必セリ加之此等出稼漁夫ハ何レモ縣内漁夫中ノ壯者ノミニテ縣漁業ハ此等漁夫ニ待チニアラサレハ相當漁業ヲ營ムコト能ハス殊ニ秋冬季節ノ荒海ノ漁業ニ於テオヤ

本縣下ノ水産業中河川湖沼以外ノ沿海四郡ニ於ケル漁業ノ狀態ハ以上各章ニ於テ詳記シタルカ如ク此ヲ通觀スルニ漁業組織最モ幼稚ニシテ沿岸ニノミ踞踏シ一種一期ノ漁業ヲ營ミ朝出晚歸ノ坐取的漁業ノミニ從事シテ顧ミス海況ノ變遷ニ伴フテ改進スヘキ漁業ハ唯徒ラニ空想ニ過キ實施セサルト又一獲千金ノ夢想ヲ以テ出稼漁業ニ從事シ却テ遂ニハ產ヲ破リ糊口ニ苦ミ耕スル

ニ田畑ナク漁スルニ漁網ナク彷徨スルアリ又多數漁夫ハ前金トシテ即金數拾圓ヲ懷ニシ得ルヲ奇貨トシ出稼被雇トナリ縣下ノ漁業ヲ顧念スルナキ等ハ本縣漁業ノ振進セサル原因ナルヘシ之レヲ救済シ萬難ヲ排シ全力ヲ集注シ改良啓發ノ方途ニ向ツテ猛進シ以テ速力ニ幾多ノ遺憾ヲ拭去シ縣下水産業ノ健全ナル發達ヲ遂ケシムルハ官民ノ俱ニ努力スヘキ焦急ノ問題ナリト信ス依テ其施設方法ニ關シテハ事實ニ徴シ更ニ後編ヲ以テ卑見ヲ開陳シテ一般ノ高示ヲ仰カントス

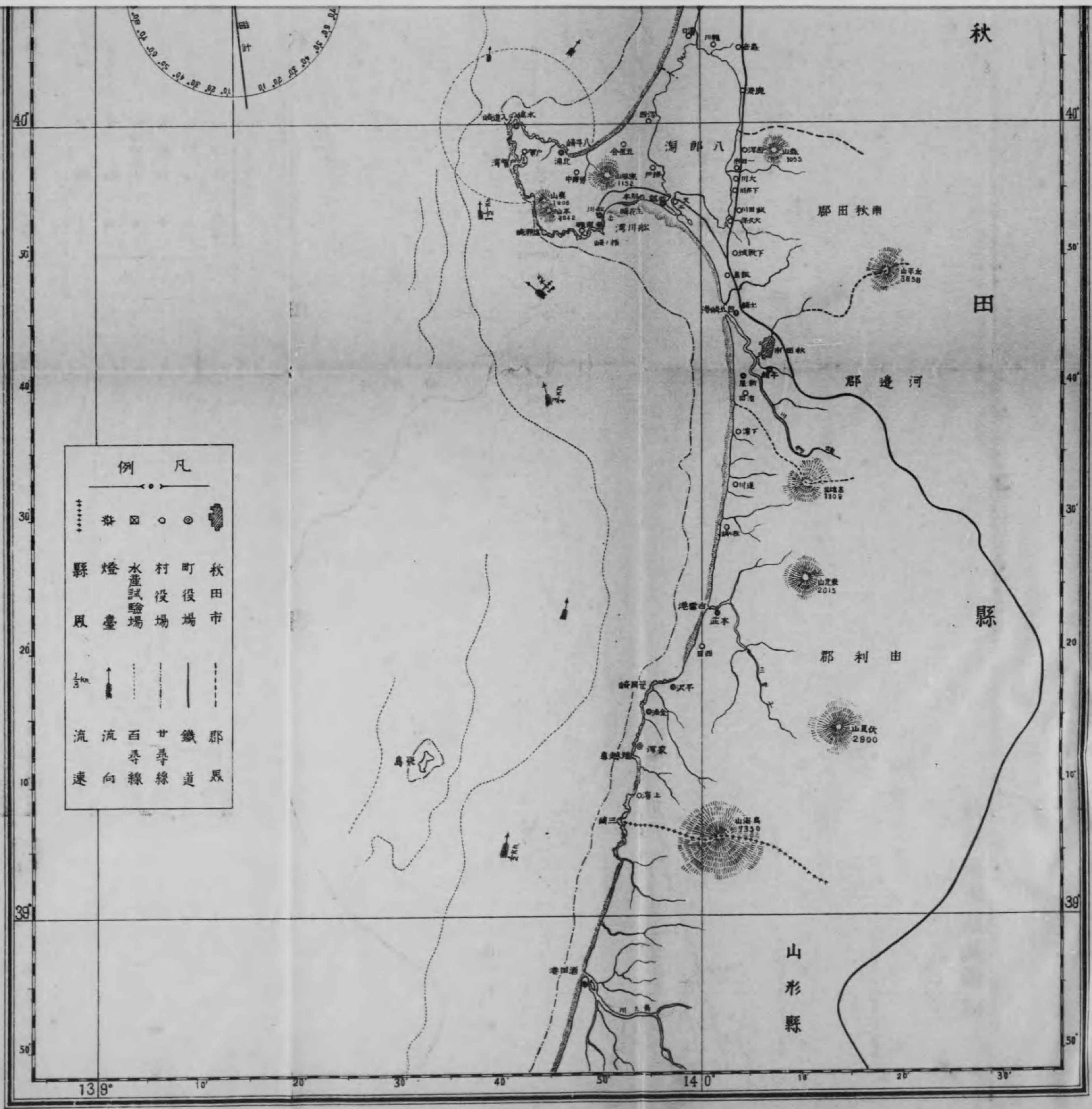


Faint, illegible text or bleed-through from the reverse side of the page, appearing as ghostly impressions of characters or lines.



例 凡

⋯⋯	⊠	○	●	⬮
縣	燈	水產試驗	村役	町役
				秋田



例 凡

縣	燈	水	村	町
界	臺	産	役	役
		試	場	場
		驗		
		場		
流	流	百	甘	鐵
速	向	尋	尋	道
		線	線	郡
				界

142
814

大正三年三月一日印刷
大正三年三月二十日發行

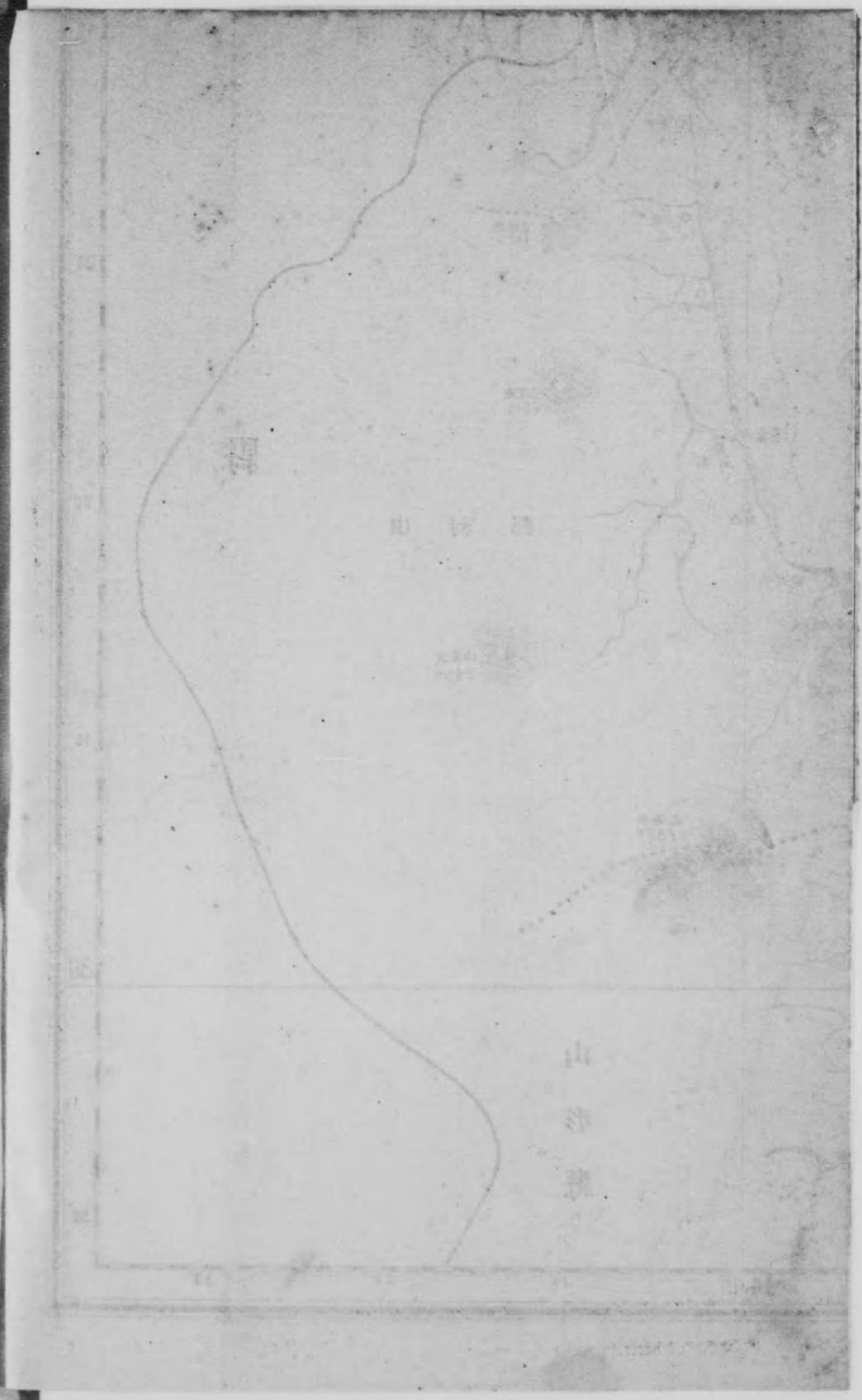
秋田縣水產試驗場

印刷者 松本讓

秋田縣秋田市茶町菊之丁一番地

印刷所 明治活版所

秋田縣秋田市茶町菊之丁一番地



終

